

令和3年(ネ)第605号 安保法制違憲訴訟控訴事件

控訴人 [REDACTED] ほか

被控訴人 国

## 控訴人準備書面(32)

2022年1月12日

福岡高等裁判所第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 吉 田 良 尚

福 崎 博 孝

森 永 正 之

ほか

### 目次

(はじめに)

1. 原判決が認めた“平和的生存権・人格権侵害による精神的苦痛”と、それを国賠法上の保護対象から排除した原判決の粗雑な論理

(1) 原判決の判断

ア 平和的生存権の侵害について

(ア) 平和的生存権侵害に伴う精神的被害の捉え方

(イ) 付隨的違憲審査制度を採用したことに伴う内在的制約

(ウ) 本件事案について(原告らの受ける精神的苦痛について)

イ 人格権の侵害について

(ア) 人格権侵害に伴う精神的被害の捉え方

(2) 付隨的違憲審査制に伴う「内在的制約論」は、極めて質の悪い「受忍限度論」であること（原判決批判）

## 2. 原爆被爆者（原告及び死亡原告）の凄惨な被爆体験

- (1) 亡■さんの陳述書（甲D 4）
- (2) 亡■さんの陳述書（甲D 2）
- (3) 亡■さんの陳述書（甲D 6）
- (4) 控訴人■さんの陳述書（甲D 3）
- (5) 控訴人■さんの陳述書（甲D 118）
- (6) ■さんの陳述書（甲D 99）
- (7) ■さんの陳述録取書（甲D 27）

(はじめに)

本準備書面では、原判決が「被爆者原告らの凄惨な被爆体験を背景とする『精神的苦痛』を事実認定しながら、それは付隨的違憲審査制に内在する制約（内在的制約論）により国賠法上保護されない」と判示していますが、“その論理には明らかに矛盾があるといわざるを得ないこと”、そして、“被爆者原告らが経験した凄惨な被爆体験を具体的に見ていくと、そこに認められる被爆者原告らの『精神的苦痛』が尋常ならざるものであったこと”、さらには、“付隨的違憲審査制に内在する制約などという「極めて質の悪い受忍限度論」では、国賠法上の保護対象から、被爆者原告らの『精神的苦痛』を排除することは出来ないこと”等を明らかにしてみたいと思います。

## 1. 原判決が認めた“平和的生存権・人格権侵害による精神的苦痛”と、それを国賠法上の保護対象から排除した原判決の粗雑な論理

### (1) 原判決の判断

## ア 平和的生存権の侵害について

### (ア) 平和的生存権侵害に伴う精神的被害の捉え方

原判決は、原告らの主張する平和的生存権の侵害について、「本件各行為により平和的生存権を侵害され精神的苦痛を受けたと主張するところは、本件各行為が憲法9条に違反し違憲であると認識したこと自体による精神的苦痛、又は、そのような本件各行為により生じるおそれがある抽象的な事態を想定することにより受けた精神的苦痛を、平和的生存権に対する侵害として主張するものにほかならない。」

（28頁）と判示しています。この原判決の平和的生存権の整理の仕方については疑問もありますが、少なくとも原判決は、“何らかの意味での平和的生存権の存在”を認め、“その侵害により何らかの精神的苦痛が生じ得ること”を認めているということになります。

### (イ) 付隨的違憲審査制度を採用したことに伴う内在的制約

以上のとおり、原判決は、“平和的生存権の侵害により精神的苦痛が生じ得ること”を認めながらも、「付隨的違憲審査制が採用され、抽象的違憲審査制が採用されていない我が国において、内閣による閣議決定や国会による立法行為が違憲であると認識したとしても、これに対する抽象的な違憲審査は許されないことからすると、上記のような立法行為等の違憲性を認識したこと自体による精神的苦痛は、付隨的違憲審査制を採用したことに伴う内在的制約として、国賠法上保護された権利又は法的利益に当たるということはできず、同様に、上記立法行為等により生じるおそれがある抽象的な事態を想定したことにより受ける精神的苦痛も、国賠法上保護された権利又は法的利益に当たるということはできないと解される。」（28頁）と判示しています。すなわち、原判決は、安倍内閣の「7・1閣議決定」や「新安保法制法」そして「その法律の執行の深化による軍備増強」がいかに明白に憲法に違反していても、また、それによりいかに国民が精神的苦痛を受けたとしても、「それは付隨的違憲審査制度に必然的に伴う内在的制約であって、制度的にいかんともし難く、国民は諦めるしかないのです、我慢しなさい。」と判示しているといえ

ます。

#### (ウ) 本件事案について（原告らの受けた精神的苦痛について）

以上の論理を前提に、原判決は、本件事案における原告らの受けた精神的苦痛について、「原告らは、原告らが受けた精神的苦痛は個別的、具体的な現実の精神的苦痛である旨主張する。確かに、証拠によれば、原告らは、本件各行為が違憲であると認識し、そのことにより、それぞれ主張し、供述又は陳述するような思いを抱き、特に、第二次世界大戦や原子爆弾による被害を体験した原告らは、当時の被害体験を想起し多大な精神的苦痛を感じたことが認められる。」（28～29頁）と判示しています。原判決は、ここにおいて、原告らの主張し供述又は陳述するような思いを抱いたことを精神的苦痛と捉えているとも考えられ、特に被爆者原告については、「当時の被害体験を想起し多大な精神的苦痛を感じたことが認められる」（29頁）と、明確にその精神的苦痛を認めていいます。

しかし、それでも原判決は、「原告らが主張する本件各行為による平和的生存権の侵害についての上記性質は、原告ら各々の属性や精神的苦痛の程度により異なるものではなく、上記判断を左右するものではない。」（29頁）として、被爆者原告らの凄惨な被爆体験を背景とする精神的苦痛さえも国賠法上の権利又は法的利益に当たらない、としているのです。

#### イ 人格権の侵害について

##### (ア) 人格権侵害に伴う精神的被害の捉え方

原判決は、原告らの主張する人格権について、「（原告らが）人格権が侵害され精神的苦痛を受けたと主張するところは、本件各行為が憲法9条に違反し違憲であると認識したこと自体による精神的苦痛か、又は、そのような本件各行為により生じるおそれがある抽象的な事態及びこれに伴い生じるおそれがある生命、身体の危険を想定することにより受けた精神的苦痛を、上記各人格権に対する侵害として主張するものにはかならない。」（30頁）と判示し、表現は一部異なるものの、その内容は、原判決が平和的生存権の侵害で論述したものとほとんど変わらないとい

えます。すなわち、原判決は、平和的生存権における権利も、人格権における権利又は法的利益のそれもほぼ同じものとして捉えているといえます。なお、人権侵害については、平和的生存権侵害に関する判示と異なり、「確かに、証拠によれば、原告らは、本件各行為が違憲であると認識し、そのことにより、それぞれ主張し、供述又は陳述するような思いを抱き、特に、第二次世界大戦や原子爆弾による被害を体験した原告らは、当時の被害体験を想起し多大な精神的苦痛を感じたことが認められる。」（28～29頁）という言及はありませんが、そのことは当然の前提とされています。

#### （イ）付隨的違憲審査制度を採用したことに伴う内在的制約

以上のとおり、原判決は、人格権についても、人格権の侵害による精神的苦痛が生じ得ることを前提としながらも、「上記立法行為等の違憲性を認識したこと自体による精神的苦痛や、これにより生じるおそれがある抽象的な事態を想定したことにより受ける精神的苦痛は、付隨的違憲審査制を採用したことに伴う内在的制約として、国賠法上法的に保護された権利又は法的利益に当たるということはできず、そのことは、原告らの各々の属性や精神的苦痛の程度により異なるものではないとすべきである。」（30頁）と判示しています。この点も原判決が平和的生存権の侵害で論述したものとほとんど変わらず、まったく同じ内在的制約論を展開しています。

#### （2）付隨的違憲審査制に伴う「内在的制約論」は、極めて質の悪い「受忍限度論」であること（原判決批判）

ア 原判決を精査すると、それ（原判決の内在的制約論）が“裁判所の違憲判断”を封じ込めてしまう極めて質の悪い「受忍限度論」であることが分かります。すなわち、原判決の内在的制約論では、安倍内閣の「7・1閣議決定」や「新安保法制法」そして「その法律の執行の深化による軍備増強」がいかに明白に憲法に違反していても、また、それによりいかに国民が精神的苦痛を受けても、「それは付隨的違憲審査制度に必然的に伴う内在的制約であって、制度的にいかんともし難く、

国民は諦めるしかないのであり、我慢しなさい。」 というに等しいのであり、“裁判所による憲法判断の封じ込め” 以外のなにものでもないのです。逆に言えば、その内在的制約論を認めることは、行政・立法のいかなる憲法破壊行為に対しても司法は無力であり無能であることを認めるにも等しく、しかも、行政や立法に迎合する“裁判体の卑劣な逃げ口上を許すこと” にもなってしまいます。つまり、いわゆる受忍限度論が「公共性のある加害行為とそれによる被害の性質や実態を考量して違法性が判断される（加害行為と被害との比較考量）」という、ある意味で柔軟性のある判断指標であることからすれば、裁判所の憲法判断に“有無もいわせずに裁判所自らが厚い壁をつくってしまう「内在的制約論」” は、柔軟性も何もない「極めて質の悪い受忍限度論」といわざるを得ないです。

イ 原判決は、「証拠によれば、原告らは、本件各行為が違憲であると認識し、そのことにより、それぞれ主張し、供述又は陳述するような思いを抱き、特に、第二次世界大戦や原子爆弾による被害を体験した原告らは、当時の被害体験を想起し多大な精神的苦痛を感じたことが認められる。」（28～29頁）と判示して、原爆被爆者など戦争被害者の精神的苦痛を認めています。

それにもかかわらず、上記「多大な精神的苦痛」について「内在的制約論によつて国賠法上の保護を付与しない」、そして、「原告らが主張する本件各行為による平和的生存権の侵害についての上記性質は、原告ら各々の属性や精神的苦痛の程度により異なるものではなく、上記判断を左右するものではない。」（29頁）、「そのこと（筆者注：人格権について国賠法上の保護を付与しないこと）は、原告らの各々の属性や精神的苦痛の程度により異なるものではないといるべきである。」（30頁）をしてしまうことは、控訴理由書第3の2、3のとおり、明らかに論理が破綻しているといるべきです。そして裁判所が、原告ら（特に原爆被爆者）は“本件各行為が違憲であると認識し当時の被爆体験を想起して多大な精神的苦痛を受けた”と事実として認定した以上、“本件各行為が憲法に違反するか否かを判断して、それを否定する（違憲ではない判断する）”以外に、原告らの精神的苦痛が国賠法

上の保護に値しないという結論は出せないはずなのです。

## 2. 原爆被爆者（原告及び死亡原告）の凄惨な被爆体験

そのことは、原爆被爆者らの壮絶で凄惨で悲惨な被爆体験を知れば、その後の彼らの辛くて苦しい人生が想像に難くなく、彼らのさまざまの精神的苦痛も十分に理解できるはずです。そしてそれは、明らかに客觀性をもった精神的苦痛というべきであり、単なる私的な感情としての主觀的な精神的苦痛とは本質的に異なるのであり、わが国の戦争被害（いや世界の戦争被害）という観点からすれば、他の国民の属性とは一線を画するほどに強い社会性や公共性を有するものであって、国賠法上の法的保護に値しない等と断することは到底できないはずです（すなわち、わが国の直接被爆者の凄惨な被爆体験は、いまの日本社会の公共財になってしまったのです。）。彼らは、その壮絶で凄惨で悲惨な被爆体験を糧に二度と自分たちと同じような悲惨な経験をする人を出さないようにするために、核廃絶運動や平和運動の主体となり、または、そのわき役として運動を支え進めてきたのです。そして、そのバックボーンとなったのは、他の何ものでもない「原爆による壮絶かつ悲惨な被爆体験」と、それを乗り越えるための「日本国憲法の平和主義と憲法9条」の存在なのです。それを安倍内閣の「7・1閣議決定」や「新安保法制法」そして「その法律の執行の深化による軍備増強」がいとも簡単に破壊し、壮絶かつ凄惨で悲しい被爆体験から立ち上がり核の廃絶を願って行動してきた彼らの人生のすべてを否定しそ去ってしまったのです。このことによる彼らの精神的苦痛は想像を絶するものであり、その精神的苦痛の客觀性を疑う者はいないのではないでしょうか。単なる主觀的な怒りや腹立たしさとは次元を異にするものといえます。以上からすれば、被爆者たる原告らの平和的生存権侵害に伴う精神的苦痛、人格権・人格的利益の侵害に伴う精神的苦痛が、“国賠法上の保護に値すること”は明らかというべきです。

いずれにしても、原判決は、「原告らが本件各行為を違憲と認識したが、果たしてその違憲の認識が正しかったか否か」、「原告らの原子爆弾被爆などという凄惨

な実体験を背景としてうけた本件精神的苦痛がどの程度のものなのか」などの認定や判断をせざるを得なかつたはずです。そして、そのためには少なくとも、裁判所において、「新安保法制が合憲か否かを判断するが必要」があつたはずです。しかし、それを付隨的憲法審査制に伴う内在的制約などという似非論理により、論点をすり替えたのが原判決なのです。

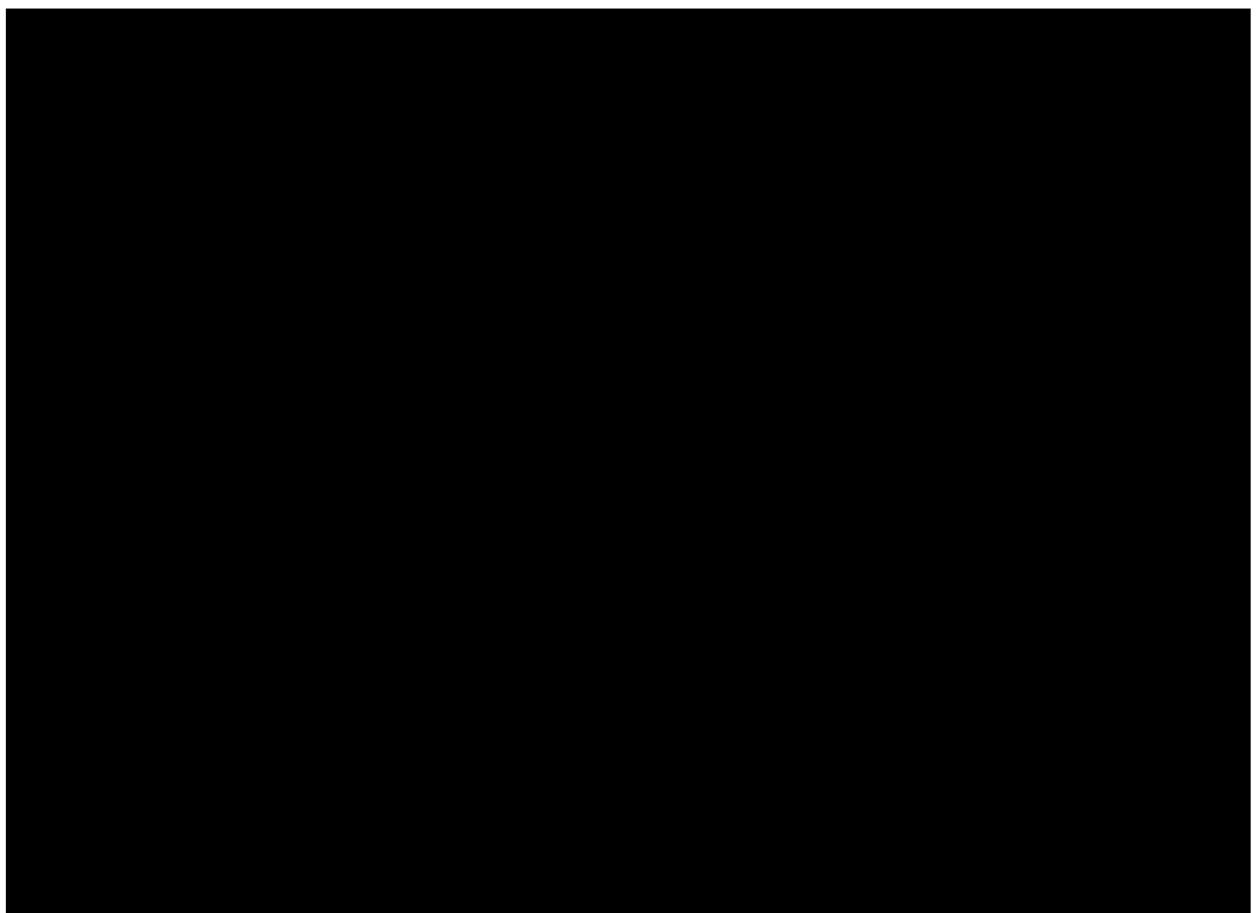
したがって、ここにおける精神的苦痛に関する裁判所の判断では、特に“原爆被爆者の被爆時の壮絶で凄惨で悲惨な被爆の実体験”が極めて重要なものとなるのであり、それを抜きにして、“彼らの権利又は法的利益の国賠法上の保護の可否”などを議論することができるはずもありません。また、原判決は、平和的生存権・人格権の侵害の性質について「原告ら各々の属性や精神的苦痛の程度により異なるものではない」といいますが、原判決のいう内在的制約論を前提にし、被爆者の被爆体験の現代社会における公共財としての価値を無視しない限り、そのようなことは到底いえるはずもありません。

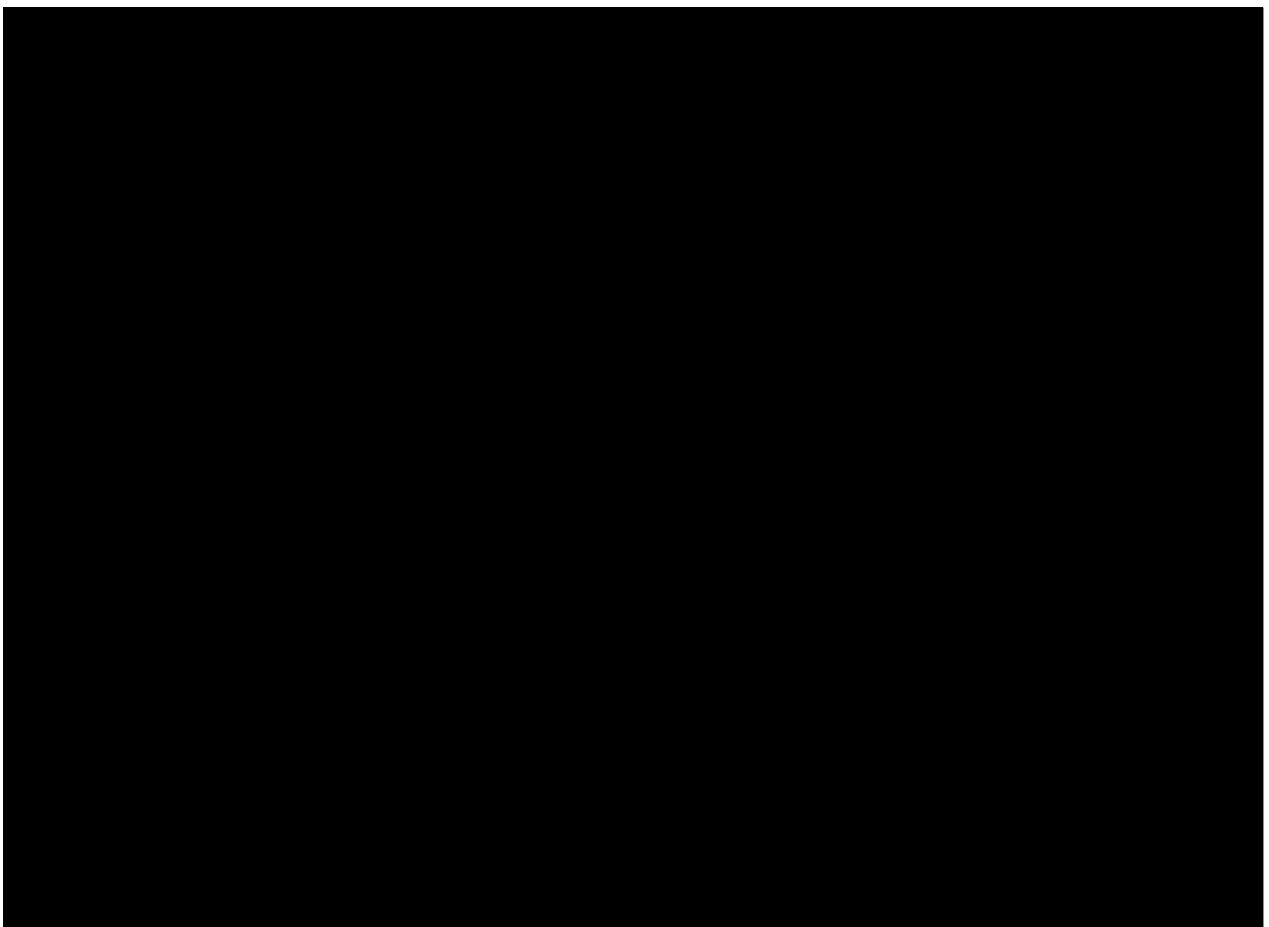
そこでここでは、以下のとおり、7名の原告ないし原告であった（お亡くなりになられた）原爆被爆者の凄惨な体験談（原審の原告準備書面（29）42頁～49頁参照）を、その陳述書に記載された文字面だけではなく、視覚に訴えた説明を加えて整理してみます。なお、視覚に訴えるための写真集（甲B114）には、原告であった亡■さんの写真が掲載されており、それを使わせていただきました。また、惨状絵図（甲B115）は、下記の各被爆者原告が描いた絵図ではありませんが、彼らも同様の悲惨な情景を目の当たりにしており、各被爆者原告の陳述内容に沿った場面での絵図、あるいは、陳述内容の情景を想起するのにふさわしい絵図を使わせていただきました。しかしそれでも、絵図は絵図であり、写真ほどの写実力がありません。被爆者らが目撃して壮絶で凄惨な悲しい過去の現実（悲劇）は、これらの絵図以上のものがあったことを文字面にもう一度戻って想起し、その壮絶で凄惨な悲しい現実（悲劇）を五感で感じ取って下さい。

(1) 亡中 [REDACTED] さんの陳述書（甲D4）

ア 被爆時は15歳で、三菱電機工業青年学校の2年生でした。・・・私は、会社に着くとすぐに地下工場に行き、点呼が済み次第、作業に取り掛かりました。作業が軌道に乗っていた午前11時2分、前触れもなく、工場が停電しました。トンネル内は、真っ黒になりました。その後、ドーンと強烈な爆風が来て、私は、その場に吹き倒されました。・・・その後、上司から、「負傷者を救助に行け」との命令があり、私は、救助に向かいました。・・・負傷者の収容が終わると、自宅に帰つていいぞと上司から言われたので、友人の中島一君と帰ることにしました。港の対岸の県庁舎が燃えて、長崎駅方面は煙が立ち込めて全く見えない状況でしたので、私は、市街地の方に爆弾が落とされたものと思っていました。（陳述書1～3頁）

【惨状絵図】（甲B115）36～37頁、38～39頁

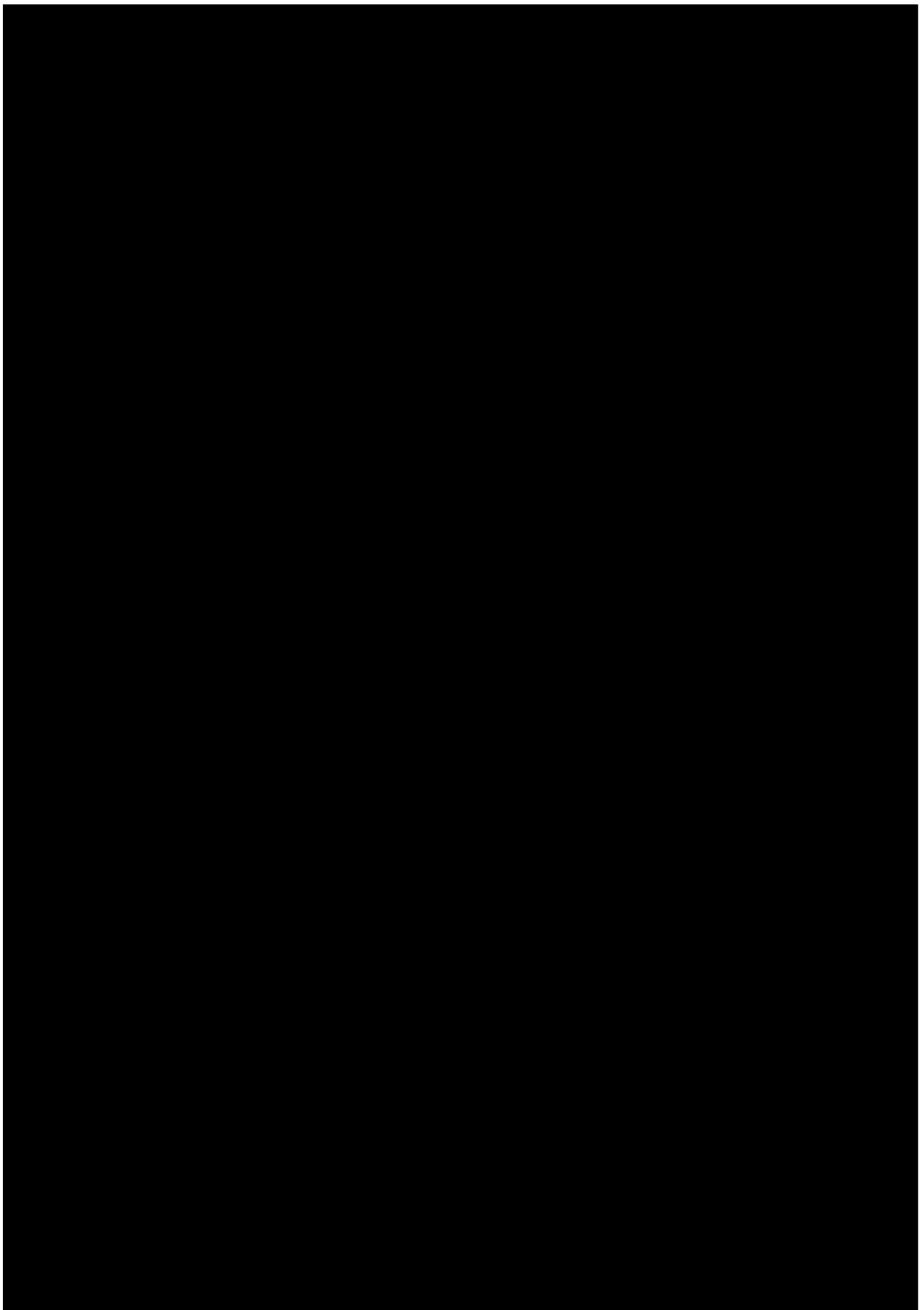


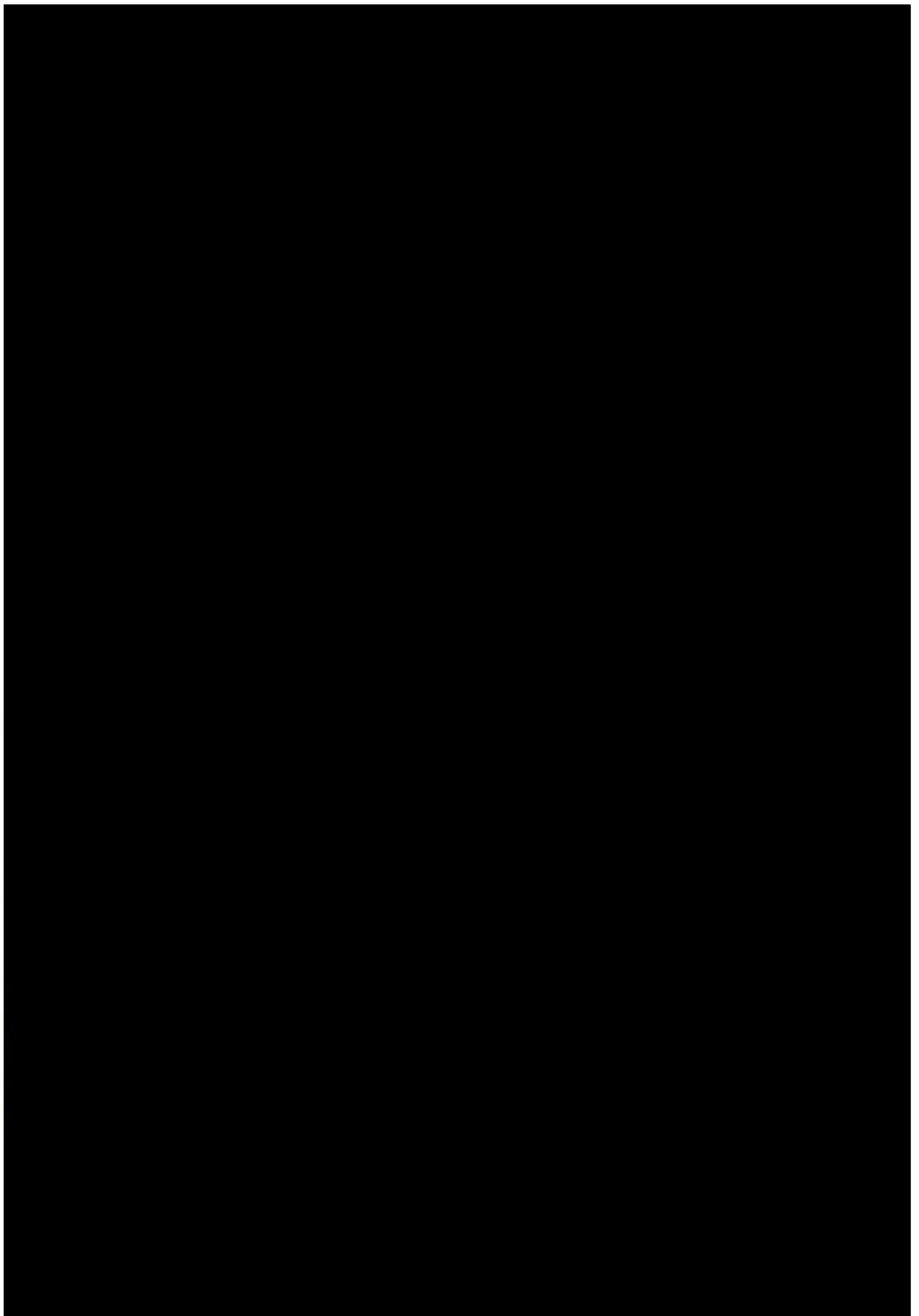


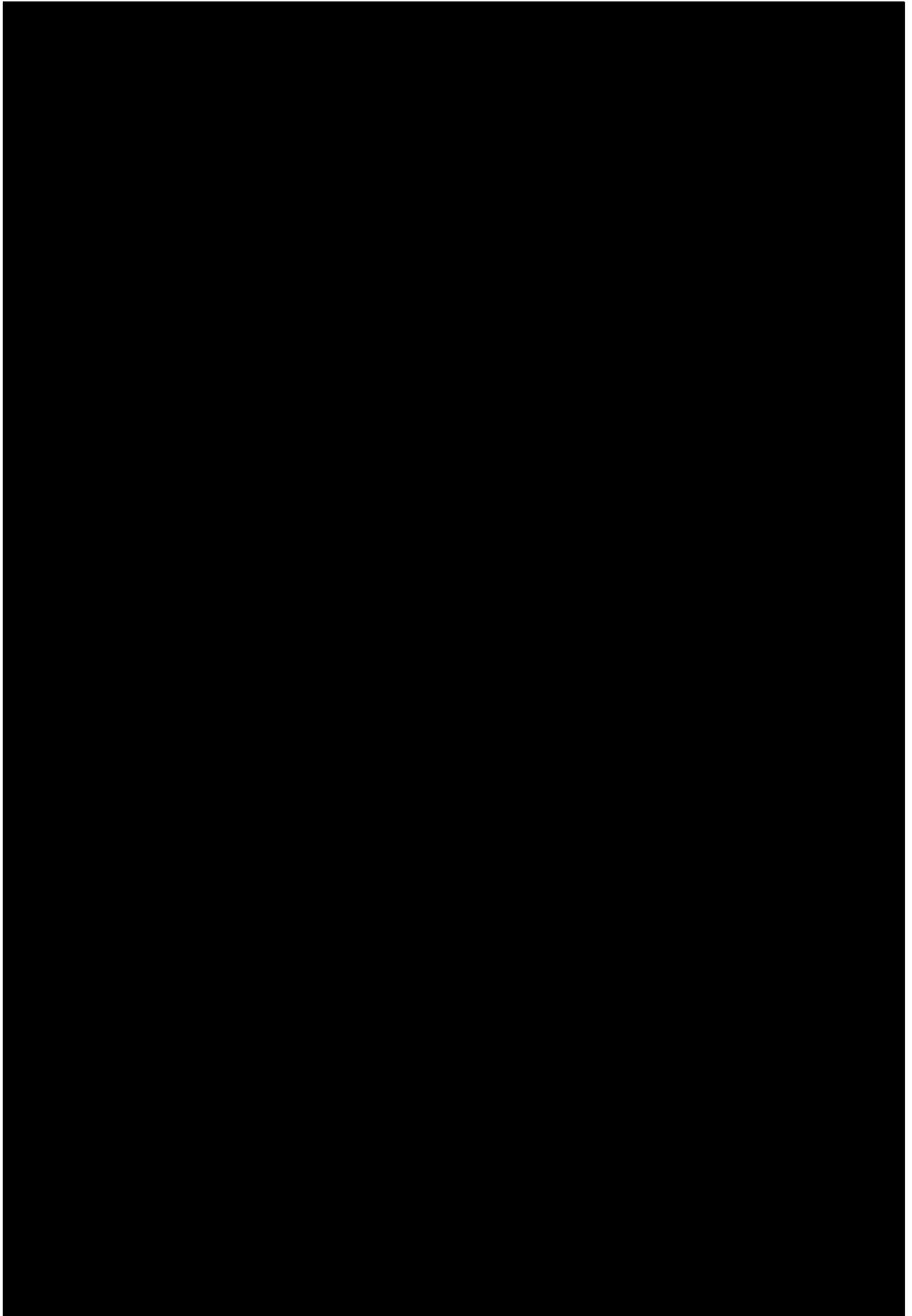
イ 道路に出ると、目の前を負傷者が右往左往していました。髪の毛が焼けてなくなっている人。衣服とも焼けて全裸で喚きながら飽の浦方面へ急いでいる人。血だらけの子どもを抱いて急いでいる人。私は、その様子を見て、一体どうなっているのか、何があったのか全く分かりませんでした。

200mほど、北へ進むと住宅街は火の海で行く先を阻まれました。私は、山を越えようと稻佐山に向かいました。山中に入ると、木々は倒れ、あちこちに煙が立ち込んでいました。木の陰には、負傷した人が何人も寄り添って座り込んでいました。息絶えた子どもを抱いて項を垂れて座り込んでいる母親。横たわっている親の側で泣きじやくる子ども。水をくれーと叫ぶ声。ここまで逃げてきて息絶えた遺体があちこちに散乱していました。眼下を見下ろすと、市街地は見渡す限り廃墟と化し、煙が立ち込める中に三菱製鋼の大型煙突が数本立っていました。（陳述書4頁）

【惨状絵図】（甲B115）42～43頁、44～45頁、116～117頁

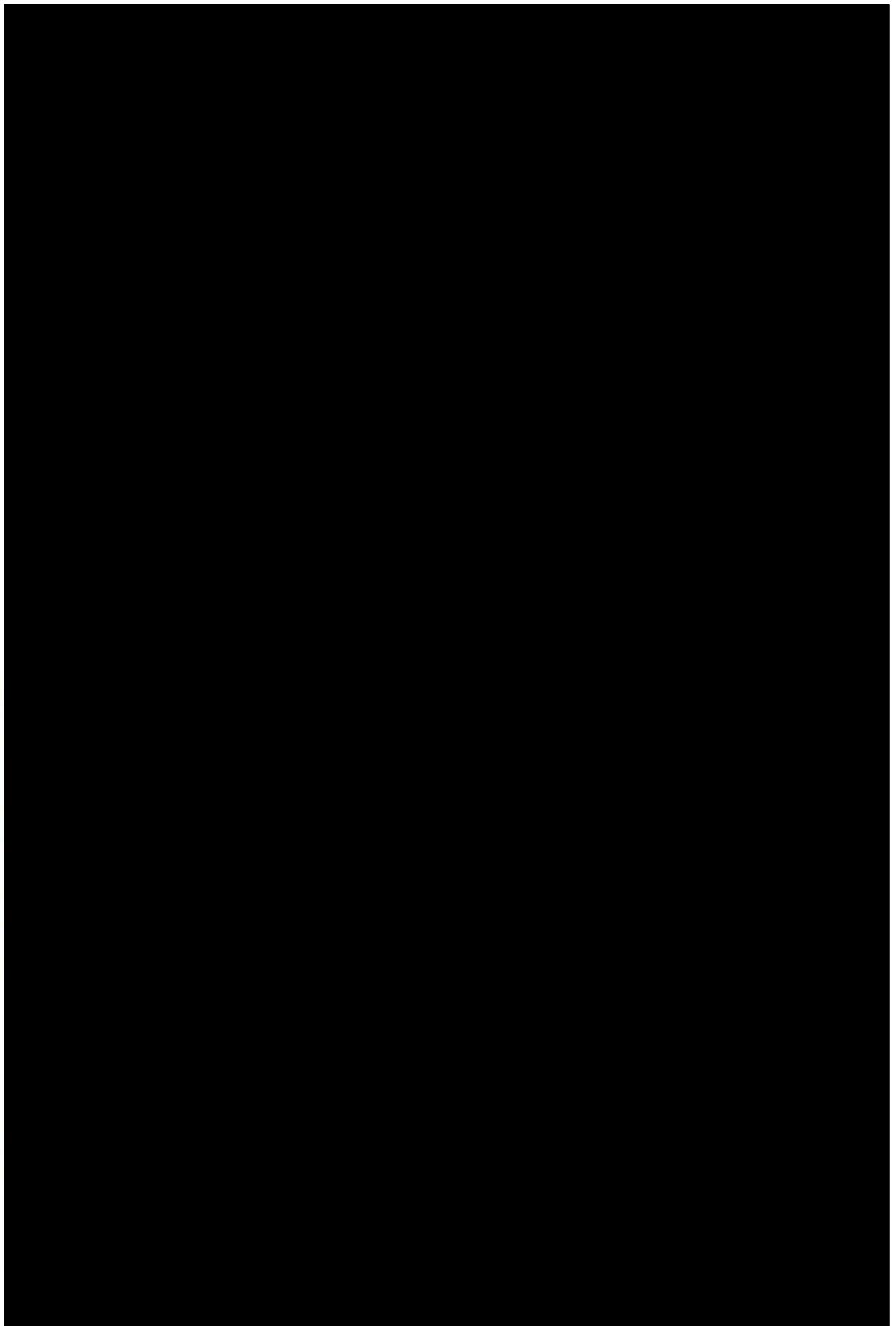


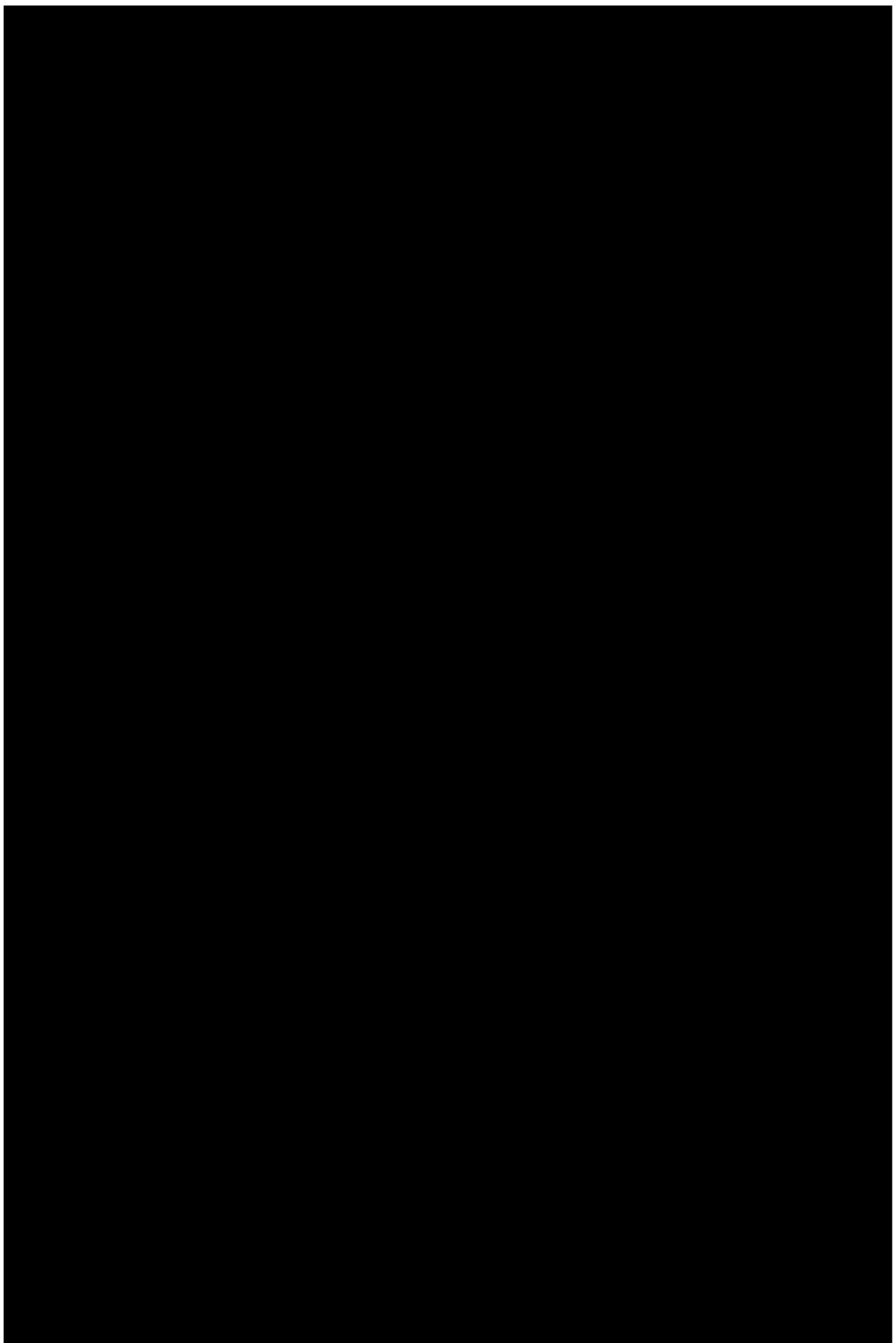


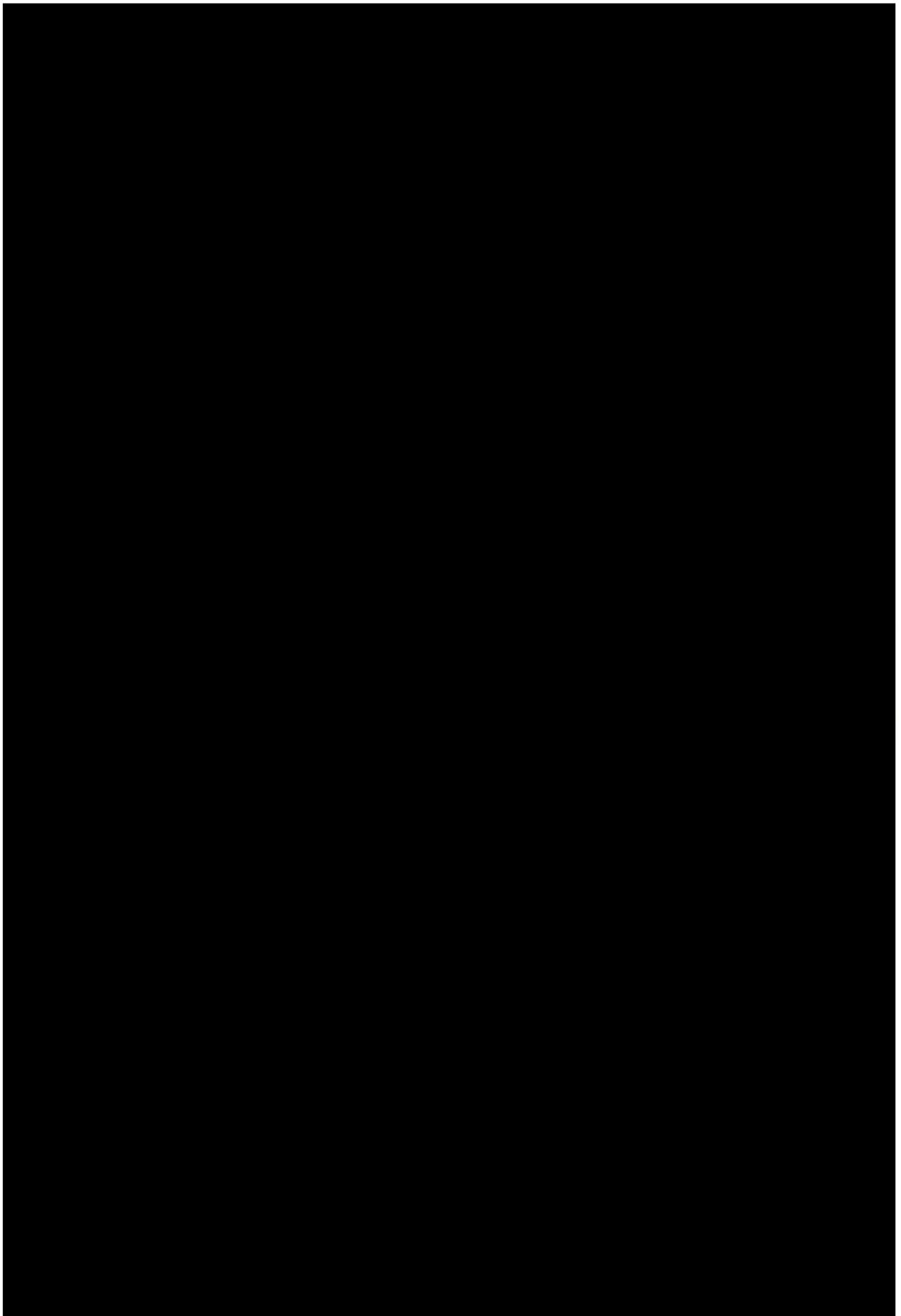


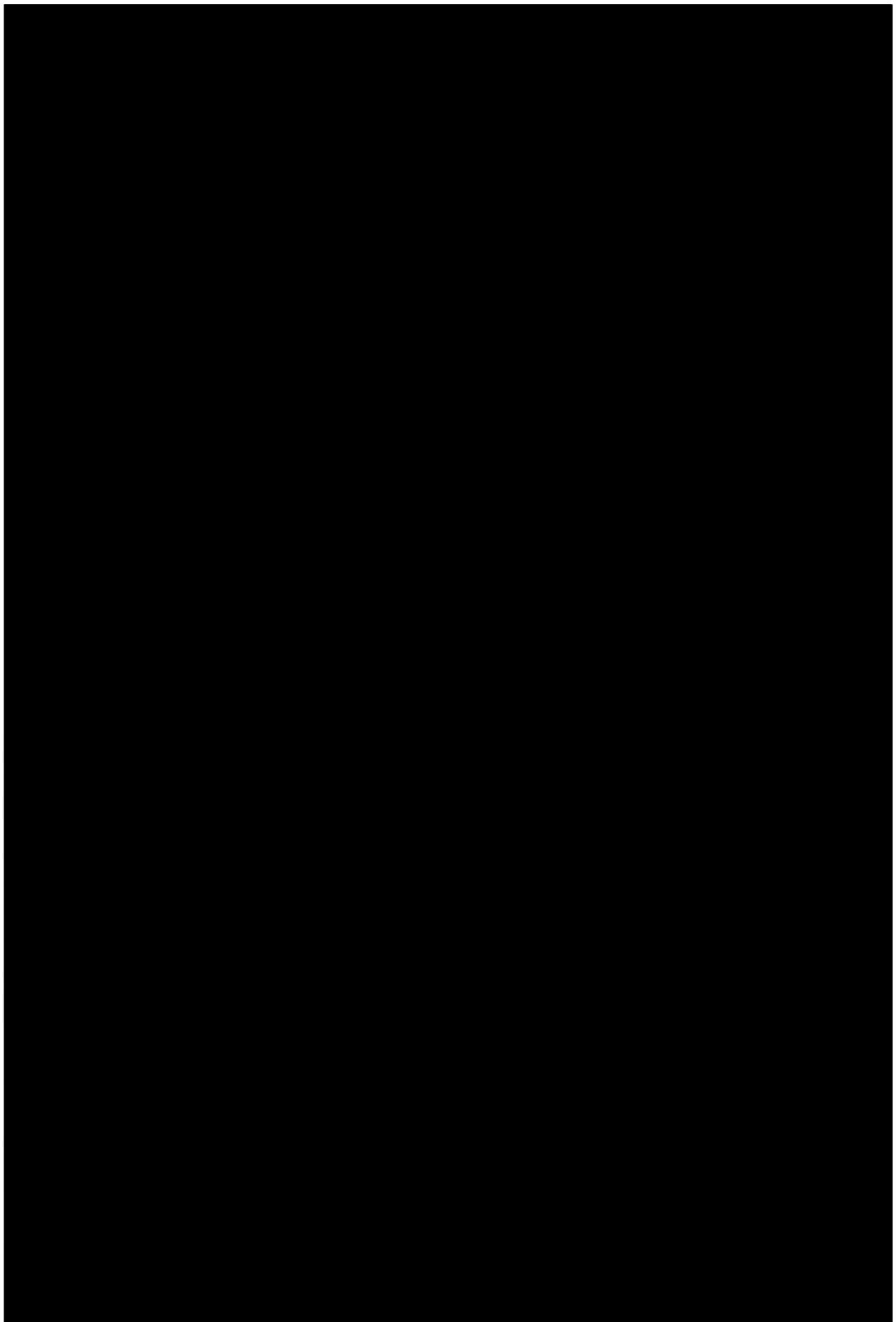
ウ 梁川橋に着いた途端視界が開けました。そこはまさに地獄でした。橋の上  
には黒焦げた遺体が折り重なるように散乱していました。焼け焦げた荷馬車の側に  
焼けて膨れ上がった馬の死体。頭がない人。内臓が口から飛び出している遺体。こ  
の世の光景とは思えませんでした。橋を渡ると三菱製鋼の工場は焼けて飴のように  
曲がり、中から助けを求める悲鳴が聞こえ、哀れに思いましたが、私にはどうする  
ことも出来ませんでした。行く先を阻まれ、私は、浦上側に降りました。その時刻  
は、干潮で、水の水量は少なく、川の両端は干潟になっていました。川の中には、  
熱線で焼かれて全身黒こげになった人々が水を求めて集まっていました。見る限り  
助かる見込みもありませんでしたが、ここで死に場所とばかりに、ただただ水を求  
めて人々が集まっていたのです。人々は、足の踏み場もないほど折り重なるように  
倒っていました。息絶えた人。苦しさに悶えている人。川に流されている遺体。私  
は、その間を縫うようにして流れに腰まで入り上流へ向かいました。次の竹岩橋は、  
真ん中から折れて落ちており、隙間をくぐって、私はさらに上流へ進みました。周  
囲には変わらず遺体が散乱していました。ここに至るまで私が遭遇した負傷者、遺  
体の数は数千にも及んでいたと思いますが、私の神経は完全に麻痺していました。  
人の遺体がこの世の出来事とも思えず、自分がこれほどまでに残酷な光景に哀れさ  
を感じなくなっていることに気付きました。普通だったら、精神が崩壊してもおか  
しくない光景でした。そのような光景に麻痺してしまう状態になることが、戦争の  
恐ろしさだと思います。（陳述書5～6頁）

【惨状絵図】（甲B115）84～85頁、34～35頁、102～103頁、1  
18～119頁



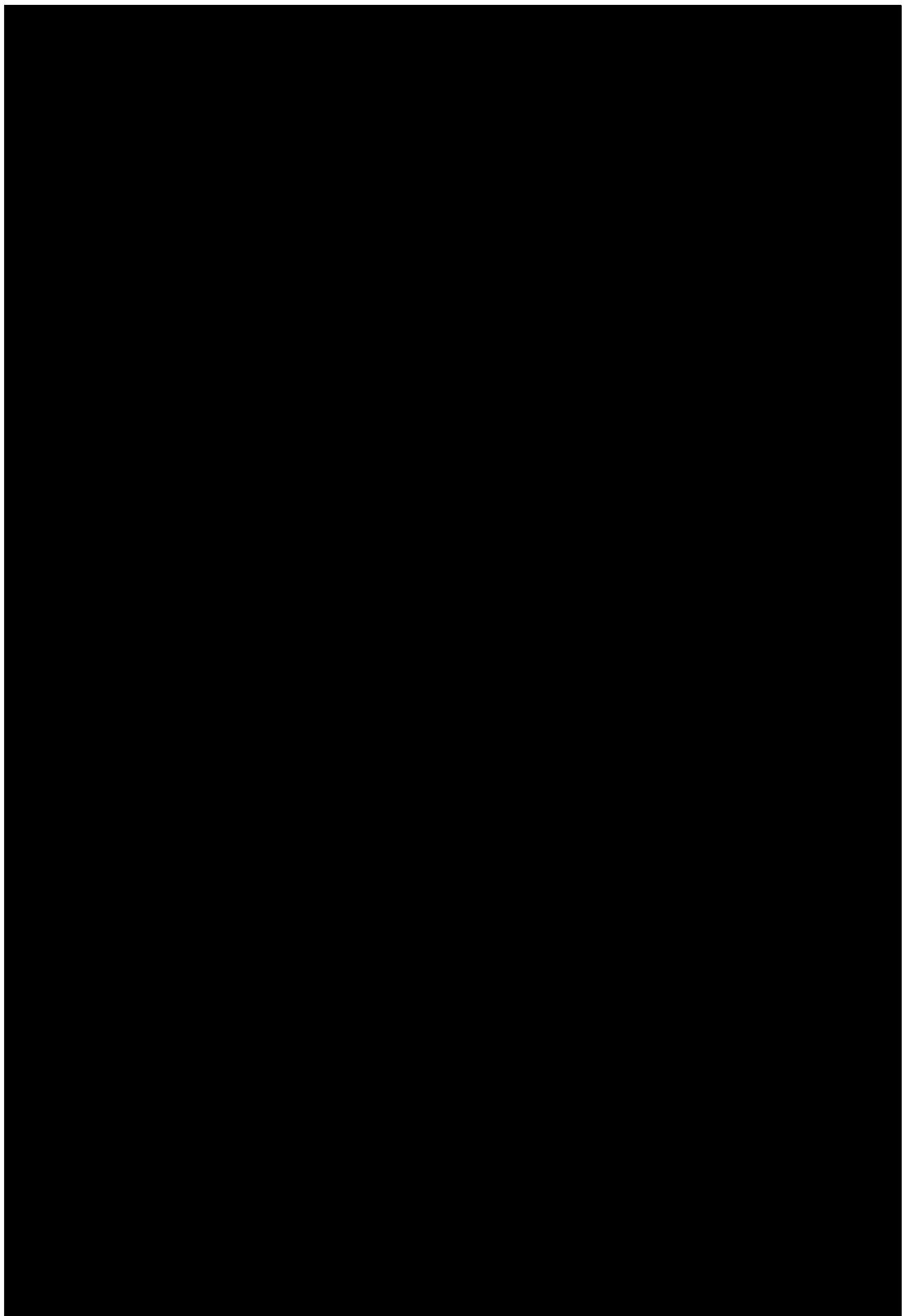


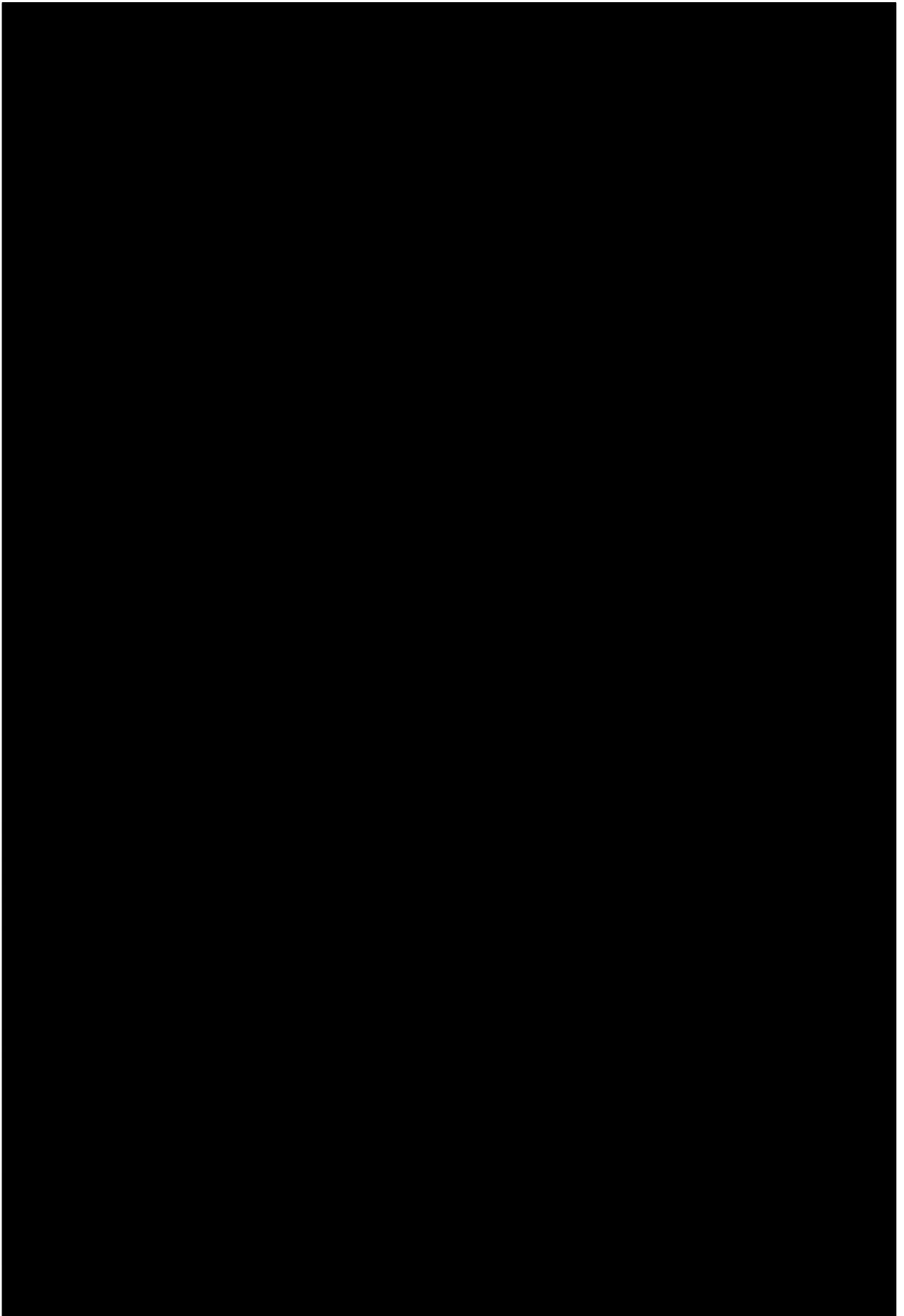




エ その後、母校であった城山小学校に向かいました。母校の校舎は大破し、運動場には遺体が散乱し、防空壕には負傷者があふれていきました。私は、水をくれとせがまれましたが、持ち合わせがありませんでしたので、どうしようもありませんでした。小学校から 200m 西の我が家を目指しました。これまでの状況を考えると家族の生存はないと思っていました。私の自宅付近は、・・・赤茶色した畑にかぼちゃが転がっており、あちこちに遺体が散乱していました。自宅に着くと、・・・父の近くには、黒こげた母と 5 歳の弟の遺体がありました。父も私も、そのとき、何も言葉を交わさず、ただ、お互い目線を合わせるだけでした。13歳の妹、9歳の妹、2歳の弟は、瀕死の重傷で自宅の防空壕に寝かせてありました。妹たちは、口も聞けず、目も開かず、水も喉を通らず、苦しさに喘ぐ息がかすかに聞こえました。私は、妹たちの様子を見て、「何のために生まれてきたのか」、「どうせ助からぬ命、こんなに苦しむのなら早く息を引き取った方が楽になるに」と思いました。私は、9日の夕方から散乱している木片を集め、母と5歳の弟の遺体を火葬しました。火葬するのに 30 時間もの時間がかかりました。その間、私は、何も食べず、一睡もせず、ひたすら母たちの遺体を焼き続けました。・・・火葬するときに気付いたのですが、火傷は体の表面だけでなく、肉まで焼けていて、指が身体に食い込んでいました。どれだけ強い熱線であるかを思い知らされました。（陳述書 6 ~ 7 頁）

【惨状絵図】（甲 B 115）92~93頁、62~63頁

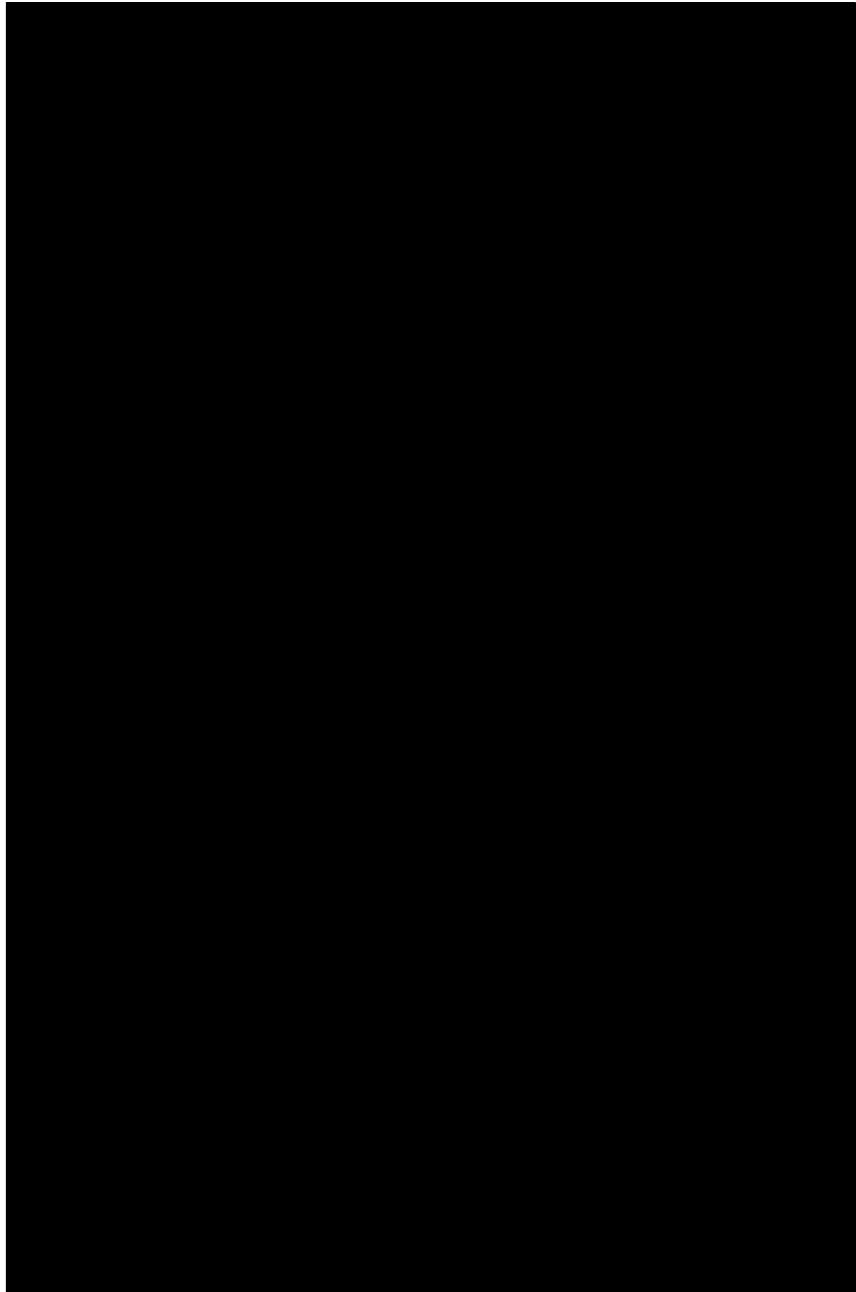


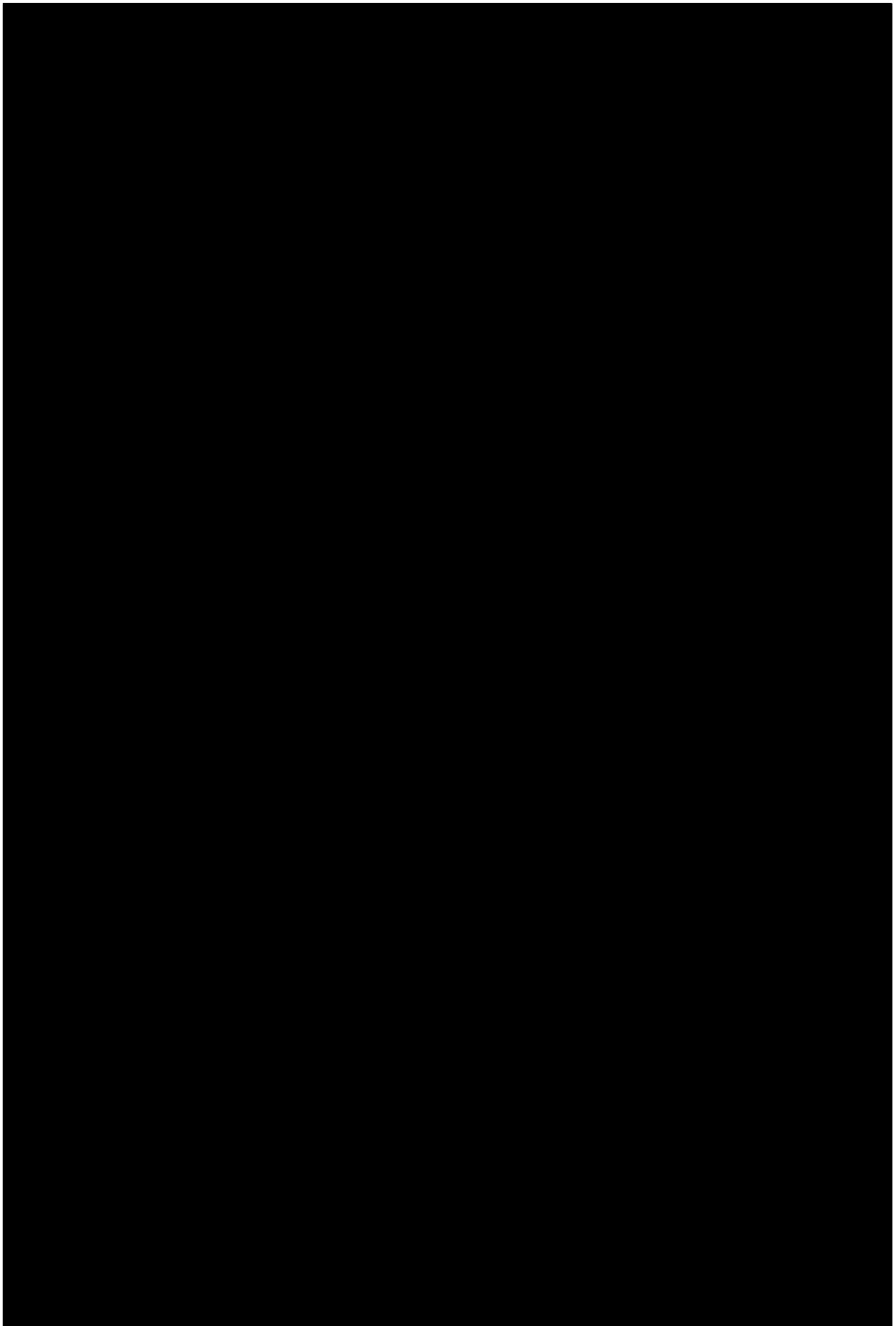


(2) 死 [REDACTED] さんの陳述書（甲D2）

ア 8月9日の朝9時頃、私は、局を出ました。私は、住吉町にある西浦上郵便局に着くと、自転車のパンクを修理して、11時に郵便局の人たちに別れを言って出ました。それから道の尾方面に向かっていくと、間もなく空襲警報は解除されたのに飛行機の爆音がしたのでおかしいなと思って振り向きました。その瞬間、虹のような光線が目に映り「あっと」言う間もなく、私は、自転車もろとも4メートル近く飛ばされ道路に叩きつけられました。・・・しばらくして、あたりが静まったので起き上がってみると、左の手は肩から手の先までボロ布を下げたように皮膚が垂れ下がり、背中に手をやると、皮膚が垂れ下がりヌルヌルと焼けただれて手に黒い物がベットリと付いてきました。ズボンは焼けて下のパンツはありましたが、お尻はヌルヌルと焼けていて何故か左足の太もも外側と踝の所も焼けていました。・・・ほぼ全身にひどい火傷をしていたのですから、激痛があったと思われるかもしれませんが、被爆直後は、傷からは一滴も血も出ず、痛みも感じず、普通と変わらない状態でした。（陳述書2～3頁）

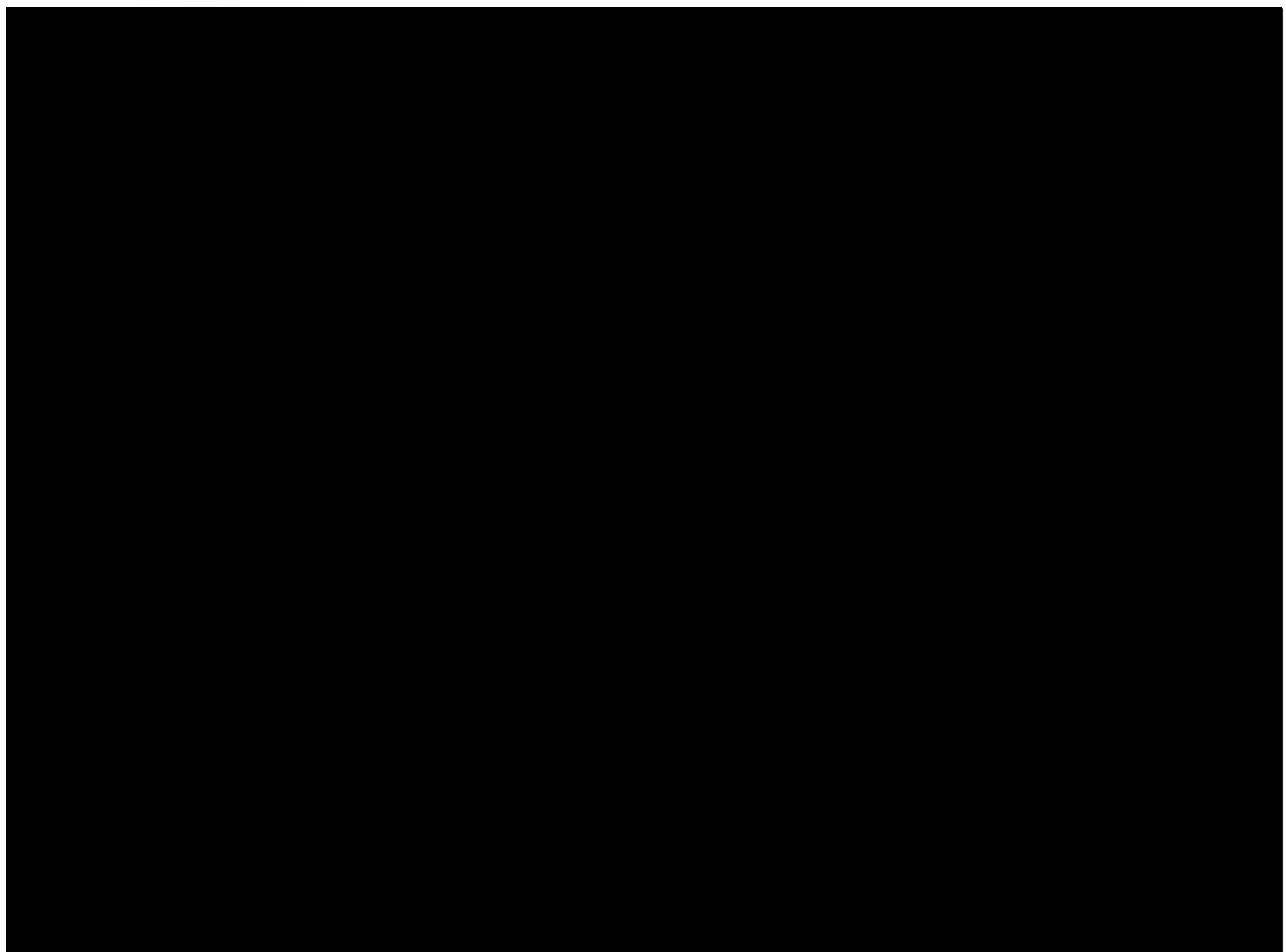
【写真集】（甲B116）120頁、122頁、123頁、124～125頁

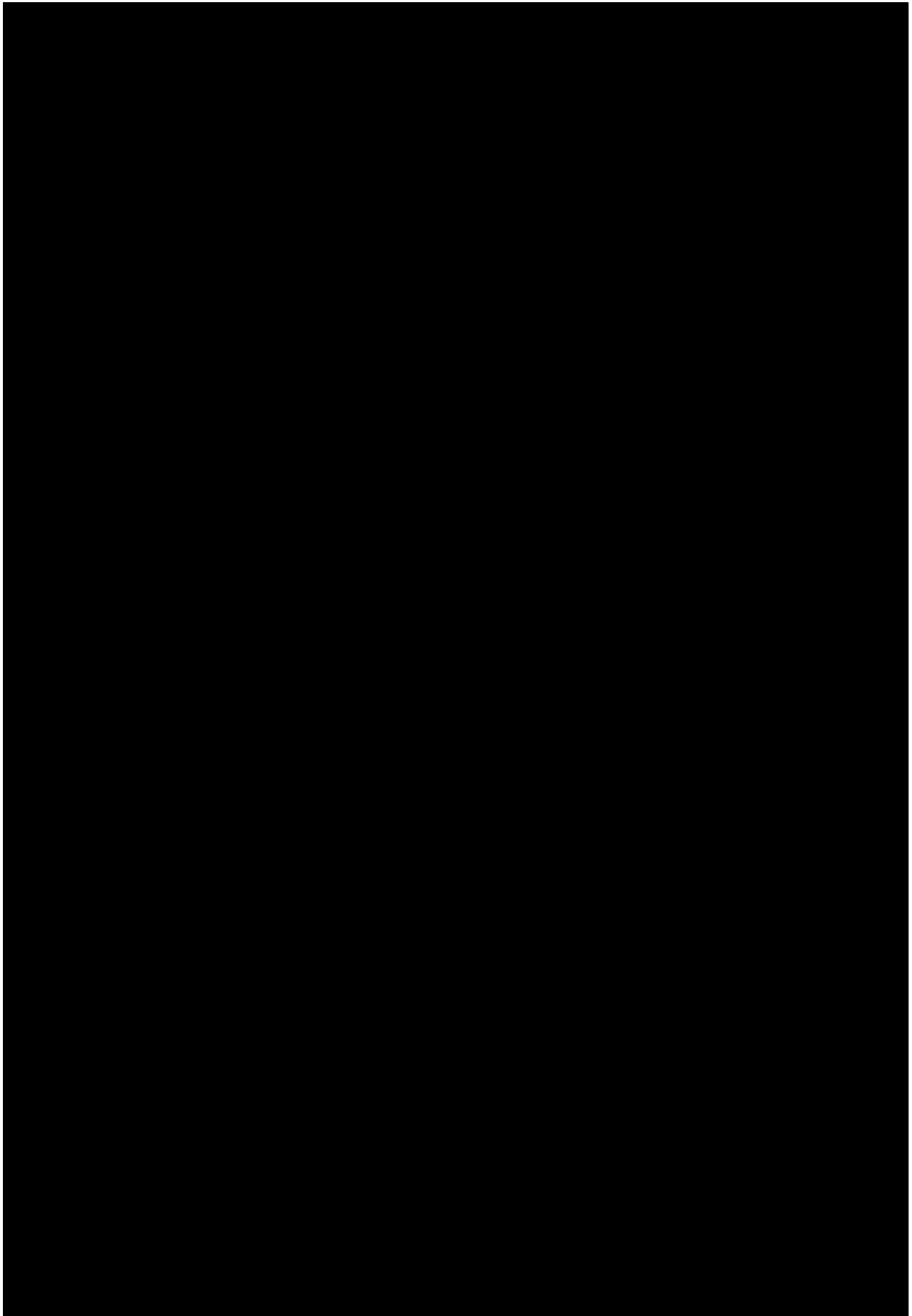


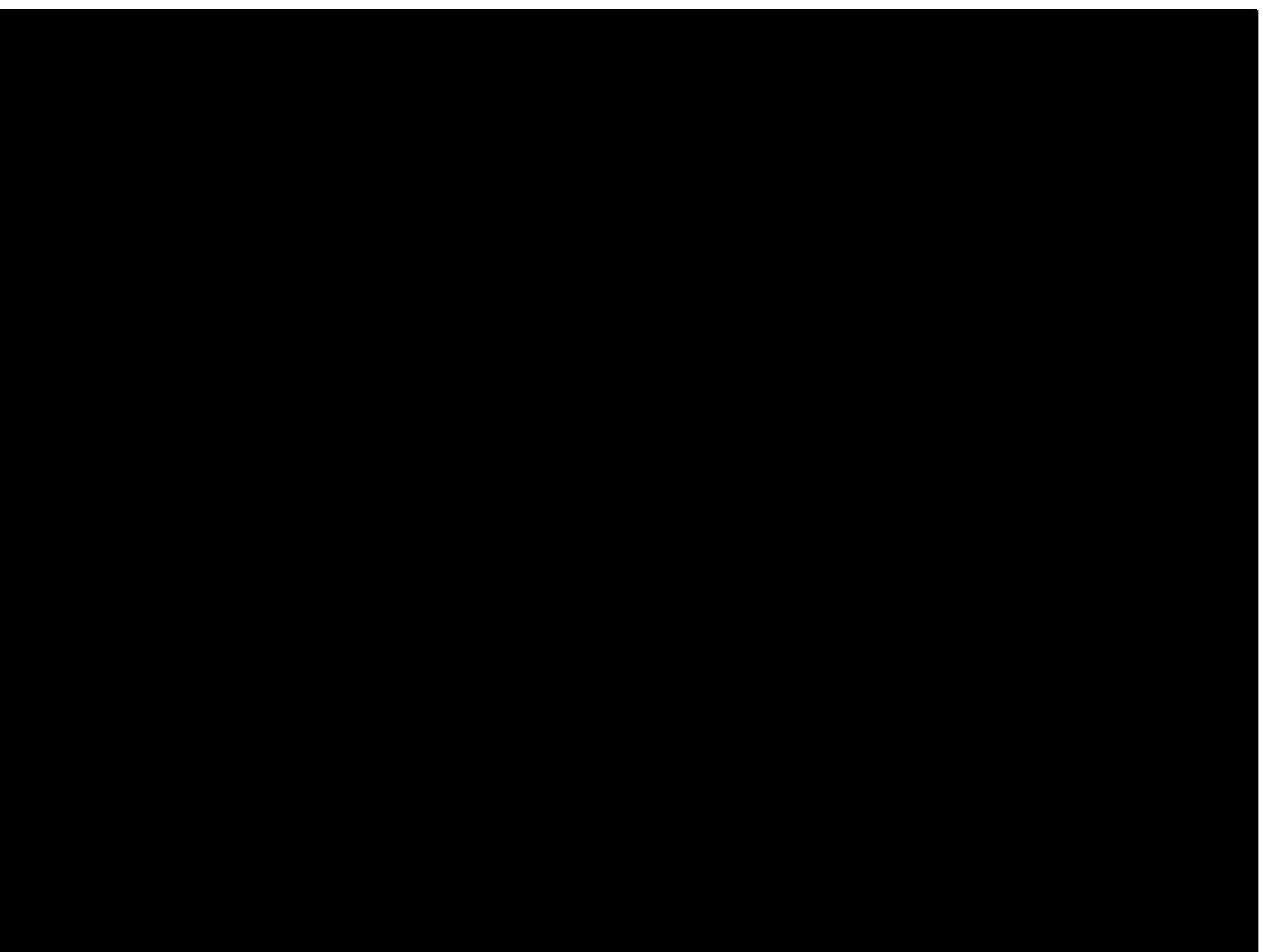


イ 逃げながら、周囲をみると、周辺の家はつぶれてしまい、山と言わず家といわず、方々から火の手が上がっていました。先ほどまで元気に遊んでいた2人の子どもたちは、1人は黒焦げになり、一方の子どもは傷もなく死んでいました。近くに兵器工場の女子寮があり、女の人が、性別の見わけも付かないほどに、髪は焼け、目は見えないように腫れあがり、傷だらけで苦しみもだえていました。・・・私は、夢遊病者みたいに200m近く歩いて、魚雷を作る三菱兵器トンネル工場に入り、7、80センチの台に腰を下ろしました。その中にいた人に頼んで手に下がっている邪魔な皮膚を切り取ってもらいました。（陳述書4頁）

【惨状絵図】（甲B115）38～39頁、60～61頁



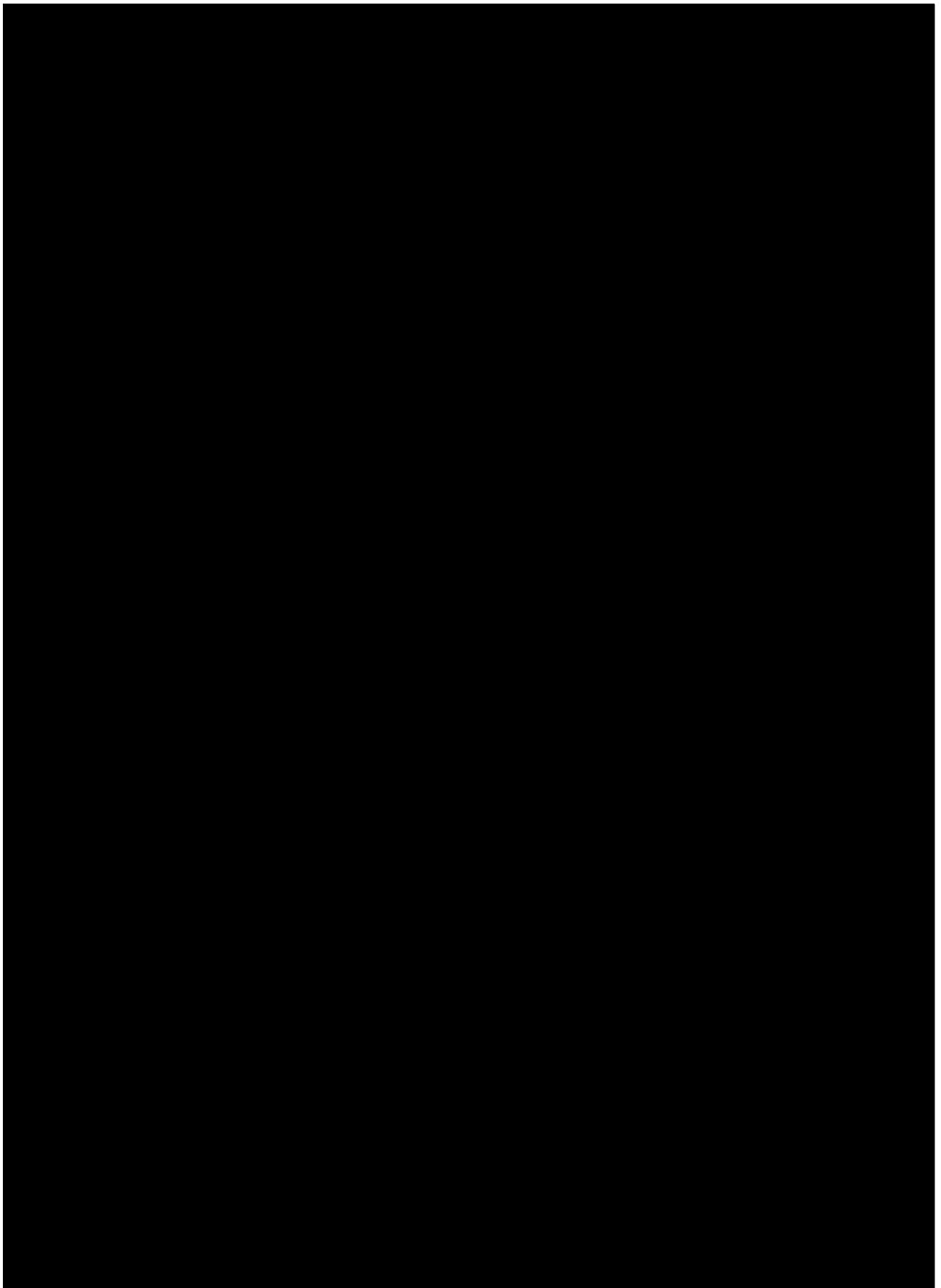




ウ 私は、元気な人に背負われ山の上に運ばれて木の影の草むらに寝かされました。ある人は、自分の名前・住所を言って家族に伝言を頼み、「水を。水を。」と、水を求めながら死んでいきました。今でも一人の声が私の耳から消えることはありません。「江平町の山口」。その人はそう言っていました。私も水が欲しかったのですが、水をくれと声を出すこともできなくなっていました。その日の午後2時頃に、救援列車が来たため動ける人は線路に向かって歩いていました。しかし、途中でバタバタと倒れて死んでゆく人もいました。私は、まったく体が動けず、救助されないままでした。夜になると、方々が燃えていて明るいので、肉親を捜しまわっている人たちがいました。・・・夜中に雨が降り、木の葉から落ちる滴を吸つて一夜を過ごしました。夜が明けてみると、私の周りには生きた人は1人もいませんでした。その後、救援隊の人たちが来ましたが、私も死んでいると見えたのか、救助されませんでした。（陳述書5頁）

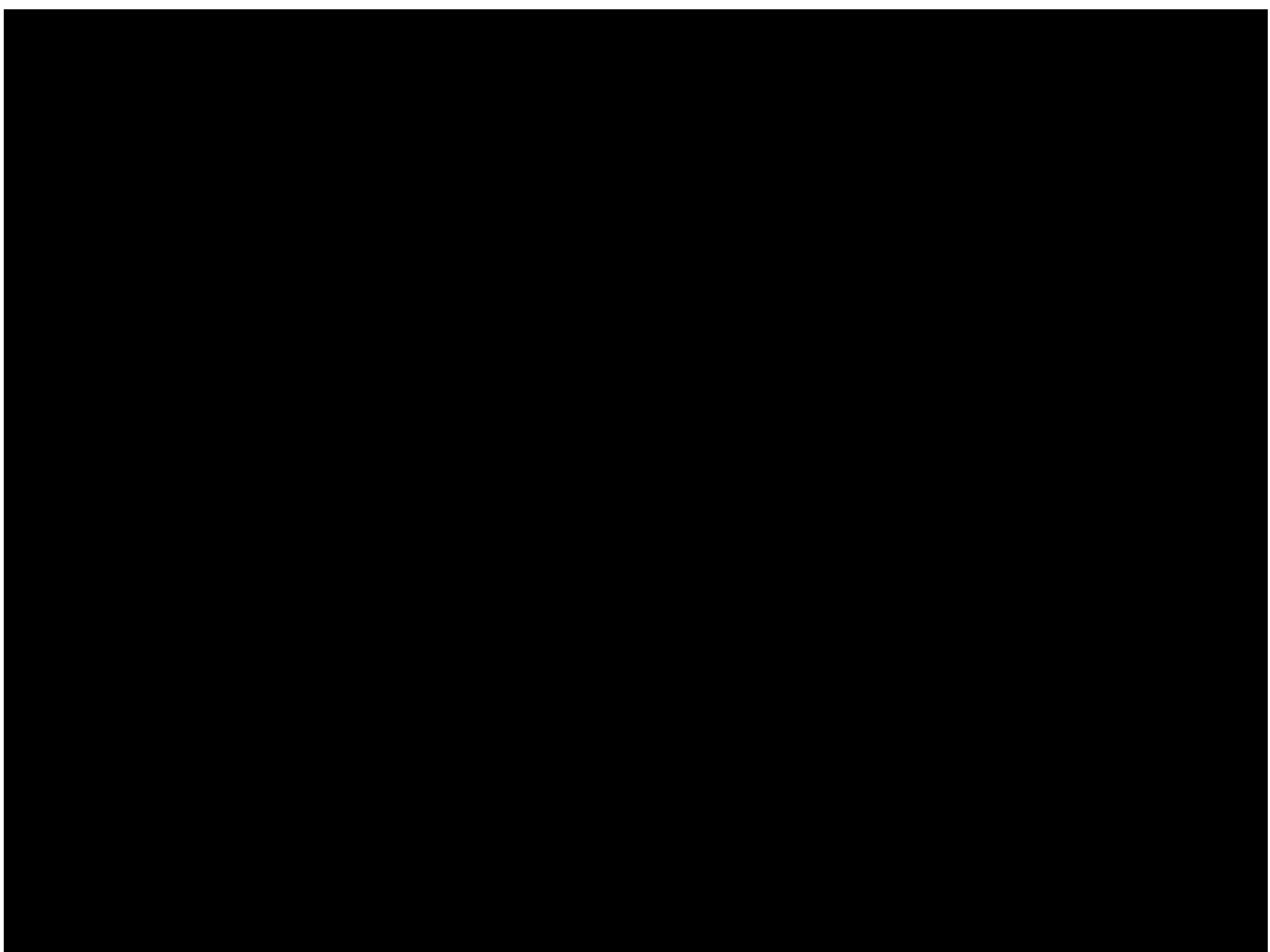
【惨状絵図】（甲B115）116～117頁、118～119頁





エ 諫早へ それから、私は、汽車に乗せられて諫早に送られました。病院は満員のため、国民学校に収容されました。私が収容されたときは薬もありませんでした。6日目になり傷口から血が滴り出るようになり、それとともに痛みがジワジワと襲ってきましたが、私にとっては痛いというほどではありませんでした。・・・  
・その後、私は、9月中旬から、焼けた肉が腐り流れ始めました。できものから膿が流れるというものではなく、生きている体が深く焼かれたため、それが1か月過ぎてから、腐って流れたのです。（陳述書6～8頁）

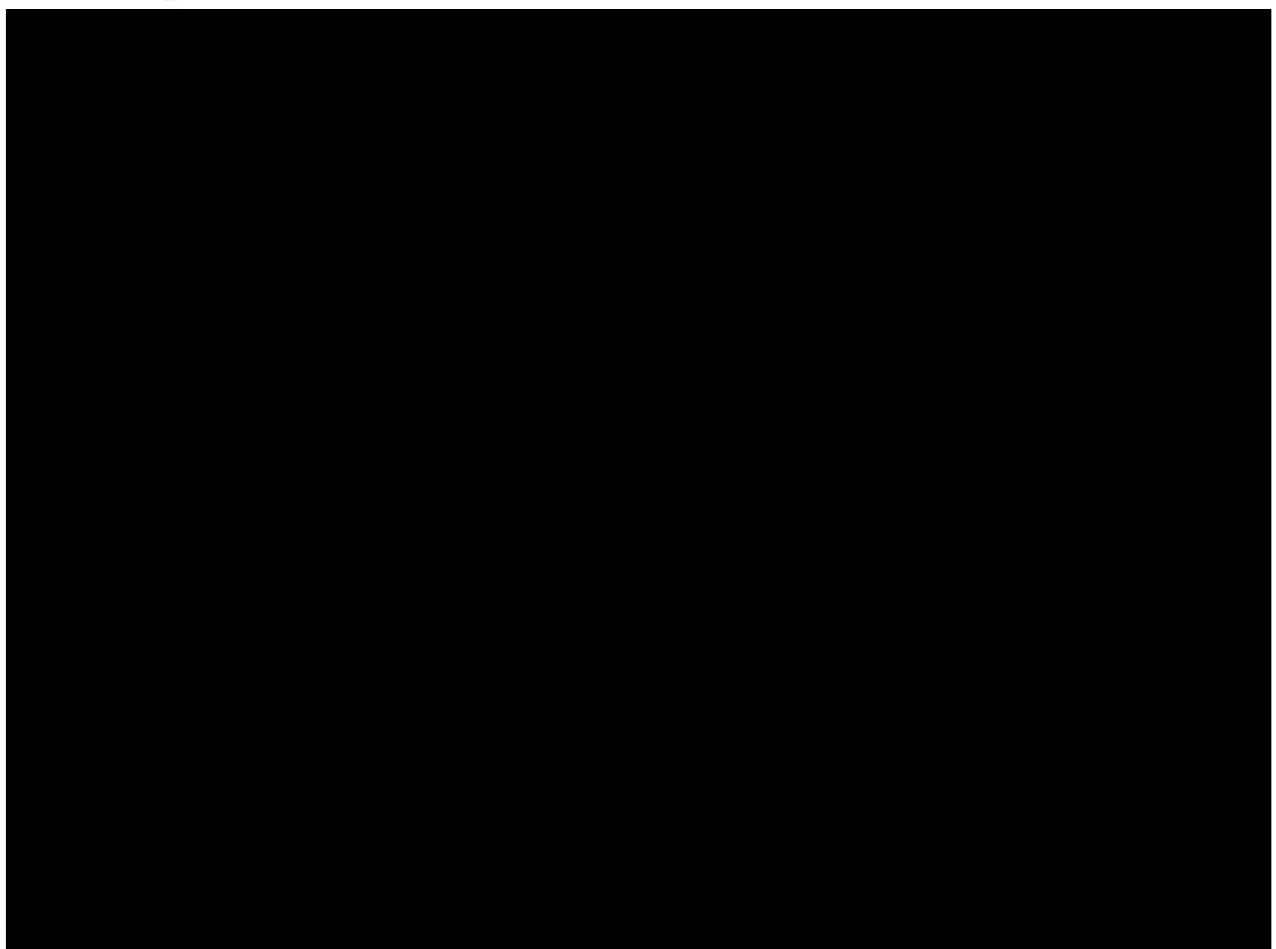
【写真集】（甲B116）122頁、123頁



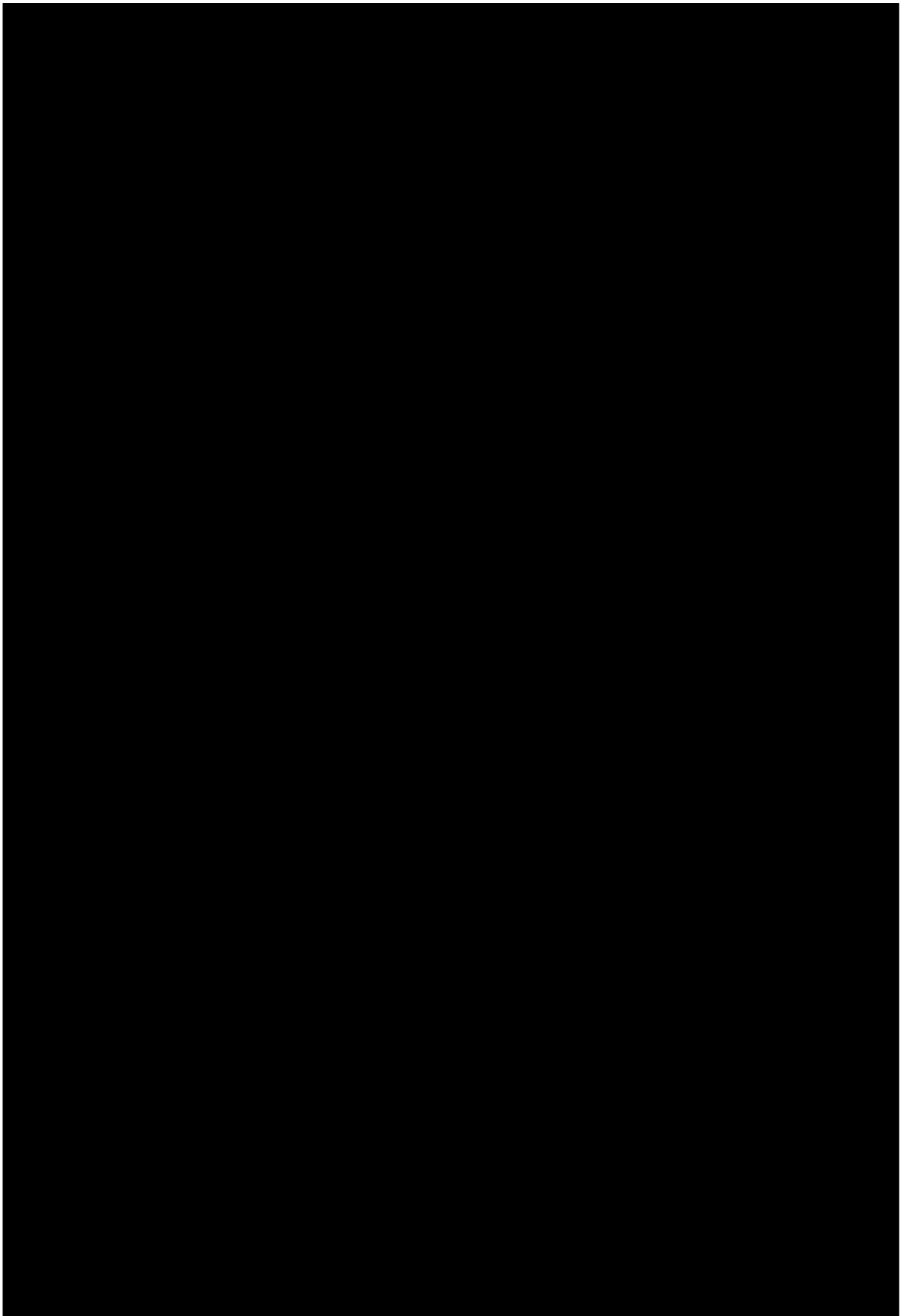
オ 長崎市には大きな病院がないため、11月1日に、私は、大村の海軍病院（現在の国立病院）に送られました。・・・大村病院に着いたその日、初めて、激痛を訴えました。看護婦さんが、身体にこびりついているガーゼをいきなり剥ぎ取

ったのです。先ほど、お話ししたとおり、これまでには、塩水でゆっくりと剥がして  
もらっていました。それをいきなり剥ぎ取られたのです。血が噴き出し、それまで  
痛いと言ったことはないのに、その時初めて悲鳴を上げました。それからが、痛み  
のため毎日のように、「殺してくれ、殺して下さい」と叫ばずにはいられませんでした。  
そんな私にさらに追い打ちをかけるように、腹這いで寝ていたため胸の方が  
床ずれして、肋骨が何本も腐ってしまいました。今でも、骨の間から心臓の動いて  
いるのが見えるようになってしまいました。 (8~9頁)

【写真集】 (甲B116) 122頁



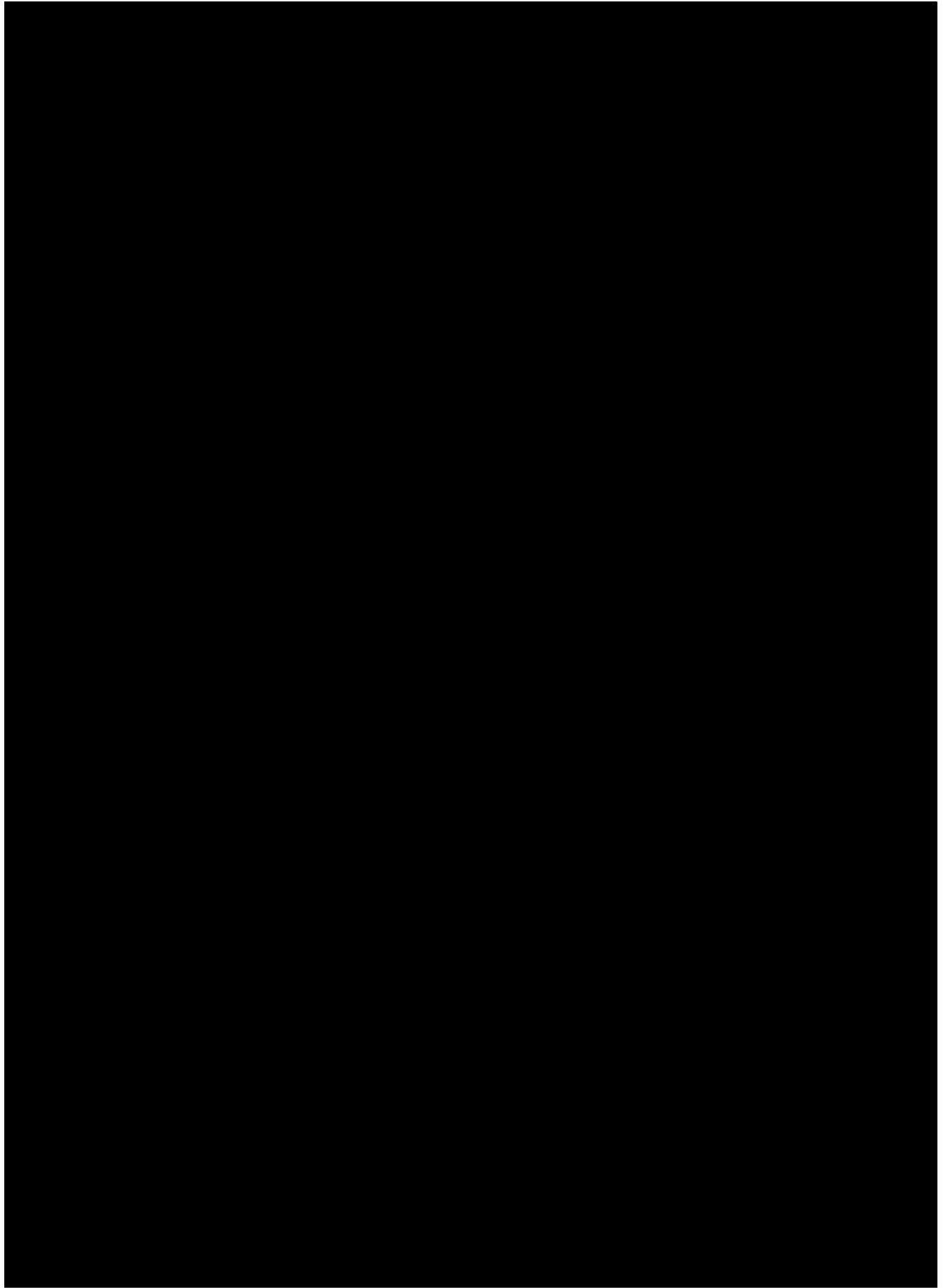
【惨状絵図】 (甲B115) 52~53頁

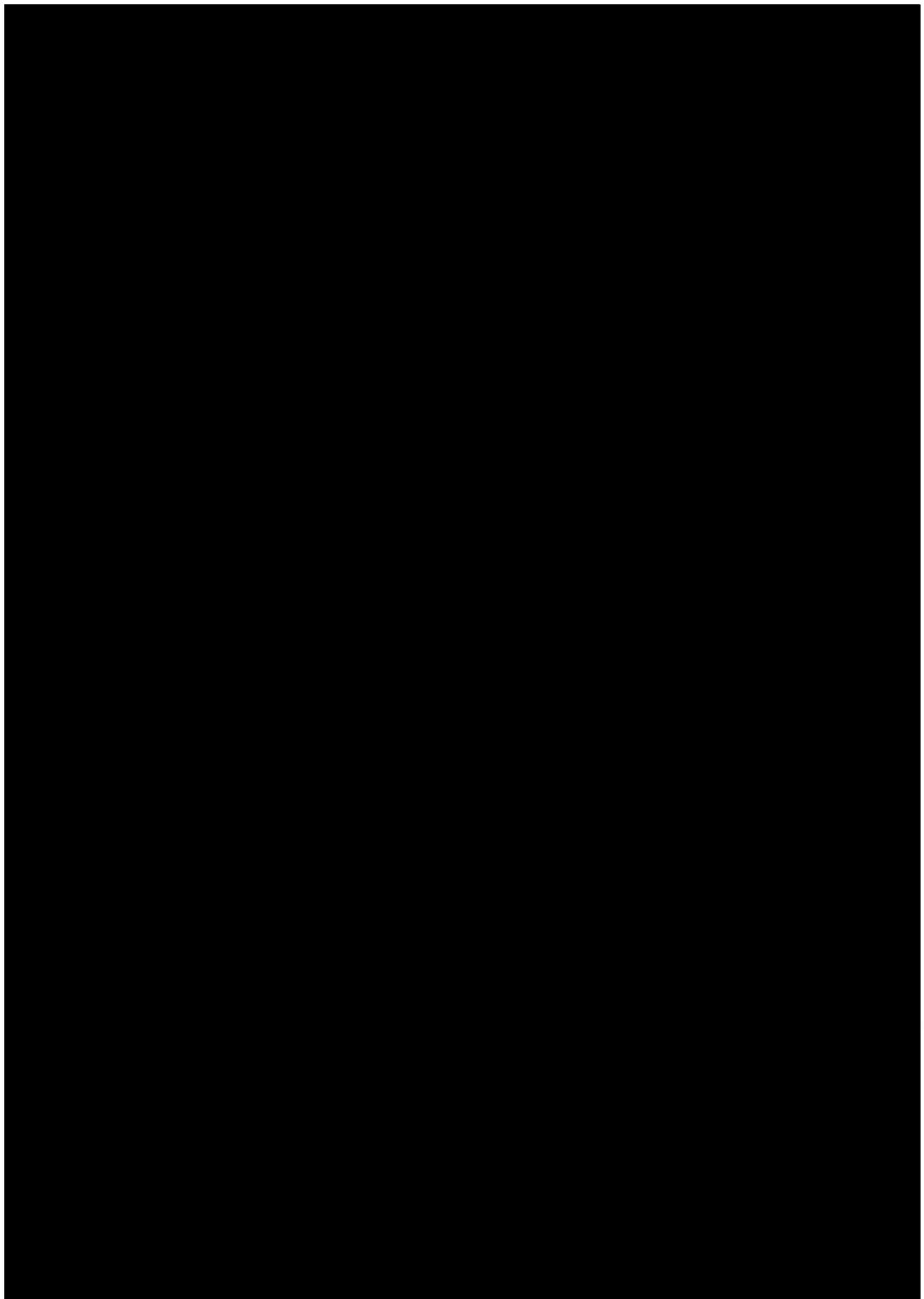


(3) ████████さんの陳述書（甲D6）

ア 昭和20年8月9日、私は中学2年生になっており、当時は夏休みなんてありませんでしたので、いつも通り、学校へ登校していました。・・・そうした中で、何時だったか時刻は確認していませんが、突然、教室の中がピカッと光りました。そして、次の瞬間、爆発音なのか何なのかは分かりませんが、ゴーンと響くような大きな音がしました。その音は、耳で聞いたというより、身体で感じたという方が正しいような感じの音でした。・・・そこへ、先生が回ってみえて、「おお、お前たち、おったか。気を付けて帰れ。」と言われたので、私たちは、皆、自分の家へ帰ることにしました。・・・歩きながら、街の方が燃えているのがわかりました。炎はよく分かりませんでしたが、あちこちから煙が出ていたので、街中が燃えているとわかったのです。金毘羅山の中腹辺りには、もともと、山道で、普段は人がいるようなところではないにもかかわらず、たくさんの人が集まって、座り込んでいました。みんな、怪我をしてしたり、寝そべっていましたが、しゃべっている人はいませんでした。ただ、私が通ると、それをじーっと黙ってみている感じで、通りかかった私へ向ける虚ろな眼差しが気味悪く感じられました。（陳述書3～6頁）

【惨状絵図】（甲B115）38～39頁、44～45頁

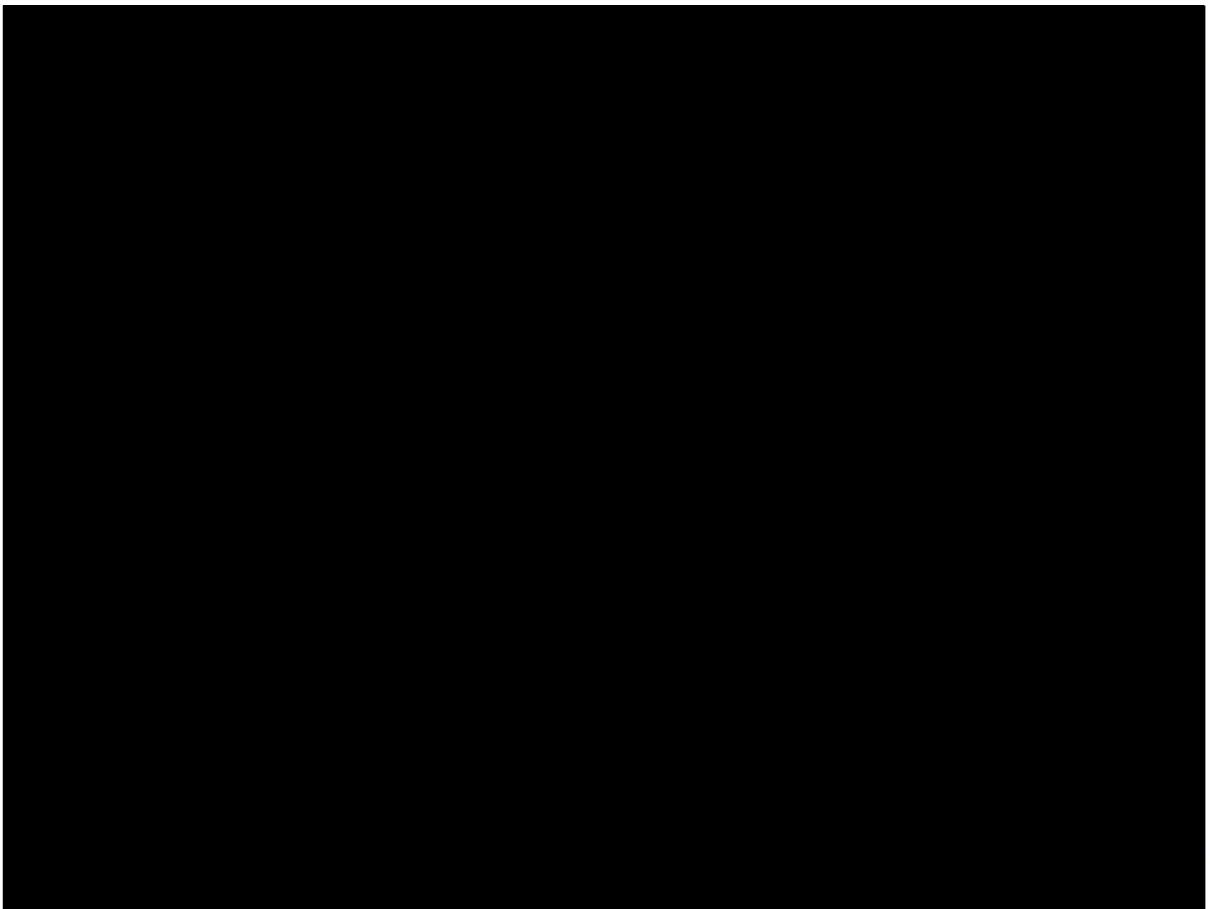


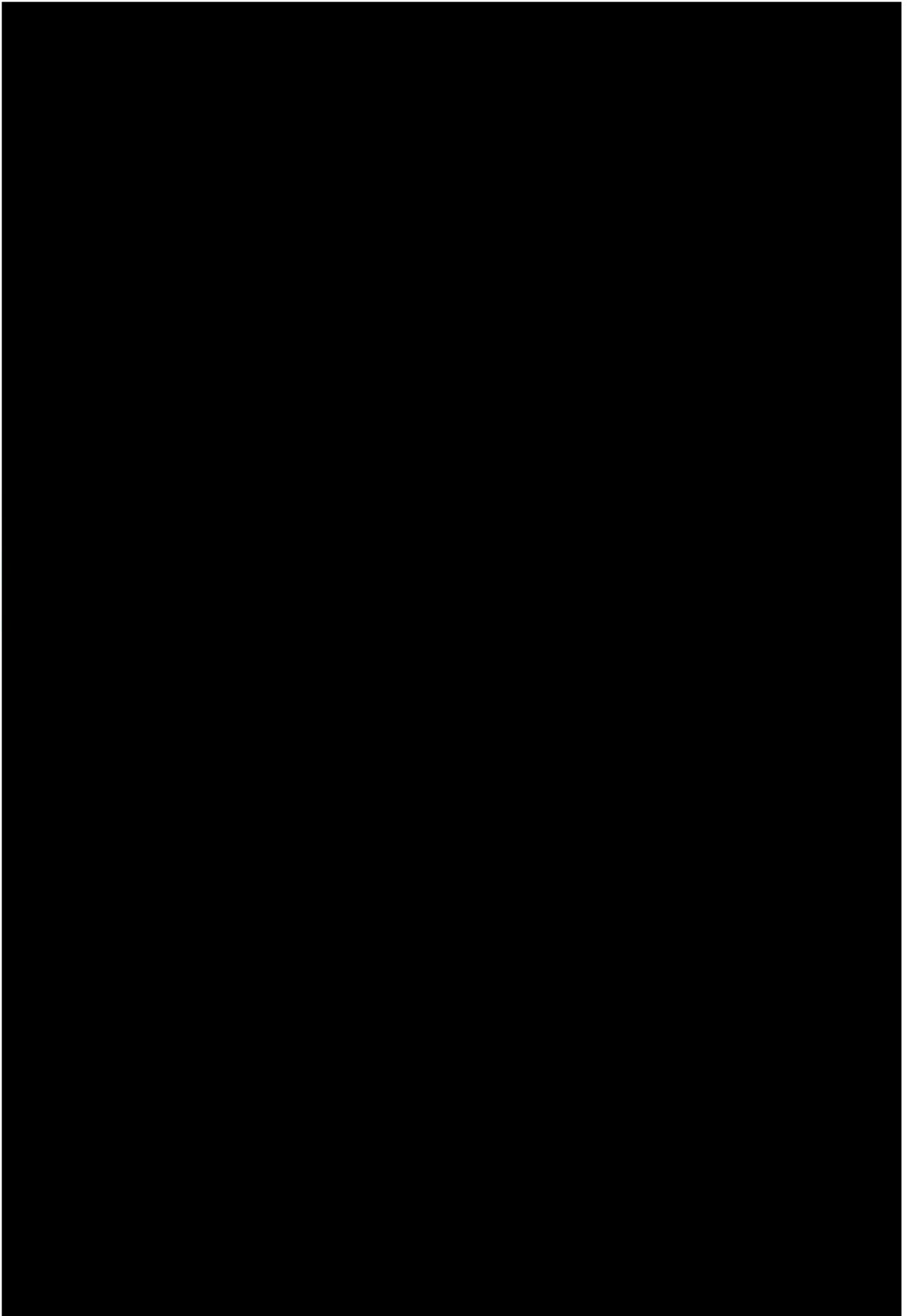


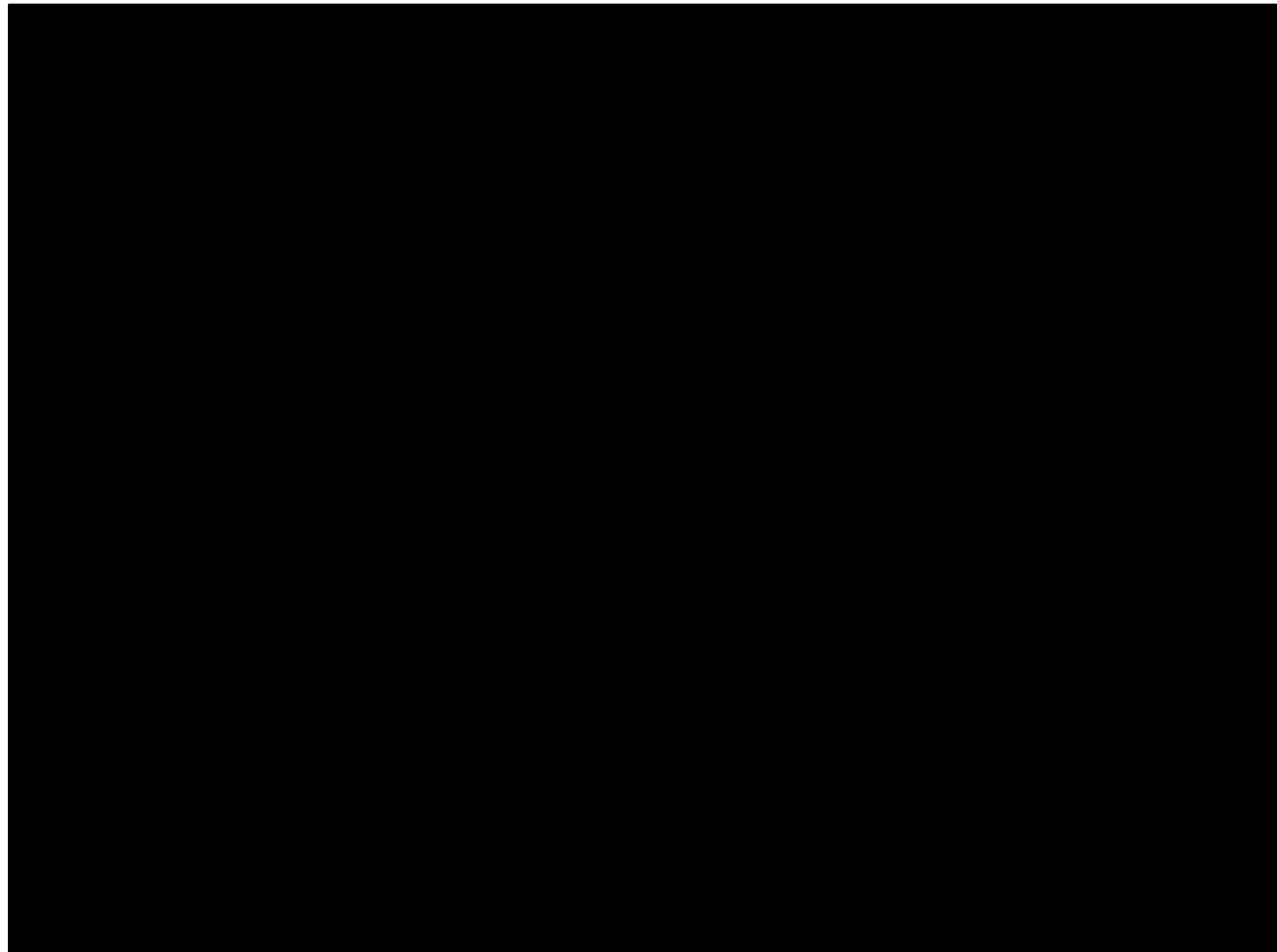
イ ようやく帰宅したものの、倒壊した自宅にも、その近所にも、母や、当時16歳だった姉、当時城山国民学校6年生だった弟、そして、当時生後10か月の赤ん坊だった末の弟の姿はありませんでした。私は、自宅からそれほど離れていないところに、隣組でつくった防空壕があつたので、私の家族もそこにいると思い、行ってみました。案の定、母と姉と小学校の弟の3人は防空壕の前の畑に座り込んでいて、赤ん坊の弟は母に抱かれています。・・・8月12日の昼頃、朝から機嫌よくなかった赤ん坊の弟が、静かになったと思ったら、脈が止まっていました。翌13日の朝、目が覚めると、今度は、姉が冷たくなっていました。それまで、私が目にした、付近に転がっていたいくつもの死体は、水のようなものを地面に流しながら、腐乱しはじめました。ですから、私は、死んだ二人も、放っておくと、同じように腐乱していくのは目に見えていると思いました。私は、死んだ二人の子を前に呆然としている母に向かって、「二人を焼こう。僕が薪を集めてくる。」と言い、燃え残った材木を集めに出てきました。何回かの往復の末、昼頃には、ある程度の薪が集まつたので、私は、近所の畑にそれらを積み上げ、その上に死んだ二人を寝かせて、火をつけました。この間、私の頭の中には、ただただ、二人は「死んだ」のだから「焼かないといけない」ということしかありませんでした。死んだ姉弟に対し、始末することしか考えなかつたのはどうしてだろうと、今にして思うと不思議なのですが、「ああ、死んだか。それならば焼かなければ。」という感じだったのです。というのも、私は、中学校から自宅まで歩いてくる間に、ごろごろ転がっている死体を山ほど見ていました。死んだ後、道端にほったらかされている死体をずっとみてきていたのです。ですから、ほったらかしてはいけない、死んだことは死んだときちゃんと受け入れ、姉弟には自分たち家族がいるんだから、自分たちがきちんと焼いて弔つてやらなければという気持ちが強かつたのではないかと思います。・・・しかし、私がそのような気持ちになったことが、母には理解できなかつたようでした。今にして

思えば、母にとっては、そんなに簡単に割り切れるものではなかったのだろうと思  
います。母は、薪を集め、その上に死んだ二人を寝かせて火をつけた私の姿を、  
呆然と見つめていました。二人は、炎に包まれました。・・・そして、夕暮れ近くになって、二人は骨になりました。まだ暑かったので、そのまま一晩放置し、翌朝、骨を拾いました。（陳述書8～10頁）

【惨状絵図】（甲B115）62～63頁、64～65頁







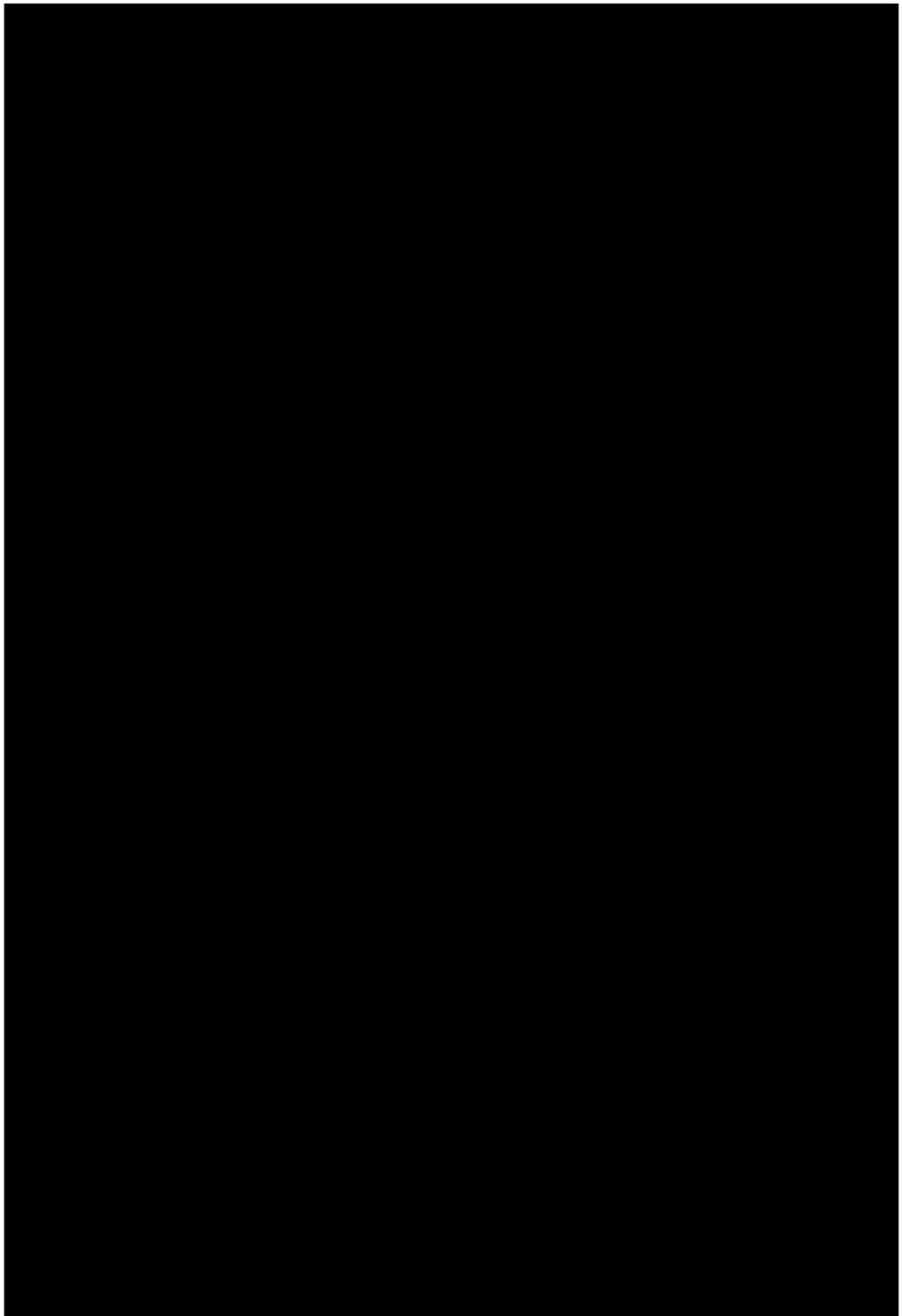
#### (4) 控訴人[REDACTED]さんの陳述書（甲D 3）

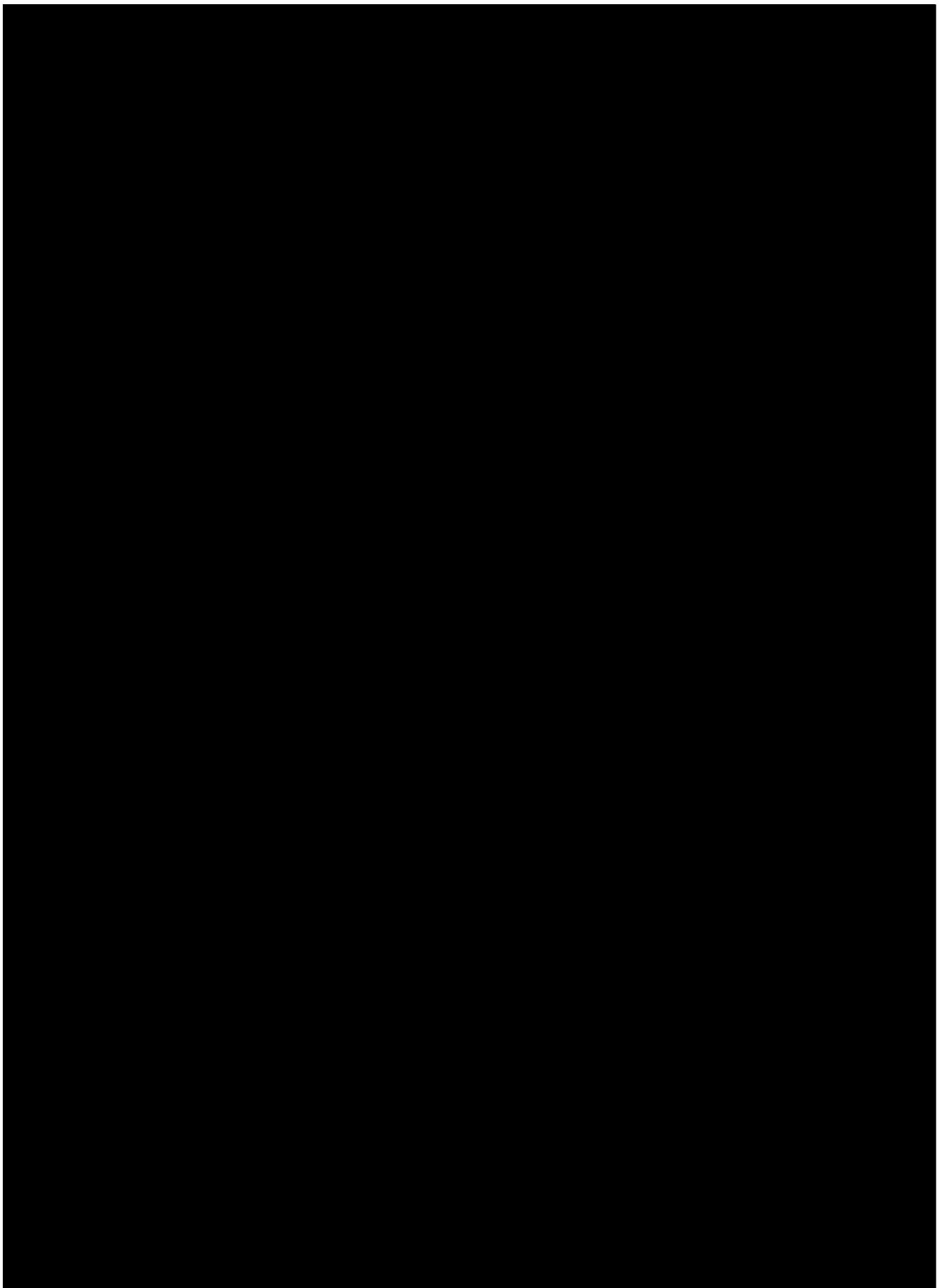
ア 私は、学徒動員として学業を中断させられ、三菱兵器製作所赤迫工場で働かされました。・・・暫らくして空襲警報解除となり、2回起こされて3回目の睡眠中、原爆が投下されました。・・・原爆投下の瞬間、私はバリバリバリという音で目が覚め、その瞬間、爆風で体ごと吹き飛ばされ、気づいたときには部屋の壁に打ち付けられていました。隣に寝ていた友人は血だるまになつており、私は、隣の部屋に爆弾が落ちたのかと思いました。私は、布団をかぶっていましたのでやけどを最小限に食い止めることができましたが、布団から出てしまつた左手先と左足先は焼けただれました。左手先と左手足先のやけどをしたところは、今もケロイドになっています。さらに、布団をかぶっていた部分までも、布団を突き破ったガラスの破片で大出血し、私は全身血だるまになつていました。もし、布団をかぶっていなかつたらもっと大変なことになつていたはずです。私

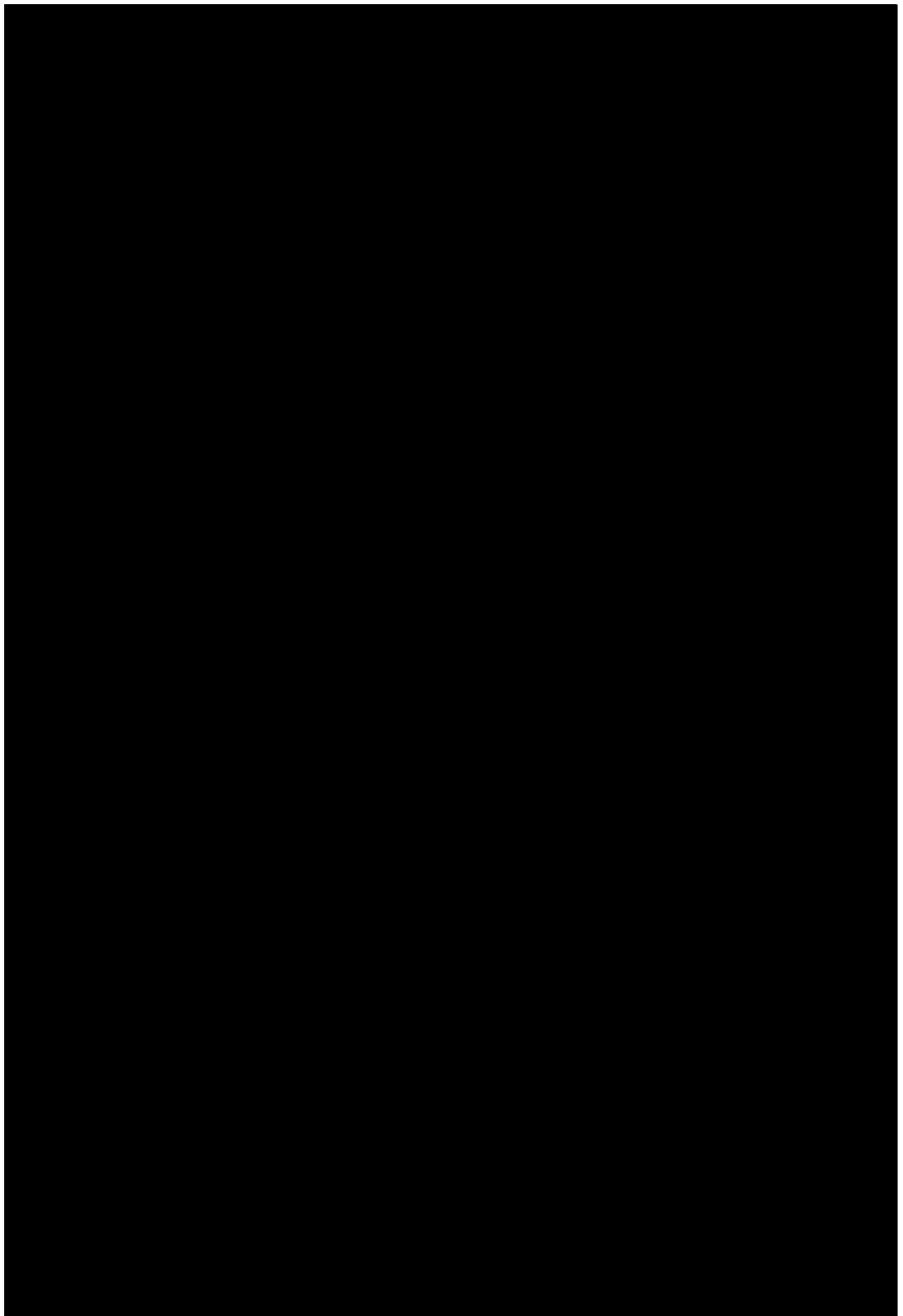
は、そばで一緒に寝ていた友人から、私の左肩が燃えていると教えられ、あわてて右手でもみ消し、全身真っ赤になって、友人と裸足のまま逃げ出しました。（陳述書3～4頁）

イ 私は、急いで20メートル先の防空壕に向かいましたが、到着したときに近所から逃げてきた被爆者で混み合い、中には入れませんでした。逃げまどっている人々は、全員酷いやけどで、皮膚は焼けちぎれて垂れ下がり、服はボロボロ、顔も形が崩れ、全身が黒くなったり、私のように真っ赤になったりしていました。人の形はしていましたが、皆幽霊のようになっていました。中には手や口がただれ、肉が皮膚から飛び出している人もいました。人間の形をしているだけで前を向いているのか後ろを向いているのかも分らない人だらけで、この世の終末を思わせる姿でした。この人たちは、たぶん、その後数日のうちに全員亡くなられたと思われます。（陳述書4頁）

【惨状絵図】（甲B115）60～61頁、116～117頁、118～119頁

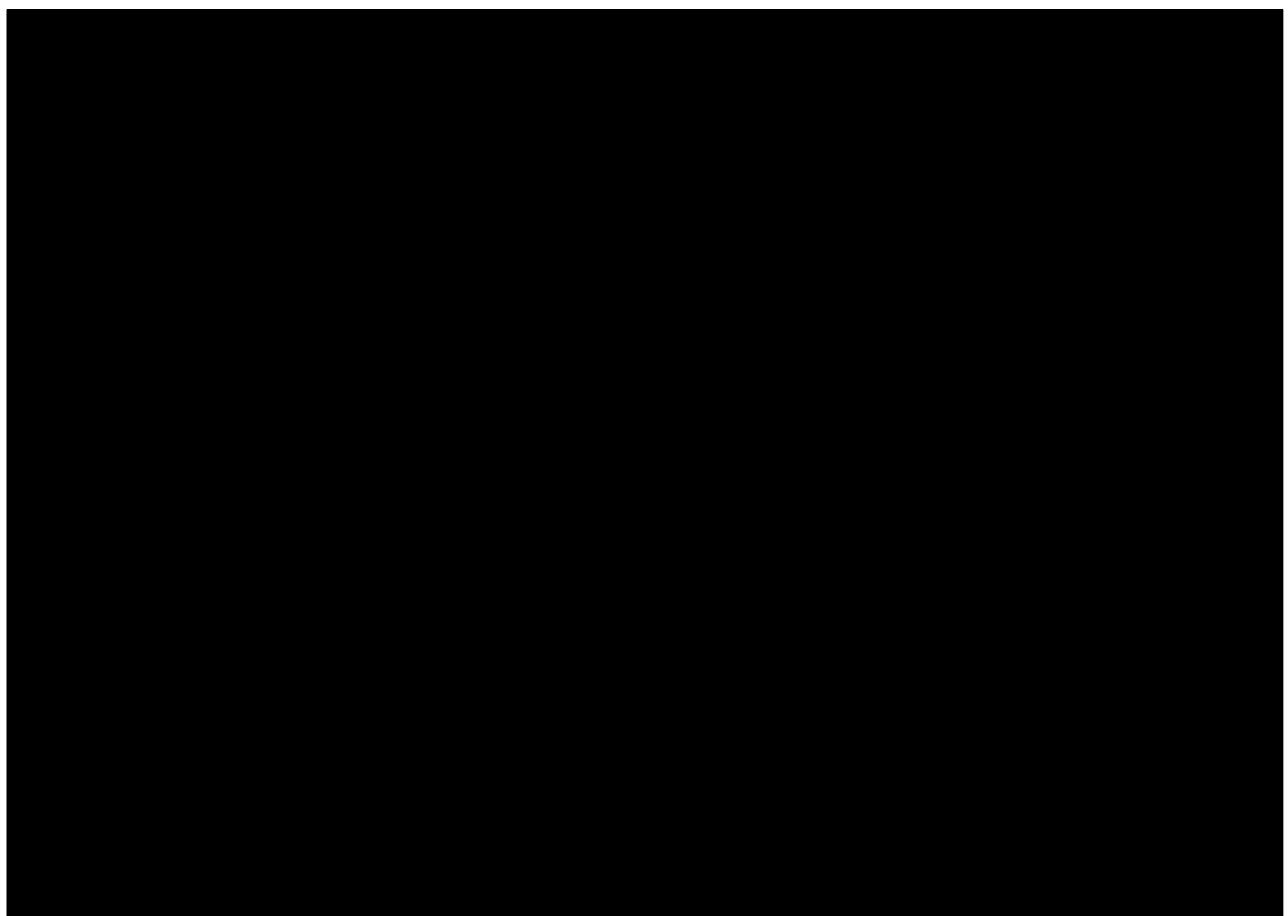


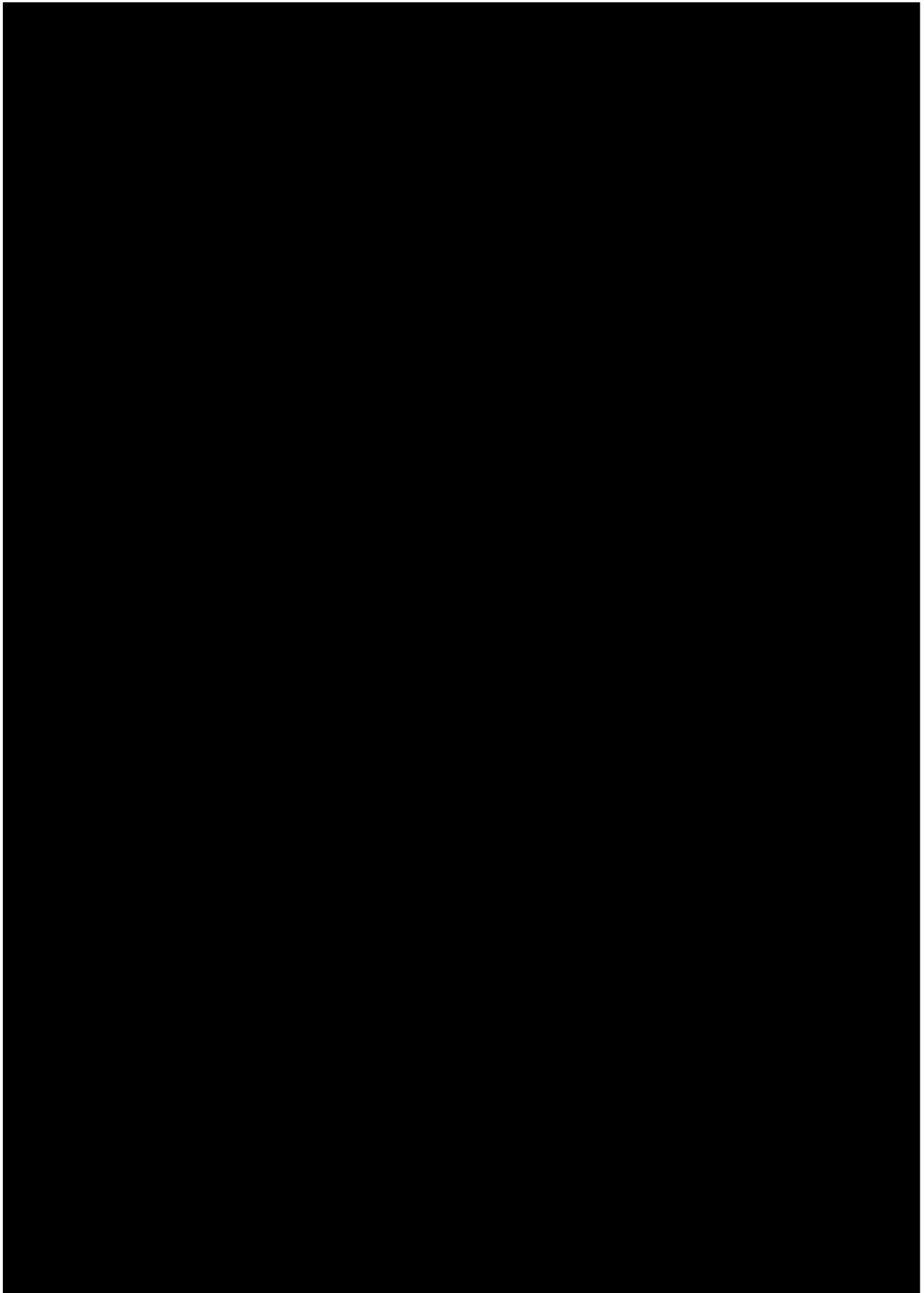


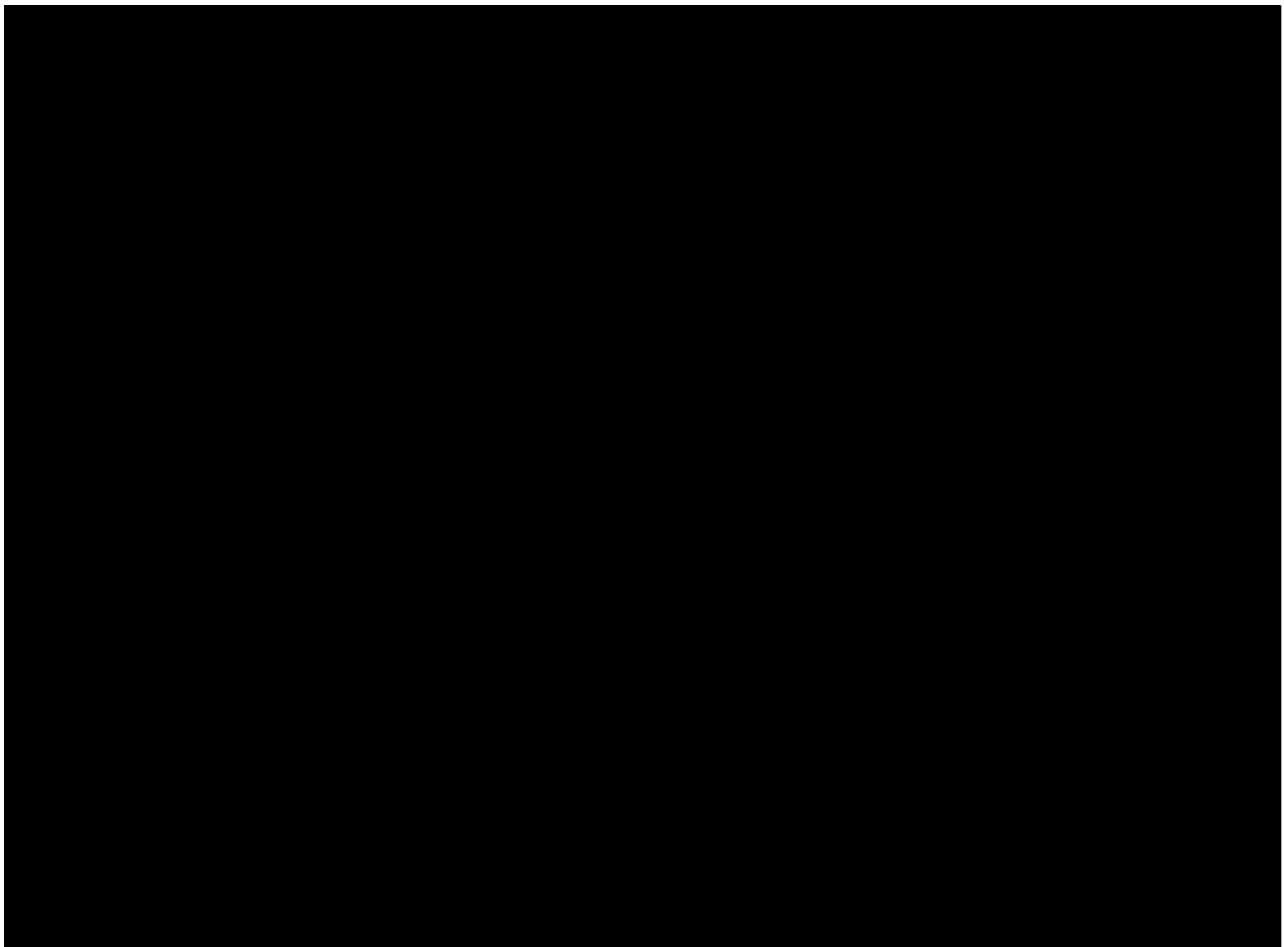


ウ 私は、爆心地から 1. 8 キロで被災し、これより内側には入っていませんが、他の人の話によれば、1. 8 キロよりも内側には真っ黒になった火傷した  
いが地を覆い、500m以内の大橋町の川は、死者のため川面がみえないくらい  
だったそうです。直下の松山町では、人体が瞬間的に蒸発して骨だけになっていたと聞きました。家という家は、みんな倒れていました。・・・しばらくして、  
火事が発生し、寮も火事で焼けました。後で友人から、「倒れた家の下敷きにな  
った人々は、逃げることもできず、断末魔の悲鳴を上げながら生きたまま焼  
死んでいった。」と聞き、これ以上お悲劇があるだろうかと悲しみで胸がつま  
てしまいました。

【惨状絵図】（甲B115）20～21頁、38～39頁



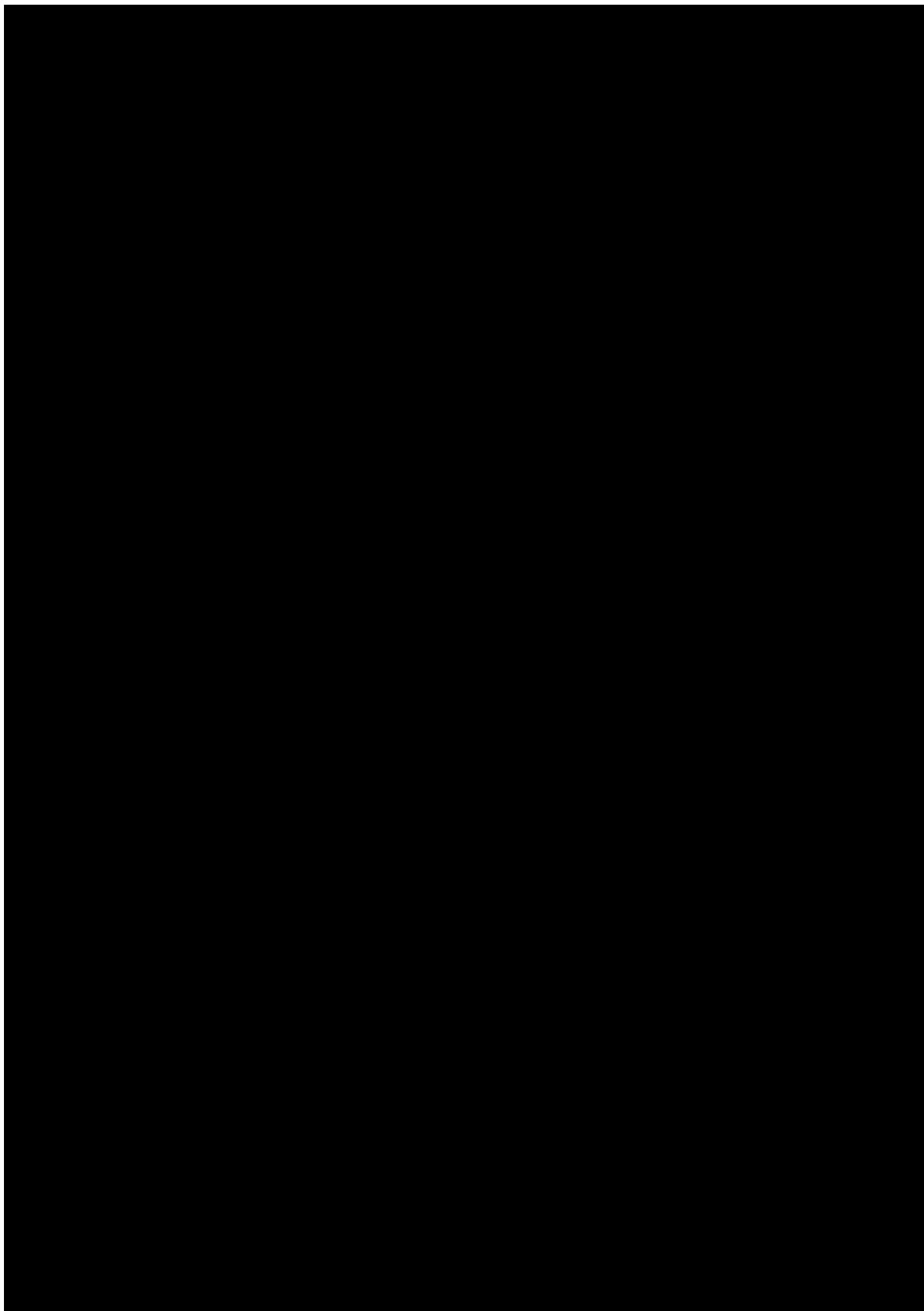


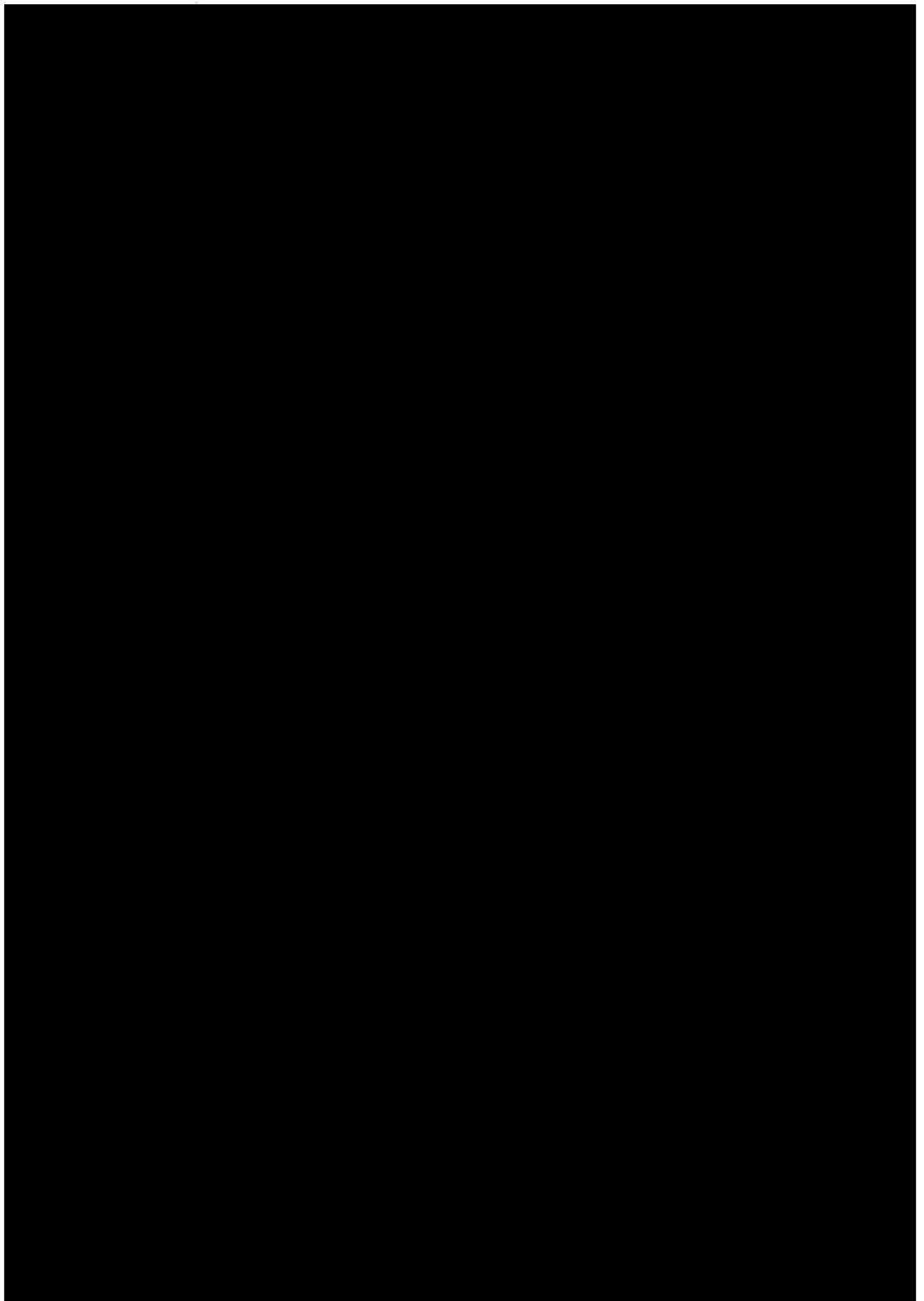


エ 長与までの道すがら、倒れた家、火災中の家、行き倒れた人々、息絶えた子どもを気が狂ったように抱きしめる母親、泥人形のように焼けただれて逃げまどう被爆者の姿は、まさに地獄絵そのもので、生きた心地がしませんでした。

・・・私は、3か月寝込みました。私にとって、この寝込んだ間が最もつらいときで、高熱、血便、下痢、脱毛、食欲なしの時が続きました。今思うと、放射線の影響でしたが、当時は、よく分かりませんでした。やけどの治療も辛く、兄が包帯を取り替えてくれるのですが、そのときがとっても痛かったので、死んだ方がまだと思うほどでした。麻酔なしで傷を縫われたときよりも、その後の包帯の取り替えの方がずっと辛かったです。腕からは白い、そうめんのような神経が出ていたのも見ました。近所の家々に、逃げてきた被爆者が、皆、同じ病気にかかっていて、次々に亡くなっていました。また、元気で長崎市で救護に当たった人たても、翌日には亡くなっていたと聞いています。（陳述書6～7頁）

【惨状絵図】（甲B115）52～53頁、54～55頁

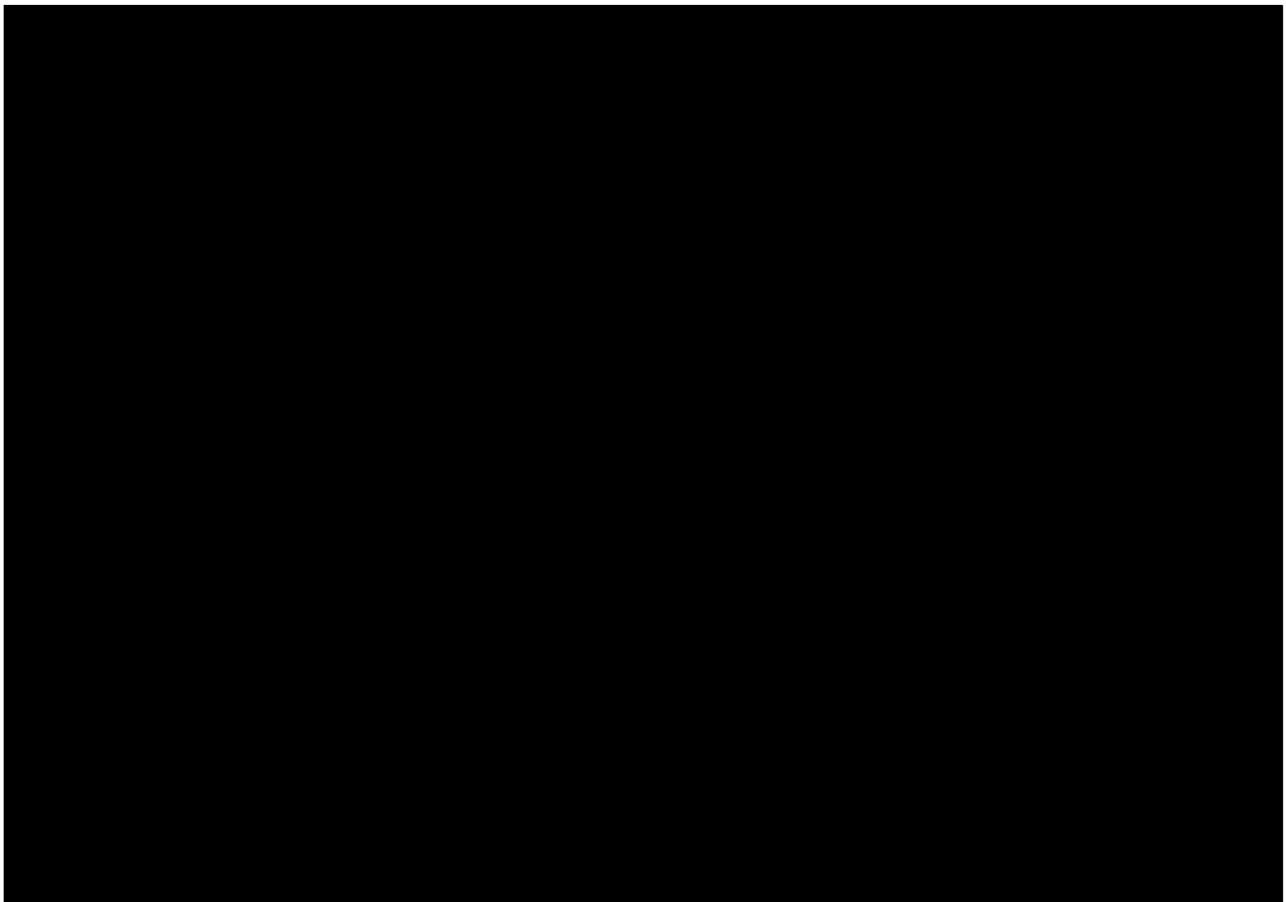


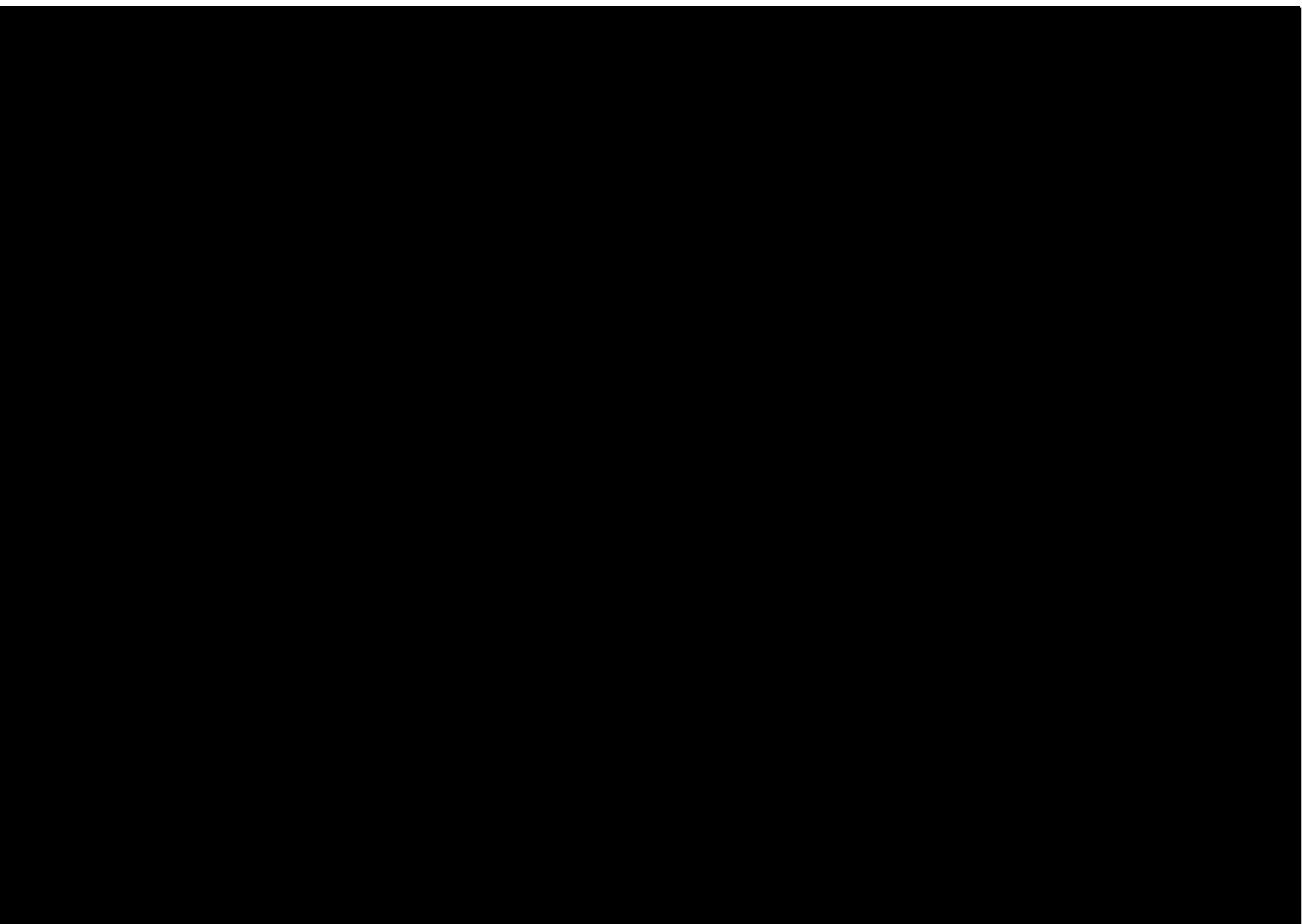


(5) 控訴人 [REDACTED] さんの陳述書（甲D118）

ア 忘れえぬ昭和20年8月9日、長崎に原爆が投下されました。当時私は8歳で、長与町の自宅付近で被曝しました。・・・慌てて自宅に戻ると、木造の家の中は、ガラスは飛び散り、タンスや戸など家財道具は倒れ、足の踏み場もない状態でした。当時13歳の姉（次女）は、自宅の前の川で洗濯をしているときに被爆し、驚いて家に駆けこんで足に怪我をしました。専業主婦だった母も自宅で被曝しました。・・・次男の兄は香焼で被曝し、8月9日の夕方に自宅に戻つてきました。その兄は「爆心地付近は死体で足の踏み場もなかった。」と話していました。（陳述書2～4頁）

【惨状絵図】（甲D115）34～35頁

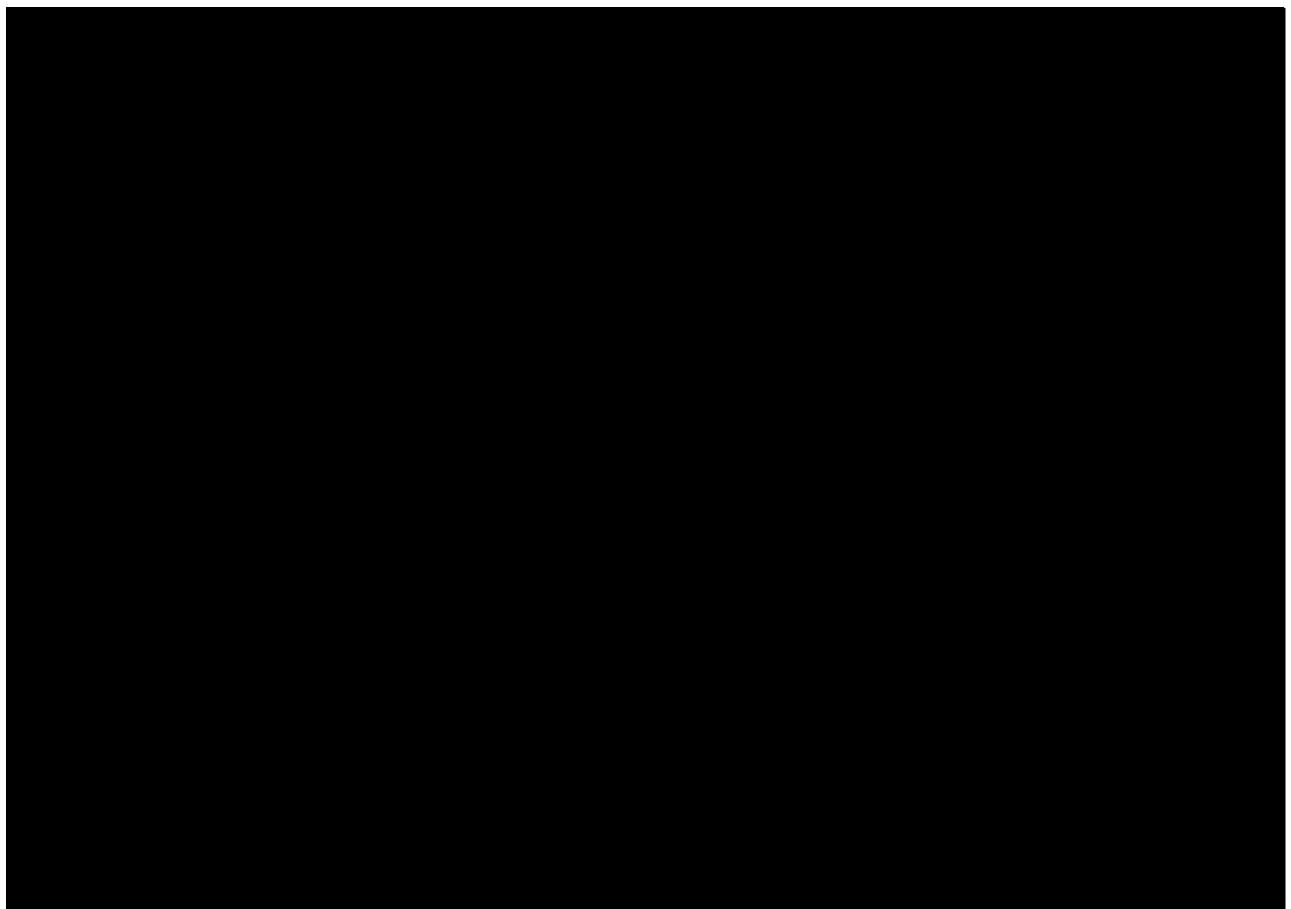


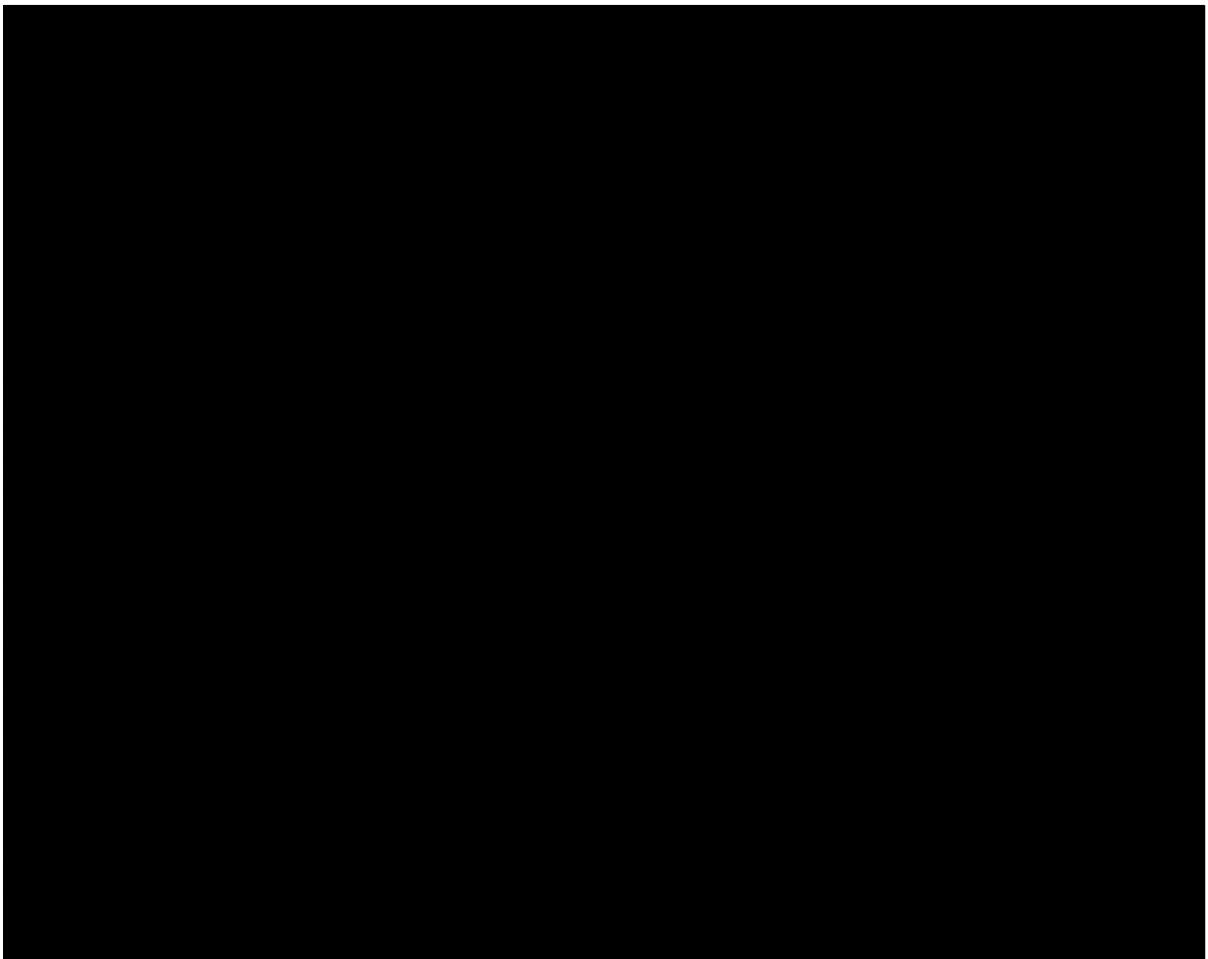


イ 8月9日の夕方、大橋に住んでいた伯母の子ども2人（5～6歳の子と3歳の子）を連れて長与まで避難してきました。子ども2人とも全身赤黒く焼けただれていました。母が叔母に背負われていた3歳の子どもを下ろそうとしたところ、叔母は「この子はもう生きていないから。」と答えていました。・・・私は従兄弟2人のやけどでぼろぼろになった姿を見て、怖くなり逃げ出してしまいました。5～6歳の子もそれから数日後亡くなりました。また、私が大好きで良く遊んでもらっていた、長崎大学医学部の生さんだった従兄弟のお兄さん（18歳くらい）は、8月9日から10日の夕方に長与の私の自宅に避難してきました。お兄さんは坂本町の下宿で被曝し、家の下敷きになつたけど怪我もせずに元気でした。ところが被爆による放射能の影響からか日に日に体が衰弱してどんどん痩せていきました。お兄さんは私の畳の部屋で療養していたのですが、ある日、その畳の部屋から物置部屋に「どうしても移してくれ。」と言って部屋を移りま

した。自分の死期を悟ってのことだと思います。被爆から1か月後くらいに、私  
を含めた家族が見守る中、汚物を口から10cmほど吐き出して息絶えました。壮  
絶な死に方でした。（陳述書4頁）

【惨状絵図】（甲B115）64～65頁





ウ 8月10日には、大橋の父方の叔父や従兄弟たちが長与の私の自宅に避難してきました。私の自宅は避難してきた親族で一杯になり、私が寝るところがなく、家の外の川の上に組んだやぐらのような大きな夕涼みの台の上に寝るようになりました。怪我人の世話も大変でしたが、避難してきた親族たちがこのあと数日間でどんどん亡くなり、毎日のように葬式をだし、とても辛い日々でした。でも、私は泣けませんでした。あまりに悲惨な出来事があり、短期間で人が死にすぎて、感覚が麻痺して涙が出なかったのだと思います。（陳述書5頁）

エ 父の実家はほぼ全焼で、実家すぐ近くに住む叔父の家の人たちは誰も見当たりませんでした。・・・周辺には芋畑があったので、昼食には母の知人からもらった小さな芋を食べました。焼け残った木材などを掘り起こし、残骸で芋を焼いて食べました。・・・昼食後も、私は母と一緒に周辺を、先々の井戸で水

を飲みながら歩き回りました。その際、電車の残骸の中に、骨だけの遺体があつたことを良く覚えています。 (陳述書 6 頁)

オ 私は被爆後、数日すると吐き気を催すようになりました。夏休みが終わり、学校に行くようになると、15～20分くらいの登下校の途中で何度も吐くようになりました。吐くといつても、ほとんど飲食できていない状態なので、いわゆる空吐きで、よだれのような胃液が出てきました。そのような症状が、毎日片道3～4回もありました。被爆から1年間くらいがひどく、徐々に軽くなつてきましたが、中学校を卒業する15歳くらいまで大変苦しめました。 (陳述書 7 頁)

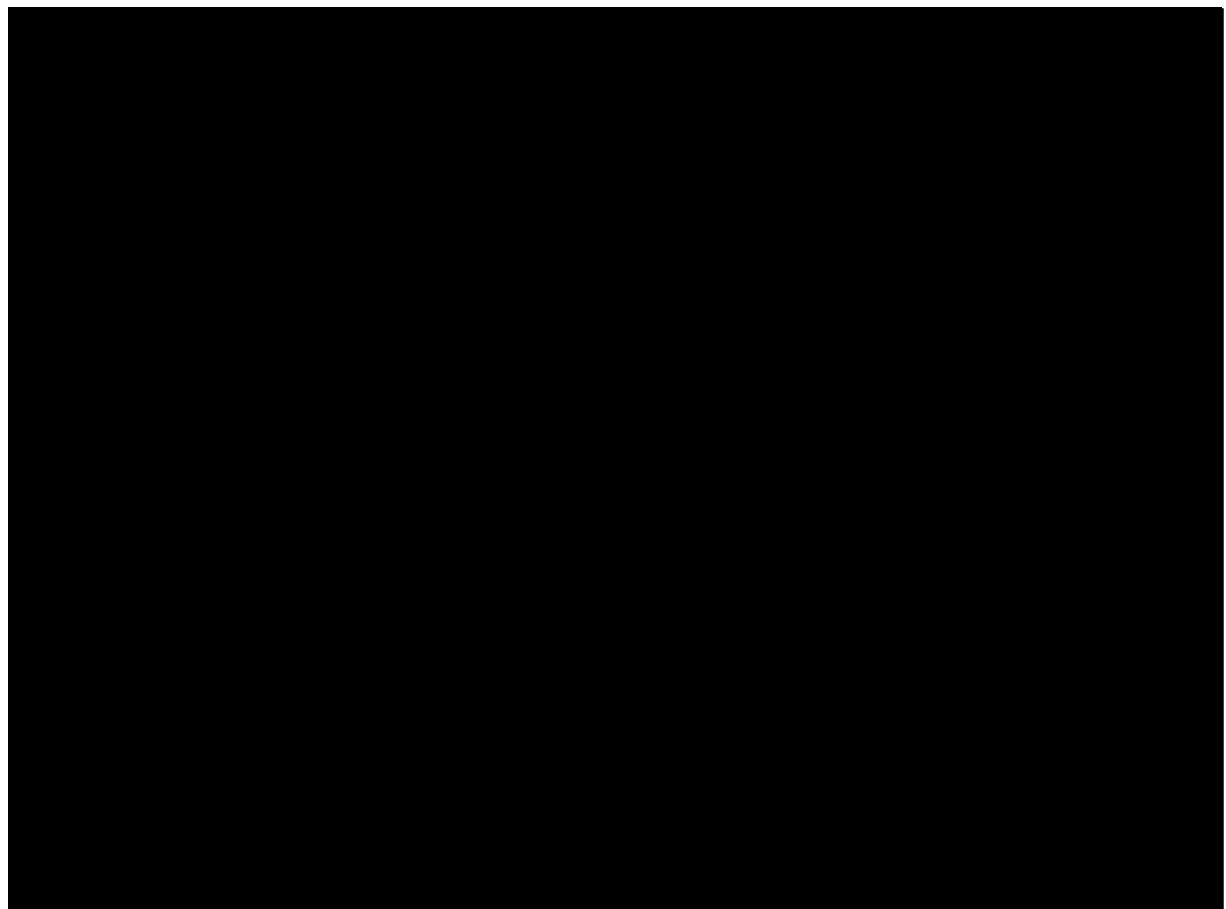
(6) [REDACTED]さんの陳述書 (甲D 99)

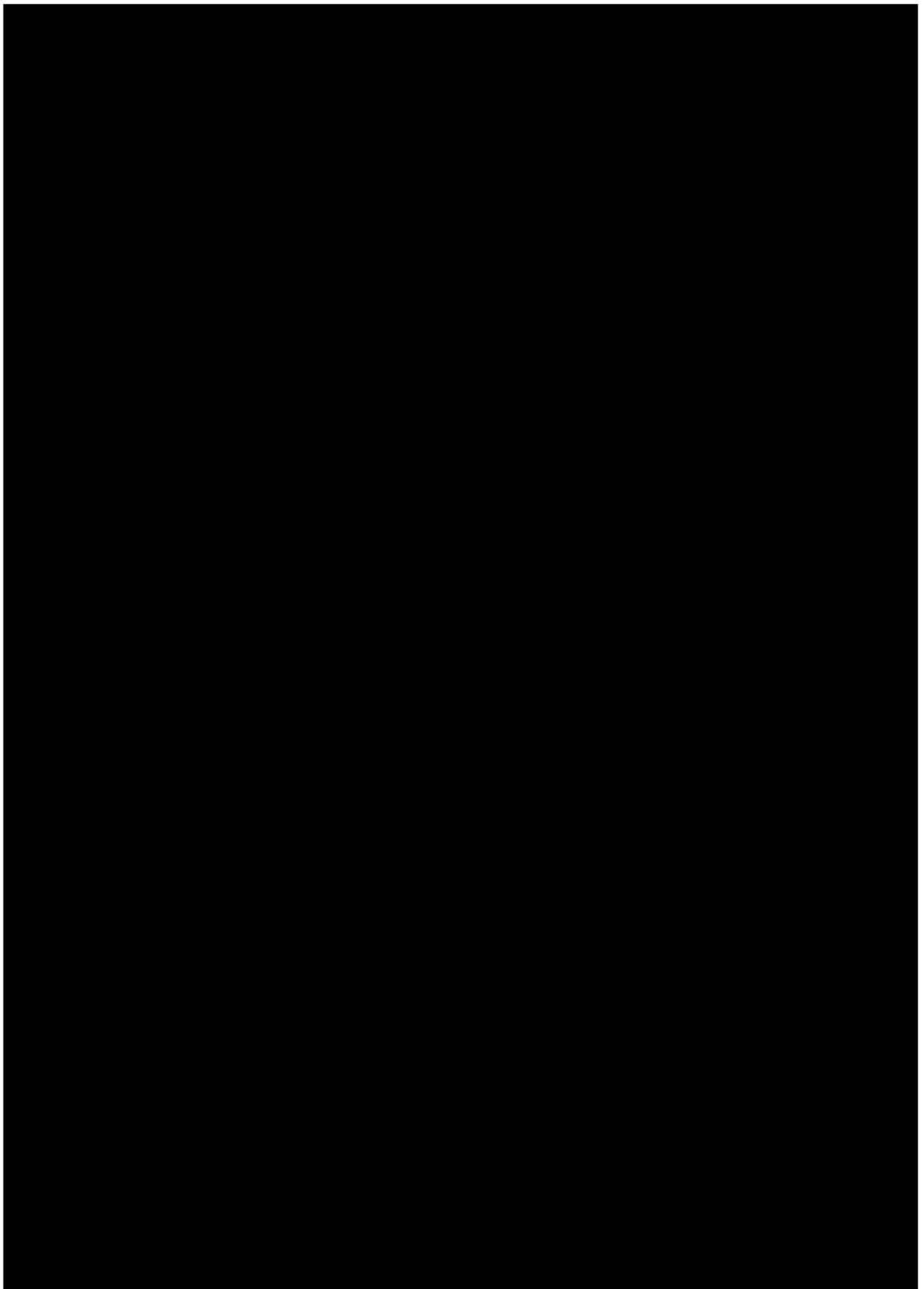
ア 私は、原爆投下当時14歳で、長崎市大橋の三菱長崎兵器製作所大橋工場の養成工でした。・・・原爆が投下されたとき、私は実験場で実験準備中でした。上司の命令で機械室へ小走りで移動し大きな柱のところに来た時に、突然、閃光や大音響があって、爆風で10メートルほど吹き飛ばされました。両耳は聞こえなくなり、閃光で目はくらんで、真っ暗で何も見えませんでした。左の鼓膜は破れ、右ひじを壁に打ち付けて、肘には今でも傷跡が残っています。このとき、右ひじを打ちましたが、頭を打っていれば死んでいたとおもいます。 (陳述書 1～2 頁)

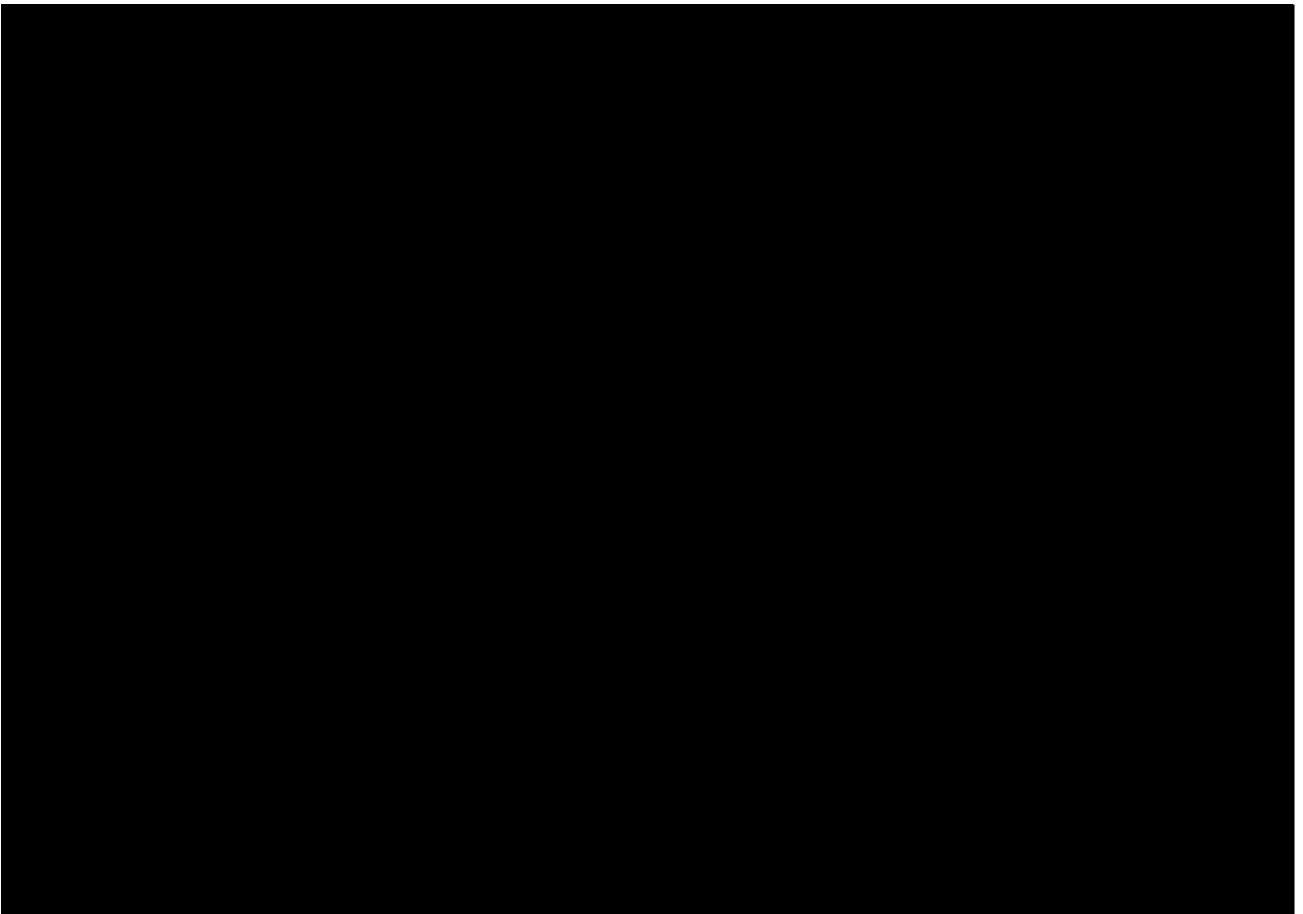
イ うずくまって30分ほどして目を開けると、ぼんやりと目が見えたので、周囲をみると煙に巻かれていました。這って移動すると、何もかも壊れていて、建物の分厚い壁は壊れ、大型機械も吹き飛ばされ、破壊されていました。外に出ようと歩くと、焼けた死体や、血まみれの死体が丸太のように倒れていました。煙の中で移動しましたが、生きている人は誰もおらず、正門で少し待ちましたが、

避難してくる人はいませんでした。（陳述書2頁）

【惨状絵図】（甲D115）8～9頁、10～11頁

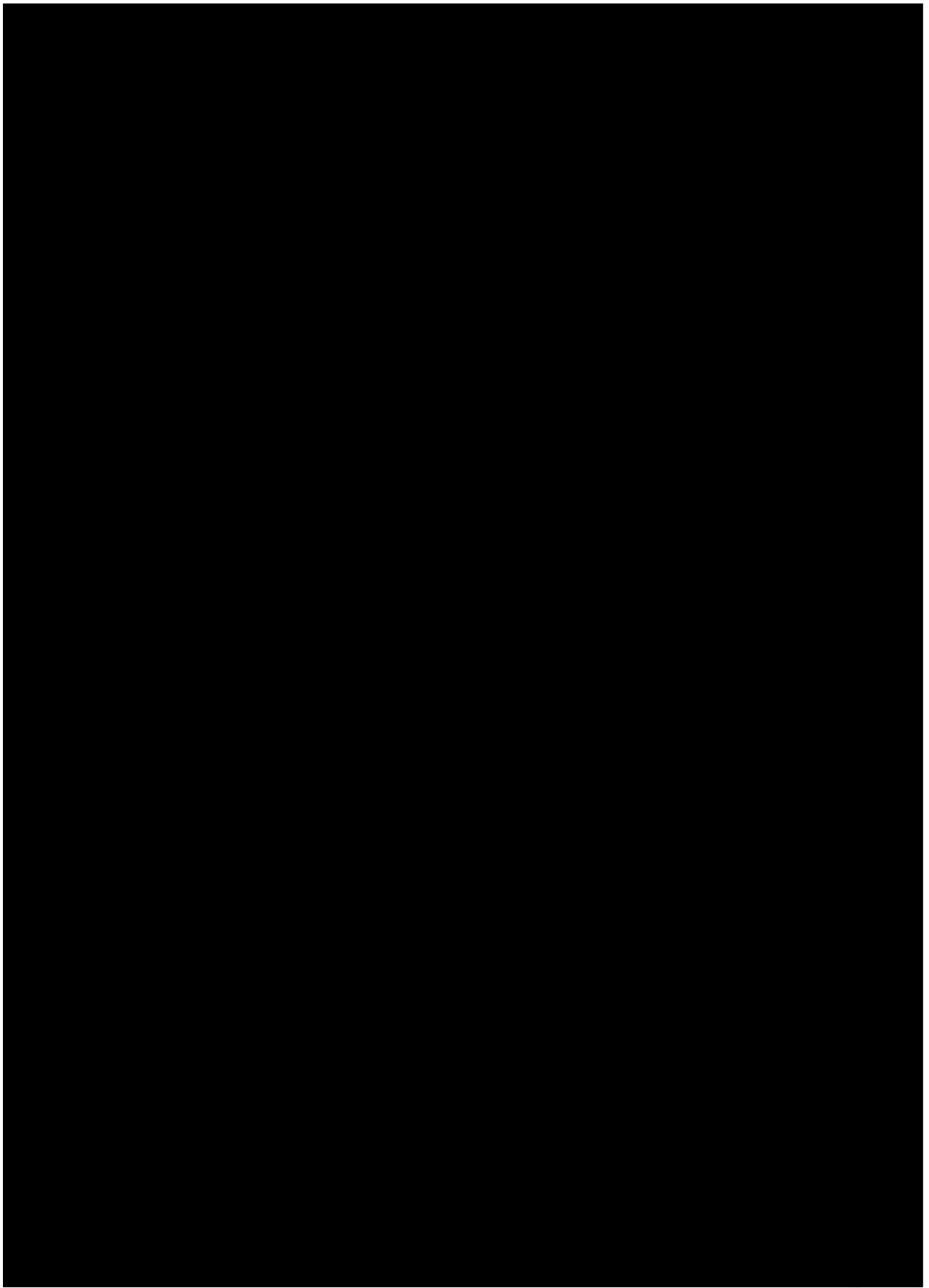


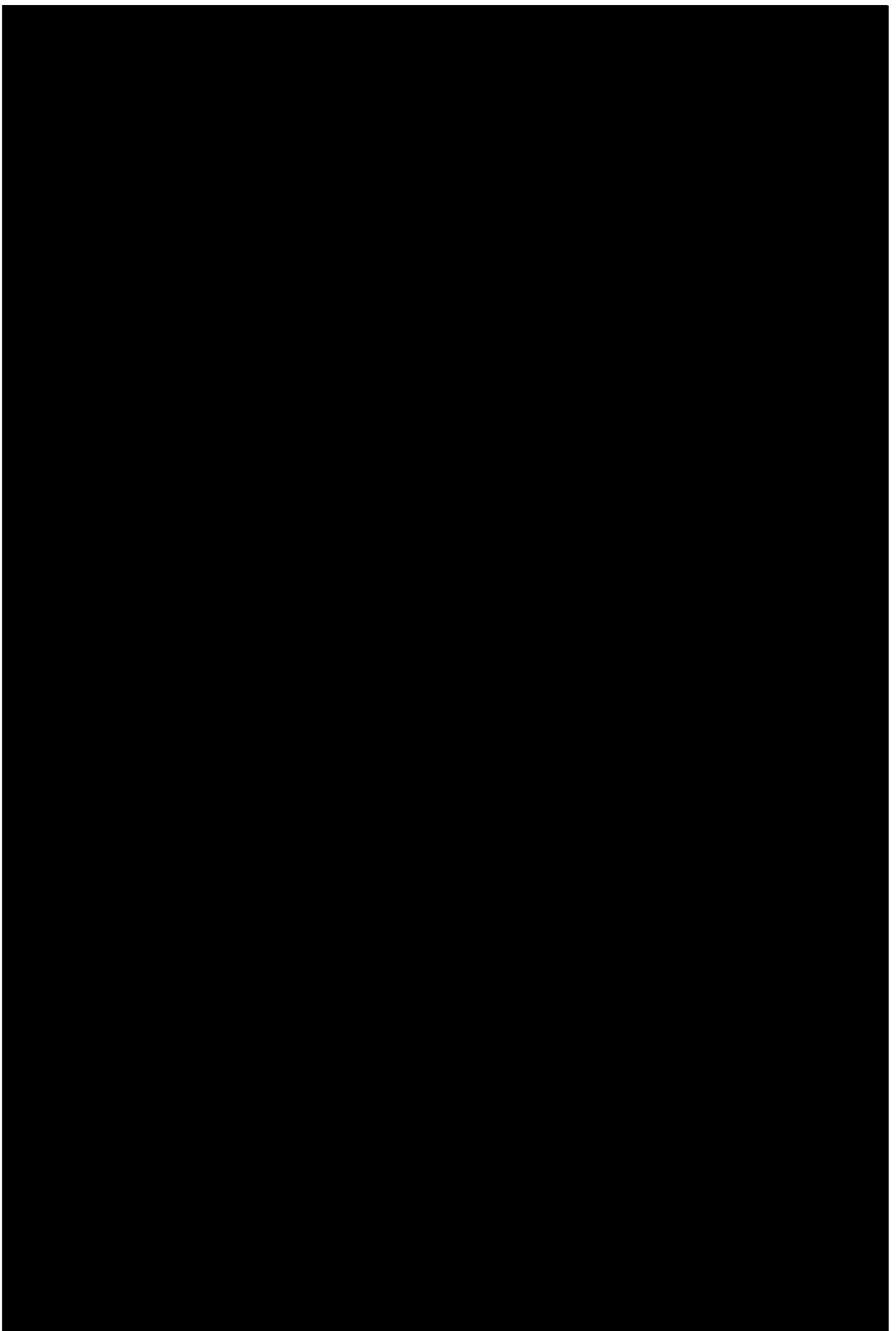




ウ そこで、一人で避難しようと外に出ると、立派だった工場はがれきの山  
になっていました。周囲は焼け野原で、学校とか大学病院など的一部を除いて、  
建物が全部なくなり、焼け野原に変っていました。立っている木も家もなく、倒  
れた木の葉っぱはなくなっていて、田畠の稻も焼けて、どこにも緑がなく、元気  
な人が一人もおらず、この世じやないと思う光景でした。黒い煙のせいで周囲が  
暗くなっていて、太陽がなくなったのかと思いました。後で人災と分かって、ま  
たビックリしました。外へ出たものの、どこに行ったらよいか分からず、さまよ  
っていました。服が焼けて肌も全身が黒く焼けて皮膚が垂れ下がっている人、田  
んぼの中の人や馬の死体、焼けた家や寺から煙と日が上がり、髪が焼き切れて紫  
変色して死んでいる母親に泣きすがる子どもや、丸裸で血だらけの人、甲高い悲  
鳴や、助けを求める声があちこちで聞こえ、鳥肌が立ち、体が震えました。 (陳  
述書2頁)

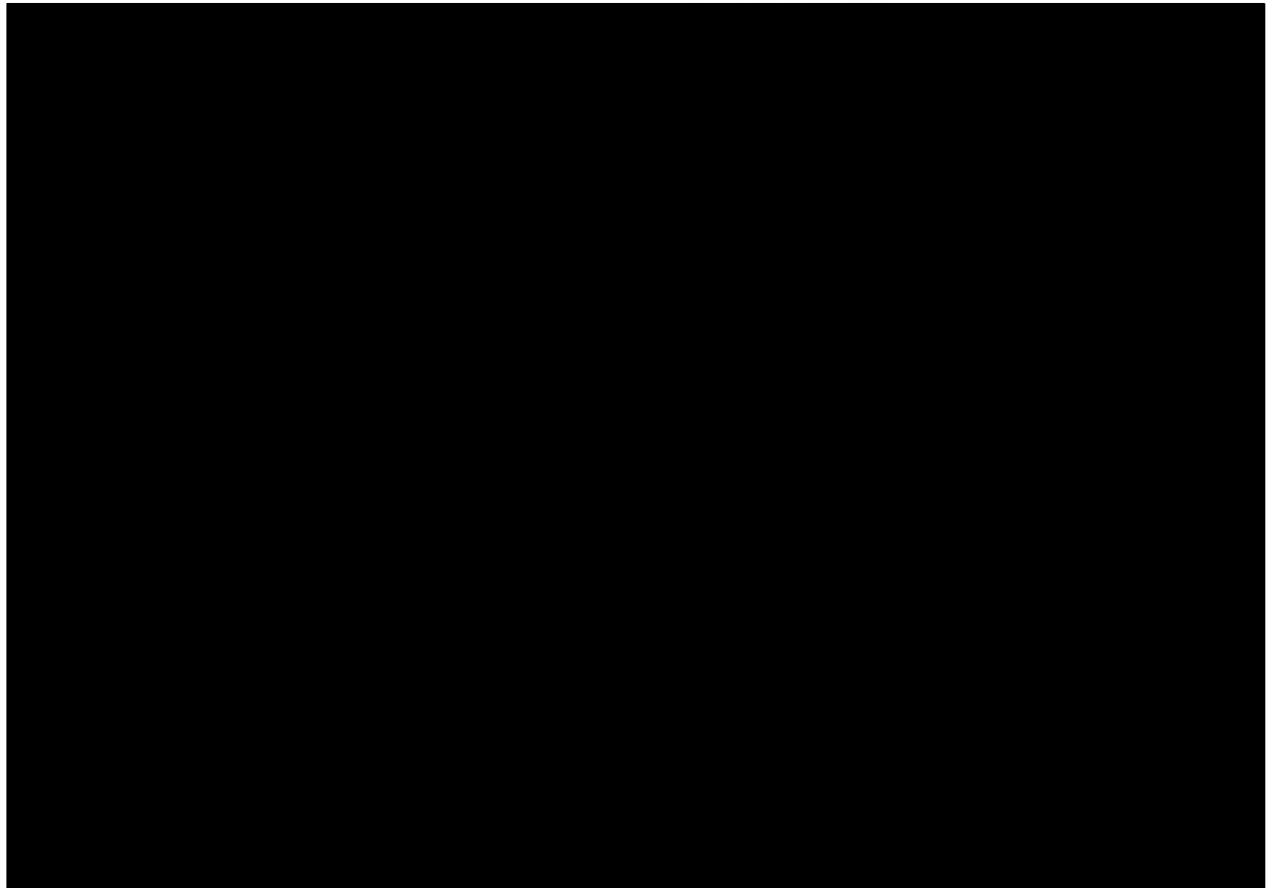
【惨状絵図】（甲D115）12～13頁、60～61頁

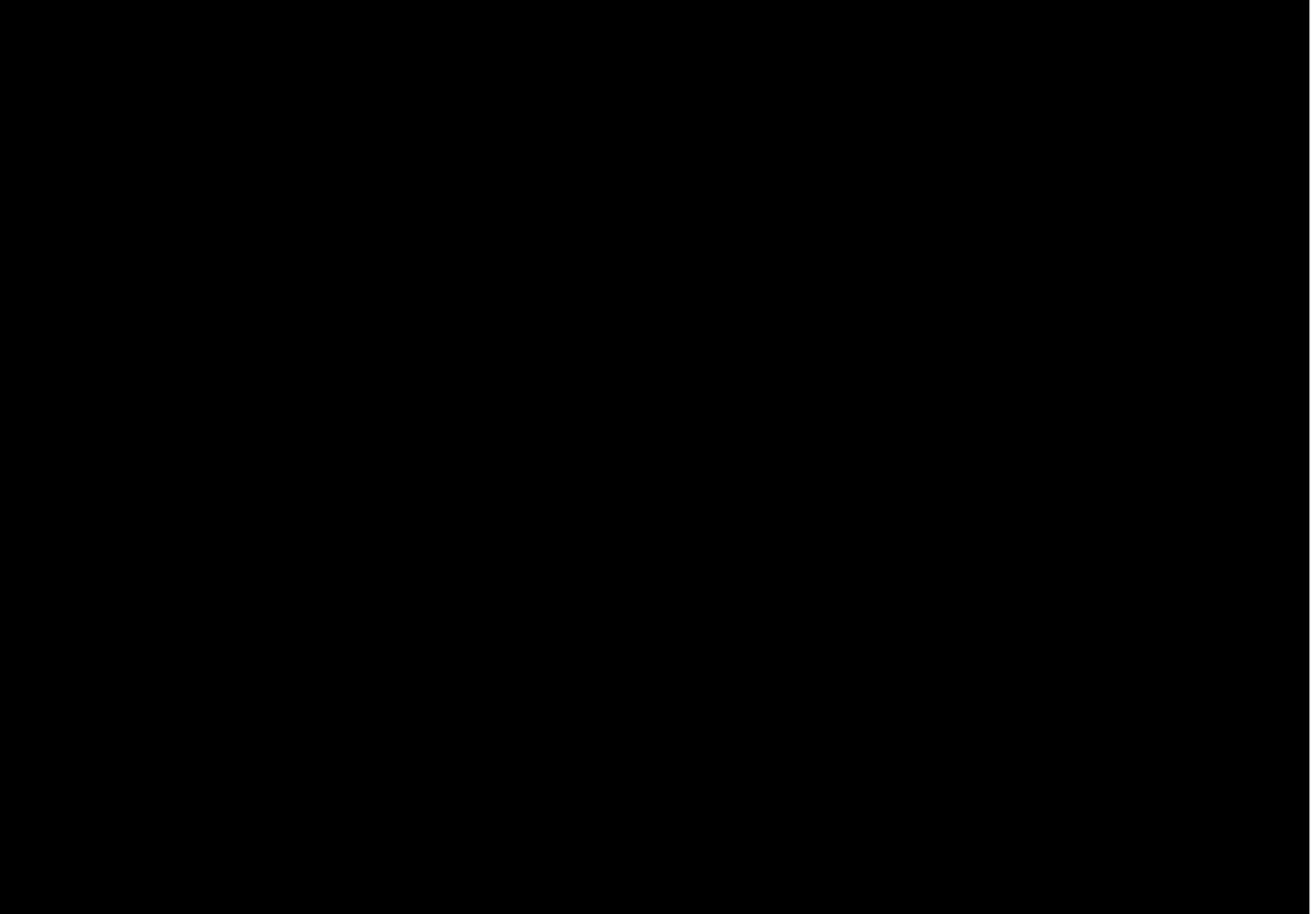




エ 鉄道のところにたどり着くと、線路沿いには怪我人だらけで、皮膚が破れて髪が焼き切れ紫に変色した人、頭から流れる血で足まで赤くなっている人、ガラスの破片によるけがで赤いペンキをかぶったように全身が真っ赤な人などが、線路に沿って何百人と倒れていきました。座っていられる人はおらず、みんな横に倒れて、服が焼けて、髪も焼けて、体も火傷して男か女か分からないような状態で、どんどん死んでいきました。赤ちゃんから年寄りまで、全身が紫に変色していて、死ぬ順番をまつて寝転んでいるかのように見えました。（陳述書2頁）

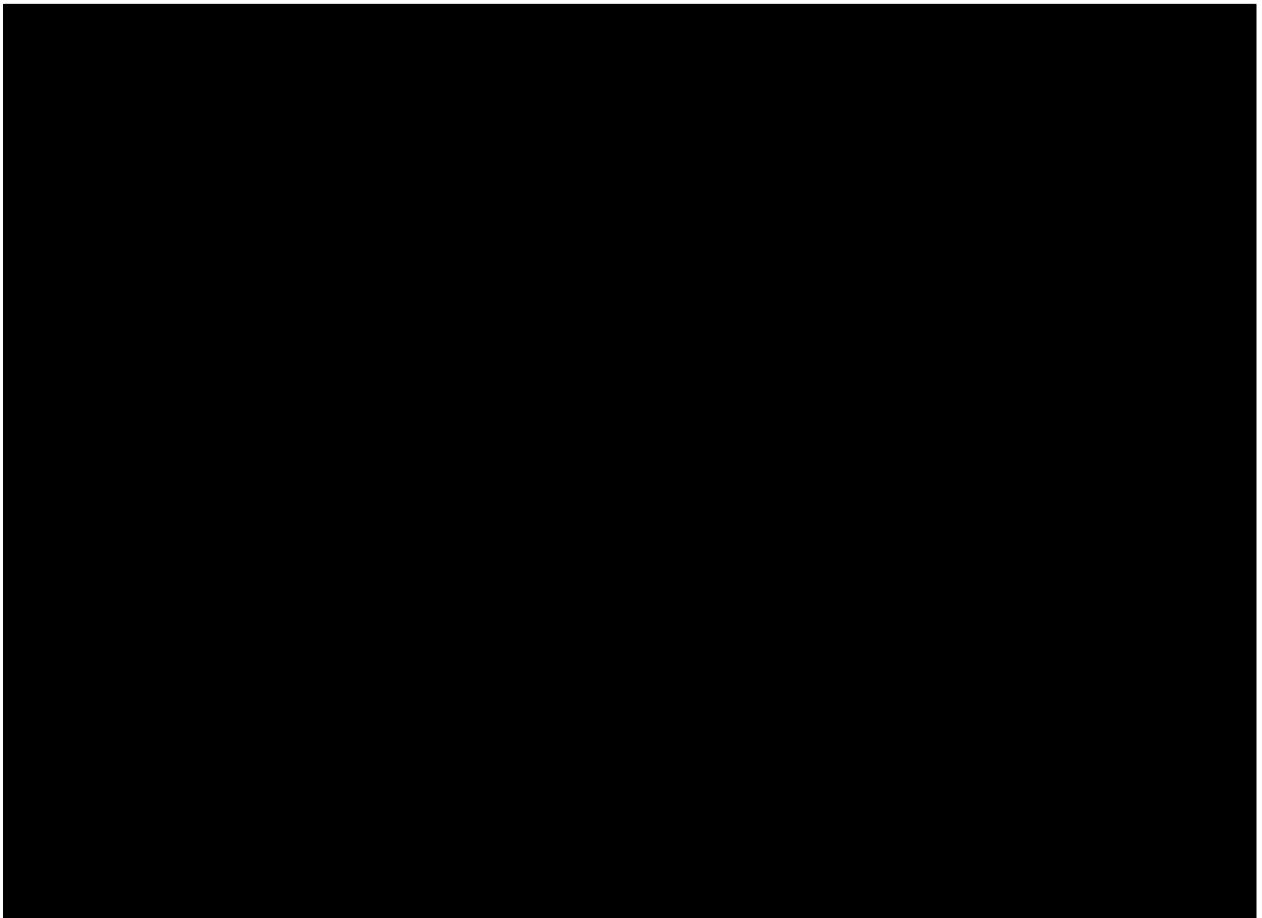
【惨状絵図】（甲D115）22～23頁

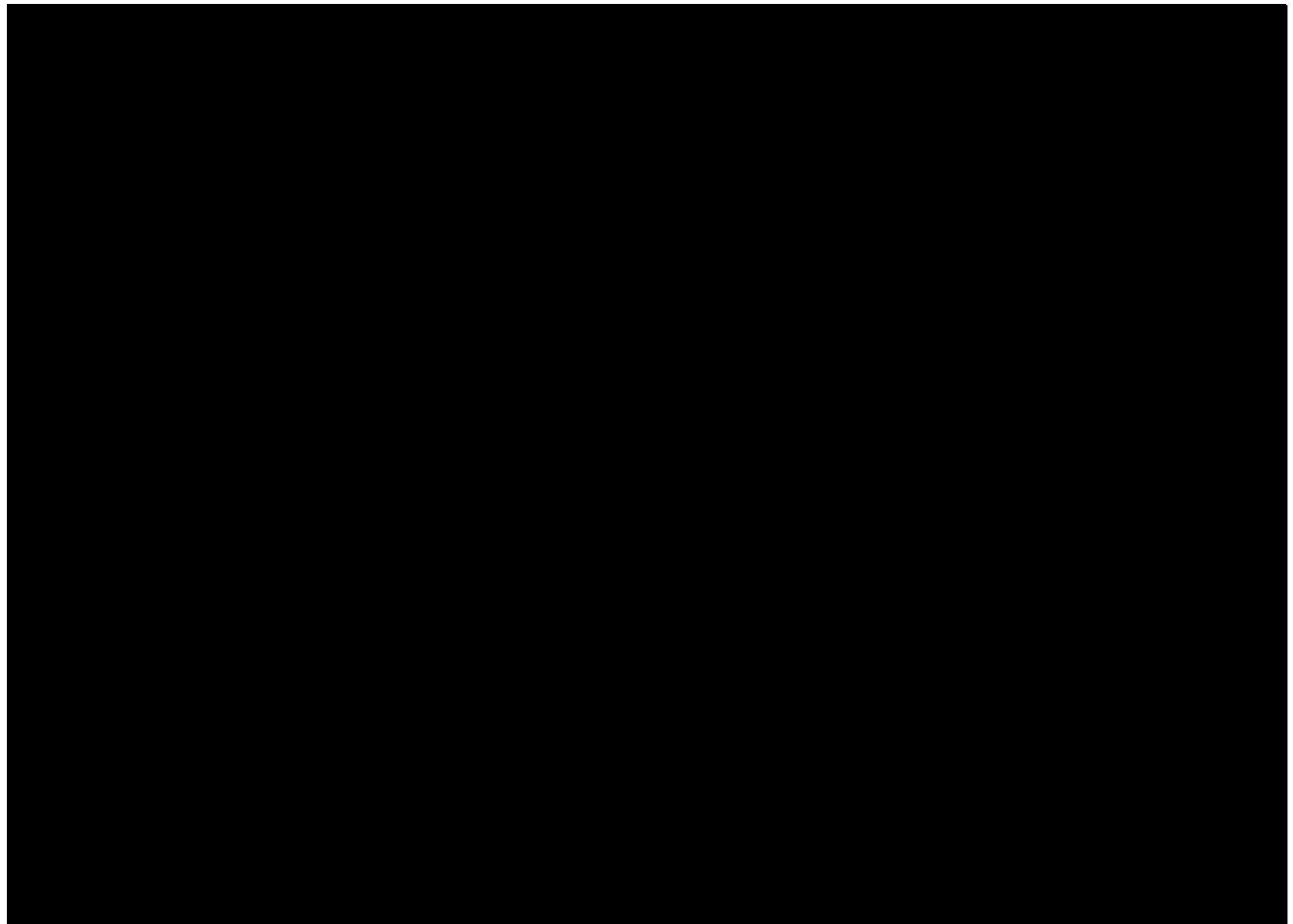




オ すると、倒れた人が、「水、水」と私に向かって小声で叫んでしました。  
「水を飲ませると死ぬぞ」と呼びまわる人がいて、水をあげてはいけないと思いましたが、たまたま一緒に働いていた山田君が倒れていて、水を飲ませてくれというので、私は水を飲ませないでいても助かるとは思えなかつたこともあり、燃  
えている布団の綿をちぎりとり、それに田んぼの水を含ませて、水を飲ませてあ  
げました。30人くらいの人に水を飲ませたところで、最初に水を飲ませた山田  
君のところへ行くと、何も言いませんし、動く様子もありません。名前を呼びか  
けながら胸のところを手で押して揺さぶったところ皮がずるりと剥げ、死んでい  
るのが分かりました。周りを見ると、私が水を飲ませた人がみんな死んでいまし  
た。私は、恐ろしくて、人を殺してしまったと自分を責めて、涙が止まりません  
でした。どうしてよいか分からず、なにもできないでいると、汽車の汽笛が聞こ  
え、救援列車が来てくれたことが分かりました。（陳述書2頁）

【惨状絵図】（甲D115）14～15頁





(7) [REDACTED] んの陳述録取書（甲D27）

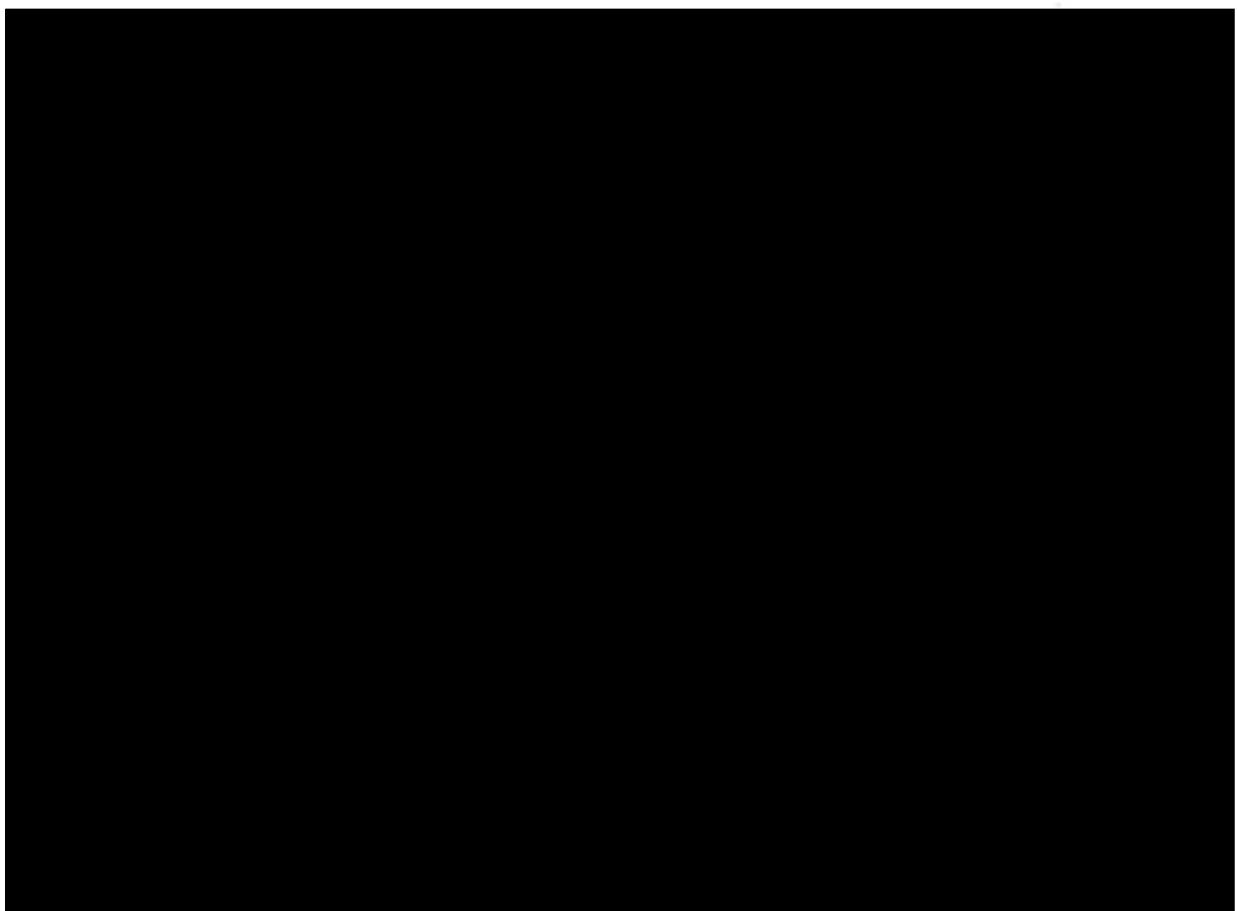
15歳のときに、当時勤めていた三菱電機長崎製作所の工場内で被曝をしました。・・・再び仕事に戻ったところ、突然の爆風に襲われました。空襲警報、警戒警報は解除されていたにもかかわらず、また、外ではなく建物内にいたにもかかわらず、ものすごい爆風が襲ってきたのです。今まで経験したことのないほどのすさまじい爆風でした。・・・勤めていた工場では、負傷者が数名出ただけで、幸いにも死者はいませんでした。しかし、別の工場内では多くの死傷者が出していましたし、工場周辺でも多数の死傷者が出ていましたので、その後はその対応に追われることになりました。そのため、それから10日ほどは、東望、現在の矢上のあるあたりにあった会社の寮から通勤をして死傷者の対応、具体的には死体の処理にあたりました。

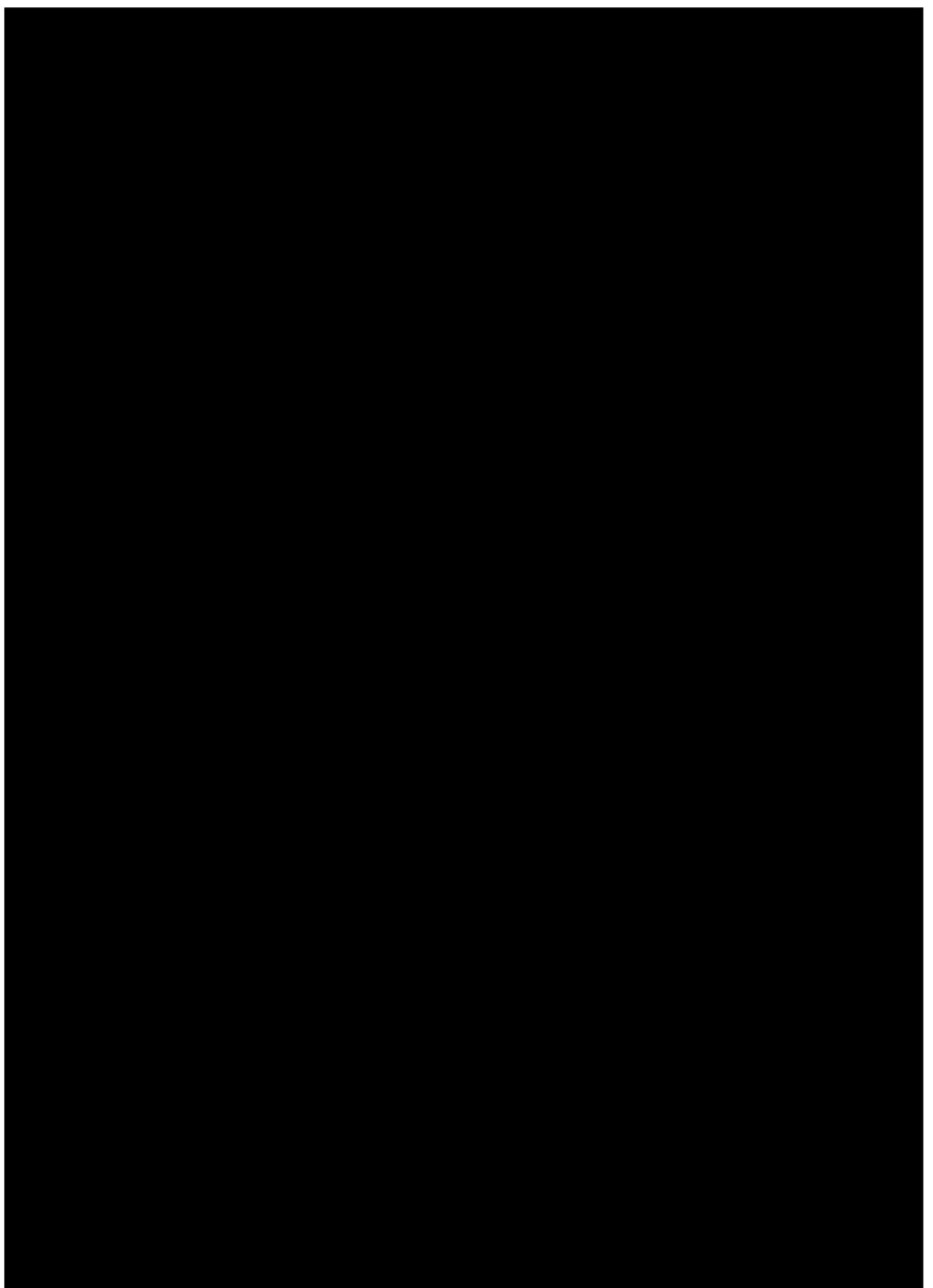
工場の周辺や通勤の途中で見た町の光景は、すさまじいものでした。焼けた人

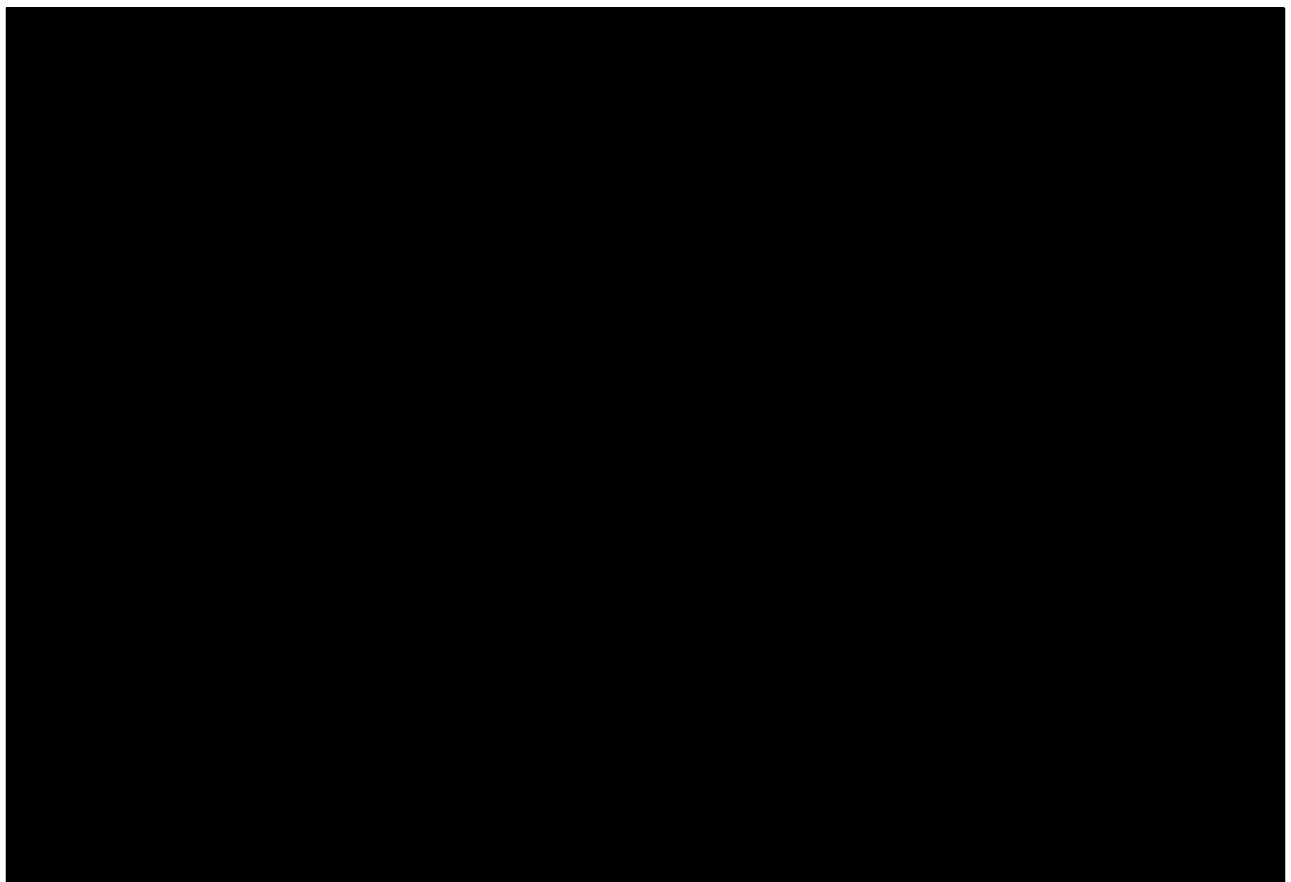
の死体、圧死した人の死体、その骨や腐敗した肉などが町中を埋め尽くしていました。生き地獄とは、まさにああいうことをいうのではないでしょうか。みな、苦しんだことでしょう。痛く辛かったことでしょう。亡くなった方たちのことが、ただただかわいそうでなりませんでした。そのむごたらしい惨状は、今もはっきりと脳裏に焼き付いています。一生忘れることはありません。現在の平和で穏やかな生活の中でも、その惨状を想い出せばぞつとする思いがします。

私たちは、10日間毎日、ただひたすらに死体の処理にあたりました。1日に10～20体、10日間で100～150体ほどの死体を埋葬したと思います。爆風により吹き飛ばされて散らばっていた周辺の家の柱を拾ってきて、それに重油をかけて死体を焼きました。遺骨は麻袋に入れて、それをお寺に持つて行って埋葬しました。近いところでは、淵小学校などでも同様に死体処理が行われました。同級生もたくさん亡くなりました。（陳述録取書1～3頁）

【惨状絵図】（甲D115）30～31頁、32～33頁







以上